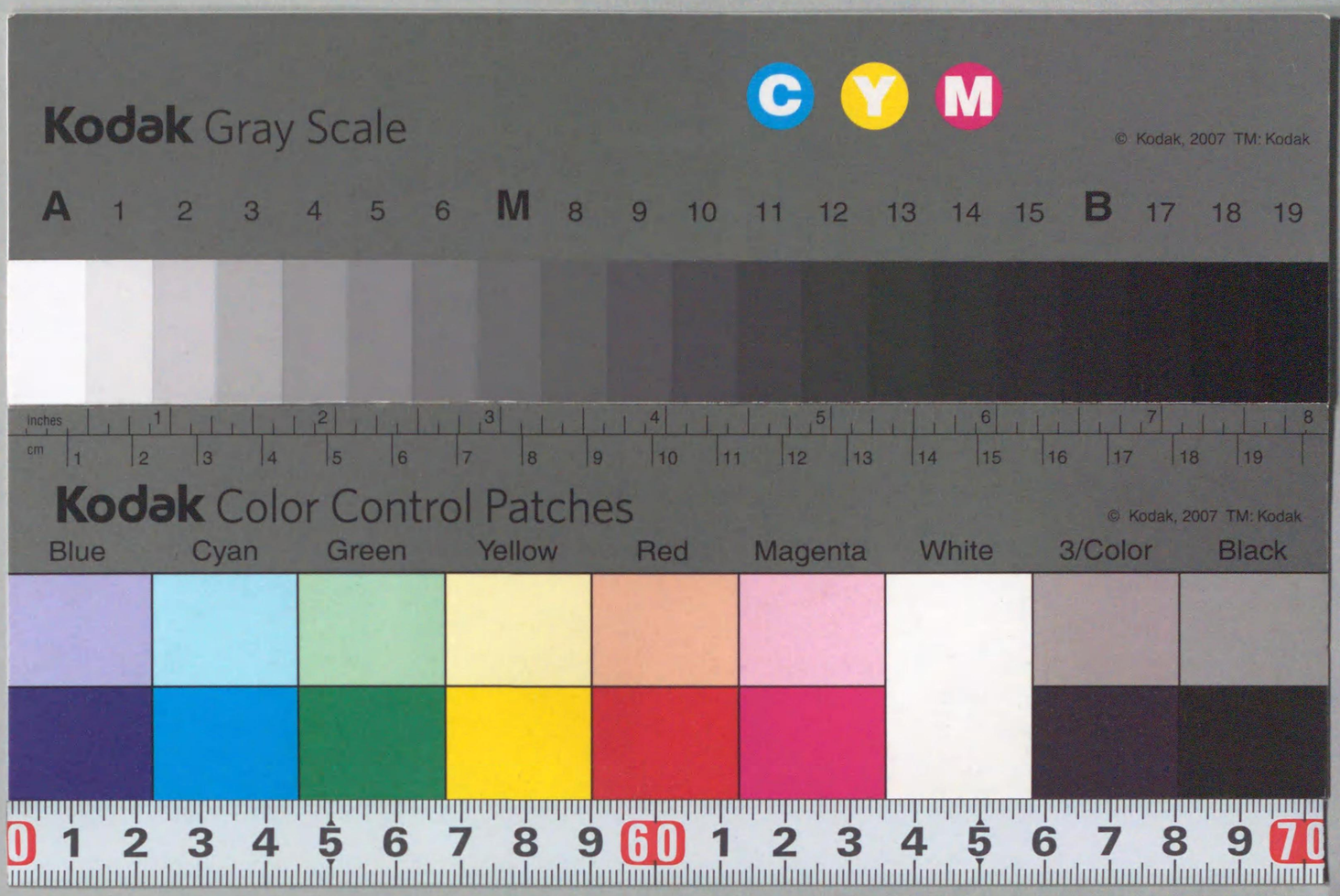
Kodak Gray Scale
C Y M
© Kodak, 2007 TM: Kodak
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19
inches 1 2 3 4 5 6 7 8
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
Kodak Color Control Patches
© Kodak, 2007 TM: Kodak
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

GB22
7
007357709

大日本史料

第一編之十五

東京大學史料編纂所編纂

東京大學藏版

210.08
To456d
GB22
7

國立國會圖書館
42. 8. 16

735709

大日本史料

第一編之十五目次

圓融天皇

天延二年

四月

一日　御物忌ニ依リテ、旬儀ヲ停ム、……一
二日　關白太政大臣藤原兼通、上表シテ、關白ヲ辭ス、尋デ、七日、勅答ヲ賜フ、……一
四日　廣瀬・龍田祭、……二
五日　中納言從三位藤原朝成薨ズ、……二
六日　平野祭、……二六
七日　擬階奏、……二六
八日　灌佛、……二七

十　日　小除目、右中辨源伊陟ヲ藏人頭ニ補ス、……二〇
十一日　大神祭使ヲ發遣ス、……二三
十二日　夜御殿ノ燈爐燒ク、……二三
十九日　賀茂祭、……二三
廿九日　贈皇太后藤原安子國忌、……二六

五　月

七　日　近江兵主三上神社ノ怪異ニ依リテ、御トヲ行フ、……二九
山城祇園觀慶寺ヲ以テ、延曆寺別院ト爲ス、……二九
檢非違使廳政、……四四
九日以後ノ廳政、
八　日　季御讀經、……四四
藏人頭源伊陟ニ禁色ヲ聽ス、……四七
十一日　僧綱召、……四八

十三日　檢非違使平親信ヲシテ、比叡山ニ御願寺大乘院ヲ建ツベキ地ヲ點定セシム、……五〇
十六日　十六社ニ奉幣ス、……五一
廿一日　大神宮以下ノ諸社ニ奉幣ス、……五三
廿三日　小除目、尾張百姓ノ訴ニ依リ、同國守藤原連眞ヲ罷メ、散位藤原永頼ヲ之ニ任ズ、是日、所々ノ別當ヲ定ム、……五三
著欽政、……五四
廿四日　能治ノ功ニ依リ、傳燈大法師位法緣ヲ、重ネテ、東大寺別當ニ補ス、……五六
廿五日　村上天皇御忌、……五七
廿七日　太政大臣藤原兼通、木幡墓ニ詣デ、法性寺ニ於テ、誦經ヲ修ス、……五八
左京大夫從四位下藤原遠基卒ス、……五八
廿八日　賑給使定、……六三
左衞門尉源致明等ヲシテ、强盜ヲ追捕セシム、……六四

六　月

十　日　御體御卜奏、……六五
十一日　內裏ノ穢ニ依リテ、月次祭・神今食ヲ延引ス、尋デ、七月九日、之ヲ追行ス、……六五
十二日　河臨御禊、……六六
十四日　始メテ、祇園御靈會ヲ行フ、……六六
廿七日　除目、是日、醍醐天皇更衣藤原淑姫ニ贈位ス、……六八

七月

四　日　廣瀬・龍田祭、……七〇
六　日　雷、典藥寮ニ震ス、仍リテ、雷鳴陣ヲ立ツ、……七〇
七　日　乞巧奠、……七一
十　日　大殿祭、……七一
十一日　免物アリ、……七一
廿六日　相撲召合、……七三

八月

一　日　賑給、……七四
二　日　釋奠、……七四
七　日　再ビ、石清水行幸延引ニ依リテ、同宮ニ奉幣使ヲ發遣ス、……七五
九　日　甘瓜ヲ侍從所ニ賜フ、……七六
十　日　主計頭賀茂保憲、太政官廳御忌方ニ當ルニ依リ、犯土・造作アルベカラザル由ヲ勘申ス、……七七
出羽國、年料鵜ヲ貢ス、……七八
勸學會所、日向守橘倚平等ニ牒シテ、佛堂建立ノ資ヲ募ル、……七八
橘倚平ノ事蹟、
十一日　定考、……八五
雅樂寮等諸司ヲシテ、諸節會ニ准ジテ、石清水放生會ニ供奉セシメ、以テ、永例ト爲ス、……八五
十三日　右政、……八七
十四日　復任除目、……八七

前大宰權帥源高明ニ封戸ヲ賜フ、……八七
十五日　石清水放生會、……八八
十六日　信濃勅旨駒牽、……八八
小除目、……八九
佐伯宗教等ノ任官、
十八日　季御讀經、……九〇
廿二日　東西宣旨飼使ヲ發遣ス、……九一
廿八日　疱瘡流行ニ依リテ、大祓ヲ行フ、……九四
廿九日　臨時仁王會、……九四
九　月
三　日　御燈、……九七
六　日　武藏秩父駒牽、……九八
十月二日、牽別、
七　日　主計頭賀茂保憲、隣里犯土ノ禁忌歩數ヲ勘申ス、……九八
……九九

八　日　大神宮以下十六社ニ奉幣シテ、疱瘡ノ災ヲ祈禳シ、年穀ヲ祈ル、……九九
丹生川上社ニ、止雨ノ爲メ、赤毛馬ヲ奉ル宣命ヲ奏ス、
九　日　重陽平座、……一〇〇
十一日　伊勢例幣、……一〇一
十六日　御讀經アリ、……一〇一
左近衞少將正五位下藤原擧賢及ビ其ノ弟右近衞少將正五位下藤原義孝卒ス、……一〇三
廿二日　山陵使ヲ發遣ス、……一〇五
廿七日　疱瘡ヲ惱ミ給フ、……一〇五
十　月
一　日　旬平座、……一〇六
三　日　仁壽殿ニ於テ、臨時御讀經ヲ修セラル、……一〇六
備中國ヲシテ、中宮職戸座ヲ貢セシム、……一〇七
五　日　右衞門佐藤原顯光ヲ藏人頭ニ補ス、……一〇七

六日　御物忌、……一四七
十日　興福寺維摩會、……一四八
十一日　除目、……一四八
　藤原懐忠ノ任官等、
十七日　月食、……一五〇

閏十月

二日　五節行事ヲ定ム、……一五二
五日　射場始、……一五二
六日　御物忌、……一五二
十七日　齋宮隆子女王卒ス、……一五三
廿三日　右政、……一五三
廿五日　檢非違使、津廻ヲ行フ、……一五四
三十日　高麗交易使歸京ス、……一五五

十一月

一日　朔旦冬至、……一五八
七日　官奏、……一六三
八日　信濃望月駒牽、……一六三
九日　初雪見參、……一六四
十日　平野祭、……一六四
十一日　清涼殿ニ於テ、選子内親王御著裳ノ儀アリ、仍リテ、同内親王ヲ三品ニ敍ス、……一六五
四品盛明親王等ニ昇殿ヲ聽ス、……一六五
關白藤原兼通息藤原用光元服ス、仍リテ、用光ヲ從五位上ニ敍ス、……一六七
式部大輔菅原文時、從三位ニ敍セラレンコトヲ請フ、……一六八
十三日　直物、小除目、……一七一
十六日　鎭魂祭、……一七一
五節舞姫御前試、……一七一
　十四日ノ大歌及ビ十五日ノ帳臺試、

十七日　新嘗祭、……一七二
十八日　豊明節會、……一七二
朔旦冬至ニ依リテ、叙位及ビ赦ヲ行フ、……一七三
廿一日　齋宮隆子女王卒去ニヨリテ、軒廊御トヲ行ヒ、大神宮ニ奉幣使ヲ發遣ス、……一七七
廿三日　賀茂臨時祭、……一七七
廿五日　女叙位、受領功過定、除目、是日、藏人・檢非違使ヲ補シ、殿上人等ヲ定ム、……一八〇
廿八日　京官除目、……一八二

十一月

一日　忌火御膳ヲ供ズ、……一八四
三日　天文博士安倍晴明、天文密奏ヲ上ル、……一八四
六日　關白藤原兼通ニ肉縱容・遠志等ヲ賜フ、……一八五
七日　官奏、……一八五

十九日及ビ二十九日ノ官奏、
東宮、師貞親王、始メテ參覲アラセラル、是日、冷泉上皇ノ女御藤原懷子ヲ從二位ニ叙ス、……一八六
十日　內裏穢アリ、……一八九
十一日　月次祭、神今食、……一八九
十三日　荷前、……一九〇
十四日　著釱政、又、免物アリ、……一九〇
十五日　清涼殿ニ於テ、仁王經ヲ轉讀セシム、……一九一
少僧都良源ヲシテ、仁壽殿ニ熾盛光法ヲ修セシム、……一九二
十七日　散位藤原倫寧等、諸國受領ノ闕ハ、舊吏・新叙相半シテ除セラレンコトヲ請フ、……一九三
二十日　御佛名、……一九五
東宮御佛名、
廿二日　御遊アリ、……一九七

中宮・東宮御修法、……一九七
僧綱召、又、直物アリ、……一九八
廿七日　左大辨源保光、故藤原伊尹ノ室恵子女王ノ五十算賀ノ法事ヲ修ス、……一九九
廿九日　故無ク內文ニ不參ノ少納言藤原佐時ヲ召問ス、……二〇〇
是月　中原宿禰有象等ニ朝臣ノ姓ヲ賜フ、……二〇〇

年末雜載

天文、地異、……二〇一
神社、……二〇三
佛寺、……二〇三
圖版　沙彌成典戒牒
公家、……二〇七
諸家、……二〇八
死歿、……二一三
藤原高遠室卒ス、

藤原齊敏室卒ス、
藤原連眞卒ス、
賀茂忠成卒ス、
文藝、……二一六
風俗、……二一六
莊園、……二一八
賣買、……二一九
雜、……二二〇

天延三年

正月

一日　節會、……二二一
二日　二宮大饗、……二二一
五日　敍位、關白太政大臣藤原兼通ヲ從一位ニ敍ス、……二二一
八日、藤原公季ノ昇殿、
七日　節會、……二二四

八日　御齋會、……二三四
後七日御修法、……二三五
九日　關白太政大臣藤原兼通、大饗ヲ行フ、……二三五
十日　皇太后宮大饗、……二三六
十三日　左大臣源兼明、大饗ヲ行フ、……二三六
十六日　踏歌節會、……二三六
十八日　賭射、……二三七
十九日　射禮、……二三七
二十日　政始、……二三七
廿六日　除目、……二三七
紀維明ノ任官、源重光ノ申文、

二月

一日　信濃・上野・甲斐・武藏ノ諸國ニ檢牧使ヲ發遣ス、……二三三
四日　祈年祭、……二三三

九日　位記等請印、……二三三
十四日　釋奠、……二三四
十六日　列見、……二三四
十九日　內藏寮・穀倉院等ヲシテ、石清水臨時祭供給ヲ奉仕セシメ、以テ、永
例ト爲ス、……二三四
廿五日　諸祭使ノ從者・衣裳ノ過差ヲ禁ズ、……二三五
廿七日　規子內親王ヲ齋宮ニト定ス、……二三五
廿八日　武德殿燒亡ス、……二三六
廿九日　權少僧都增恆寂ス、……二三八

三月

一日　諸祭使從者ノ員數ヲ定メ、非色衣袴ノ濫用・非職ノ輩ノ兵仗ヲ帶スル
コト等ヲ禁ズ、……二四二
十一日　季御讀經、……二四五
十七日　桓武天皇國忌、……二四六

十九日　權大僧都寬靜ヲ金剛峯寺座主ニ補ス、……二四六
二十日　石清水臨時祭、……二四六
廿二日　齋宮卜定ノ由ヲ大神宮ニ告グ、……二四七
廿六日　權律師圓照寂ス、……二四七
廿八日　關白太政大臣藤原兼通、首楞嚴院中堂舍利供養ヲ行フ、……二四三
　良源、首楞嚴院中堂ヲ改造ス、
廿九日　尙侍從二位藤原登子薨ズ、……二四三
三十日　仁王會、……二四〇

四　月

一日　旬平座、……二四一
三日　冷泉上皇ノ女御從三位藤原懷子薨ズ、……二四一
四日　廣瀨・龍田祭、是日、當宗・杜本祭使ヲ發遣ス、……二四六
　三日、山科祭使發遣ヲ勘ゼシム、
六日　平野祭、……二四七

七日　擬階奏、……二四七
　三合厄ニ依リテ、大赦ヲ行フ、……二四七
八日　東宮、師貞親王、左近衞府ニ移御アラセラル、……二四八
十一日　穢ニ依リテ、諸社奉幣使ヲ停ム、……二四八
十四日　內裏ノ穢ニ依リテ、神祇官・陰陽寮ヲシテ、賀茂祭ヲ行フ可シヤ否ヤヲトハシム、……二四九
十九日　賀茂祭、……二四九
廿八日　直物、小除目、……二五一
是月　郡司讀奏、……二五一

五　月

六日　清涼殿ニ於テ、御讀經ヲ修ス、……二五二
廿三日　大神宮以下十六社ニ奉幣ス、……二五二
廿九日　盜、大炊寮糯御倉ニ入ル、……二五二

六　月

四　日　大神宮ニ止雨奉幣使ヲ發遣ス、……二八三
十一日　月次祭、神今食、……二八三
十五日　齋宮御惱御報賽ノ爲メ、祇園社ニ走馬・勅樂等ヲ奉リ給フ、……二八四
十六日　諸衞府官人等、諸國大粮米ヲ下行セザルコトヲ愁訴ス、……二八五
廿二日　彗星現ハル、……二八〇
二十三日及ビ二十六日ノ天變、
廿三日　陰陽寮、來月朔日日食ノ由ヲ奏ス、……二九二
廿五日　選子內親王ヲ賀茂齋院ニト定ス、……二九二
廿六日　主稅頭中原以忠、天變勘文ヲ上ル、……二九四
光子內親王薨ゼラル、……二九六

七　月

一　日　日食、仍リテ、大赦ヲ行フ、……二九八
東國大風アリ、上野法林寺金堂顚倒ス、……三〇〇
二　日　賀茂奉幣ニ依リテ、大祓ヲ行フ、……三〇一
四　日　廣瀨・龍田祭、……三〇一
十二日　日食及ビ天變ニ依リテ、仁王會ヲ修ス、……三〇二
十三日　天變ニ依リテ、相撲節ヲ停メシム、……三〇三
東宮、師貞親王、凝華舍ニ還御アラセラル、……三〇三
十六日　後山科・村上山陵使ヲ發遣ス、……三〇三

八　月

一　日　日食ニ依リテ、七大寺ニ御讀經ヲ修ス、……三〇五
八　日　釋奠、……三〇五
九　日　日食ニ依リテ、十三社ニ奉幣ス、……三〇五
十七日ノ奉幣、
十　日　公卿以下ヲシテ、封事ヲ上ラシム、……三〇六
十二日　季御讀經、……三〇六
十三日　左大臣源兼明、龜山神ヲ祭ル、……三〇七
十七日　定考、……三一一

廿四日　上總國、天變ノ狀ヲ奏ス、……三一三
　豐受大神宮禰宜從五位下度會雅風卒ス、……三一三
廿七日　日食ニ依リテ、流人ヲ召還ス、……三一四

九月

三日　御燈、……三一五
九日　重陽宴ヲ停ム、……三一五
十二日　伊勢例幣、……三一五
十四日　清涼殿ニ於テ、御讀經ヲ修ス、……三一五

十月

一日　旬、……三一七
五日　御讀經結願、……三一七
　除目、……三一七
　　大藏高元・中臣朝明等ノ任官、
　太政大臣藤原兼通ニ輦車ヲ聽ス、……三一九

九日　盜、施藥院ニ入ル、……三二〇
十日　興福寺維摩會、……三二〇
十一日　大宰府、筑紫觀世音寺ニ常燈分料田ヲ施入ス、……三二〇
十五日　太政大臣藤原兼通ノ病ヲ祈ル功ニ依リテ、權少僧都遍敷ヲ少僧都ニ任ジ、醫療ノ功ニ依リテ、典藥頭清原滋秀等ノ位ヲ陞ム、……三二三
十七日　治部卿正四位下藤原元輔卒ス、……三二四

十一月

四日　平野祭、春日祭、……三三〇
五日　東宮、師貞親王、太政官朝所ニ方違アラセラル、……三三〇
八日　宇佐使ヲ發遣ス、……三三〇
九日　小除目、……三三一
十四日　朔平門等火アリ、……三三一
廿一日　園・韓神祭、……三三一
廿二日　鎭魂祭、……三三二

廿三日　新嘗祭、……三三
廿四日　豊明節會、……三三
廿五日　御服ニ依リテ、東宮鎭魂祭ヲ停ム、……三三
廿七日　除目、……三三
廿九日　賀茂臨時祭、……三四

十二月

九　日　朔平門ノ放火等ニ依リ、十二社ニ奉幣ス、……三三
十一日　月次祭、神今食、……三三
十六日　月食、又、熒惑、房星ヲ犯ス、……三三
二十日　御佛名、……三三
廿一日　外記局文書燒失ス、仍リテ、金剛般若經ヲ轉讀セシム、……三三
廿三日　荷前、……三三
廿四日　中宮御佛名、……三三
廿八日　齋宮（親子内親王）、御禊延引ニ依リテ、大祓ヲ修ス、……三三

是月　文章生ヲ補ス、……三三
（大江匡衡ヲ文章得業生ニ補ス、）

年末雜載

天文、變異、……三四
神社、……三四
佛寺、……三四
租稅、……三四
文藝、……三四
雜、……三四

貞元元年

正月

一日　節會、御惱、……三五
二日　中宮大饗、……三五
陸奥國不動穀倉二十一宇燒亡ス、……三五

三　日　冷泉上皇ノ皇子貞居、御誕生アラセラル、……二三七
六　日　敍位、……二三八
七　日　節會、……二三五
　大神宮前大宮司從五位下大中臣茂生卒ス、……二三五
八　日　御齋會、……二三九
　後七日御修法、……二四〇
十五日　關白太政大臣藤原兼通、大饗ヲ行フ、……二四〇
十六日　女踏歌、……二四〇
十七日　射禮、……二四〇
十八日　賭射、……二四一
二十日　致平親王ヲ大宰帥ニ任ズ、……二四一
廿八日　除目、……二四一
　賀茂光輔等ノ任官、藤原爲輔及ビ同顯光著座、
三十日　僧增祐寂ス、……二四六

二　月

四　日　祈年祭、……二四九
六　日　大原野祭、……二四九
十　日　釋奠、……二四九
十一日　春日祭、……二四九
十二日　大風雨、內藏寮雜舍顚倒ス、……二五〇
十三日　列見、……二五〇
十五日　關白太政大臣藤原兼通、桂芳坊ニ遷ル、……二五〇
十六日　園・韓神祭、……二五一
廿二日　季御讀經、……二五一
廿五日　但馬出石社ノ怪異ニ依リテ、占トヲ行フ、……二五一
廿六日　興福寺ノ怪異ニ依リテ、石清水行幸ヲ延引ス、……二五二
　齋宮規子內親王、侍從厨家ニ遷御アラセラル、……二五二

三　月

三日　御燈、……三八三
六日　仁王會、……三八三
八日　關白太政大臣藤原兼通、春日社ニ詣ヅ、……三八三
十六日　東宮、師貞親王、內裏ニ入リ給フ、……三八四
十八日　大外記大藏弼邦建立ノ本願寺ニ於テ、石塔灌頂ヲ修ス、外記官人等、俸祿ヲ分チテ其ノ料ニ充ツ、……三八四
二十日　石清水臨時祭、……三八四
廿三日　關白太政大臣藤原兼通、延曆寺首楞嚴院ニ於テ、故右大臣藤原師輔ノ爲メニ法會ヲ修ス、……三八五
廿五日　直物、……三八五
四月十八日、藤原義懷任官、
廿八日　大索、……三八六
清涼殿ニ於テ、音樂アリ、……三八七
廿九日　御宴アリ、……三八七

四月

一日　旬平座ヲ停ム、……三八八
四日　廣瀨・龍田祭、……三八九
五日　大神祭使ヲ發遣ス、……三八九
七日　擬階奏ヲ延引ス、尋デ、九日、之ヲ追行ス、……三九〇
十日　强盜ヲ捕フ、……三九〇
十二日　平野祭、……三九一
廿五日　賀茂祭、是日、關白藤原兼通、賀茂社ニ詣ヅ、……三九一

五月

二日　除目、……三九三
七日　御讀經、……三九四
十一日　內裏燒亡ス、仍リテ、職曹司ニ遷御アラセラル、尋デ、十二日、警固、……三九四
十四日　陰陽寮ヲシテ、造宮・遷宮ノ日時ヲ勘申セシム、……三九七
十九日　大極殿ニ於テ、御讀經ヲ修セシム、……三九七

二十日　神祇官及ビ陰陽寮ヲシテ、内裏燒亡ノコトヲ占ハシム、……三九七
廿三日　内裏燒亡ニ依リテ、大祓ヲ修ス、……三九八

六月

一日　大神宮及ビ石清水等ノ諸社ニ奉幣ス、……三九九
九日　内裏燒亡ニ依リテ、服御常膳ヲ減ジ、調庸未進及ビ半俸ヲ免ズ、……三九九
十日　御體御卜奏、……三九九
十一日　月次祭、神今食、……四〇〇
十四日　權大納言從三位源延光出家ス、尋デ、十七日、薨ズ、……四〇〇
十六日　除目、……四一〇
十八日　大地震、八省院以下ノ諸司及ビ諸寺等顚倒ス、……四一一
二十日　内裏燒亡ノ由ヲ、山科・村上ノ兩陵ニ告グ、……四一五
廿九日　少僧都遍敎寂ス、……四一五

（目次終）

大日本史料　第一編之十五

圓融天皇

天延二年甲戌

四月小己卯朔盡

一日、己卯、御物忌ニ依リテ、旬儀ヲ停ム、

〔日本紀略〕圓融院

四月一日、己卯、依御物忌、無旬節會、但厨家羞膳、

二日、庚辰、關白太政大臣藤原兼通、上表シテ、關白ヲ辭ス、尋デ、七日、勅答ヲ賜フ、

〔親信卿記〕平記三　○陽明文庫本

四月

（朱書、下同ジ）「太政大臣關白上表」

二日、太政大臣（藤原兼通）上辭關白之表、

天延二年四月一日　二日

勅使

「勅答」七日、勅答、使左近衞權中將正(藤原)清朝臣、

○兼通ヲシテ、萬機ヲ關白セシムルコト、三月二十六日ノ條ニ見ユ、

四日、壬午、廣瀨・龍田祭、

〔日本紀略〕圓融院

四月

四日、壬午、廣瀨・龍田祭、

五日、癸未、中納言從三位藤原朝成薨ズ、

〔日本紀略〕圓融院

四月

五日、癸未、中納言從三位藤原朝臣朝成薨、年五十八、

〔親信卿記〕平記三 ○陽明文庫本

四月

(宋書)「皇太后宮大夫薨」五日、夕、皇太后宮大夫(朝成)、於佛性院薨逝、生年五十八云々、

〔歷代編年集成〕十七 圓融院

佛性院ニ薨ズ

年五十八

(天延)同二年甲戌四月五日、朝成中納言三條右大臣定方公三男(藤原)、薨、年五十八、謙德公(藤原伊尹)敵人、成鬼七代可取之云々、

〔西宮記〕臨時一

諸宣旨

度者 年分藏奏、僧綱沒後、勘例資人一代一人、有相・朝成(藤原)一代二人、

〔公卿補任〕

參議從四位上藤朝成　右大臣從二位定方六男、母同朝忠(藤原)、○中納言山蔭卿女、延長八十一廿一從五下、氏、同九三十三侍從、天慶元十二十四左兵衞權佐、同四四十三昇殿、同五三廿九右少辨、同六正七從五上、二月廿七日兼近江介、同八十一廿五左少將、同九四六昇殿、七月十七日兼備中權介、十一月十九日正五下、主基、天曆二正七從四下、二月十九日昇殿、同三正廿四兼備後權守、同四正卅右中將、同七正廿九左中將、同八(年)一三月十四兼紀伊權守、同九八月十七日藏人頭、十一月廿二日從四上、朔旦、天德二正卅兼內藏頭、同年閏七月廿八日任參議、○以上、天德二年ノ條、以下ハ、各年ノ條ヨリ採ル、同三年正月廿六日兼備中權守、七月十七日兼勘解由長官、同四年八月九日兼近江守、應和二年正月七日正四下、康保元

資人代度者二人ヲ賜フ

官歷

三條中納言ト號ス

年二月廿二日補法隆寺別當、同二年十二月十四日(衍カ)兼右衞門督、八日爲使別當、同四年九月四日兼中宮大夫、今日立后、十月十一日從三位、即位次、以上五、○安和元年十一月十四日兼伊与權守、天祿元年正月廿七任權中納言、超重(源)信、二月二日兼中宮大夫、同二年十二月十五轉正、大夫如元、天延元年皇太后宮大夫七月一日兼之、同二年四月五日薨、生年延喜十七年、號三條中納言、參木十三年、別當六年、中納言五年、○以上六、

〔官職祕抄〕上

太政官

中納言令外官、

○中略

朝成ノトキ中納言五人

格云、慶雲二年省大納言二人、置中納言三人、遺誡云、中納言三人、○中略天祿三(元カ)年增五人、(藤原兼家)法興院入道・橘好古・雅信(源)・朝成・延光(源)、

〔勸修寺文書〕二十一ノ四 勸修寺古事

勸修寺

一、西堂長者次第

勸修寺長者ト爲ル

、中納言朝成、自天祿比、于時中納言、皇太后大夫、〔宮脫カ〕

世系

〔尊卑分脈〕藤原氏 高藤孫

定方

佳節 甲斐守、從五下、母中納言山蔭女(藤原)

理實 貫歟、宮內少甫、從五位下、母三品是貞親王女、

五藏 朝忠 或說定國(藤原)子云々、中納言、從三、別當、母同佳節、康保三十二二薨、五十七、號土御門中納言、

頭アサヒラ 朝成 中宮大夫、中納言、從三、皇大(太)后宮大夫、母同佳節、天延二四五薨、五十八、號三條中、、、

藏 朝賴 少納言、左少將、左大辨、左兵衞督、彈正弼、(納言)右衞督、左馬頭、從四上、勘長官、母同佳節、

仁善子 醍醐天皇女御、號三條御息所、後配遇清愼公、(偶)(藤原實賴)母、

女子 中務卿代明親王室、母、

女子 中納言兼輔(藤原)卿室、母、

女子 平大貳隨時妻、繼時母、母、

女子 同隨時嫁、母、

女子 播磨守尹文(藤原)室、永賴(藤原)母、母、

女子蛭子、
母、

女子欣子、大后宮御匣、更衣、
母、

女子左大臣(藤原)師尹室、
母、

女子日向守橘典輔妻、
母、

女子刑部少輔雅正(藤原)妻、或朝正室、
母、

女子大舎人頭源爲善妻、雅成母、
母、

女子左兵衛少尉康正妻、石見守藤原扶正母、
母、

女子
母、

惟賢従五下、近江守、
母嚴子命婦、

女子脩子、天暦更衣(村上天皇)、御匣殿別當、

女子(藤原)隆佐卿母、
母、

〔大鏡〕三
○東松了叅氏本

一、太政大臣伊尹謙德公、
(裏書)従三位
中納言朝成卿事

右大臣定方公、男、母中納言山蔭卿女、

〔親信卿記〕平記四 ○陽明文庫本

閏十月

廿七日、○中略

□申時、件高遠(藤原)少將內方免乳之後死去、女是□中納言朝成第三女也、

〔類聚〕○和田英松氏本

諱名訓抄

納言以下

朝成(トモヒラ)藤(アサヒラ)

〔大鏡〕三
○東松了叅氏本

一、太政大臣伊尹謙德公、

みな人しろしめしたる事なれと、朝成(アサヒラ)の中納言と一條攝政謙德公とおなしおりの殿上人にて、しなのほとこそ一條殿謙德公にひとしからねと、みのさえ・人おほえやむことなき人なりけれは、頭になるへき次第いたりたるに、又この一條殿謙德公さらなり、道理の人にておはし

第三女ハ藤原高遠ノ室

名ノ訓ミ

才幹人望アリ

藤原伊尹ニ藏人頭ヲ讓ラレンコト

ヲ請フ

伊尹諾ス

伊尹約ヲ違フ

伊尹第ニ赴ク

炎暑ニ中門ニ立チテ待ツ

けるを、この朝成の君申たまひけるやう、殿はならせたまはすとも、人わろくおもひ申へきにあらす、のち〳〵にも御心にまかせさせ給へり、をのれはこのたひまかりはつれなは、いみしうからかるへきことにてなん侍へきを、このたひ申させ給はて侍なんやと申たまひけれは、こゝにもさおもふ事なり、さらはさり申さしとのたまふを、いとうれしとおもはれけるに、いかにおほしなりにけることにか、やかてとひこともなくなり給にけれは、かくはかりたまふへしやはと、いみしう心やましとおもひ申されけるほとに、御中よからぬやうにてすき給ほとに、この一條殿の御つかまつり人とかやのために、なめき事したうひたりけるを、ほいなしなとはかりは思とも、いかにことにふれて我なとをはかくなめけにもてなすそとむつかりたまふときゝて、あやまたぬよしも申さんとてまいられたりけるに、はやうの人はわれよりたかき所にまうてゝは、こなたへとなきかきりは、うへにものほらて、しもにたてることになんありけるを、これは六七月のいとあつくたへかたきころ、かくと申させて、いまや〳〵と中門にたちてまつほとに、にし日もさしかゝりてあつくたへかたしとはをろかなり、心地もそこなはれぬへきに、はやうこのとのはわれをあふりころさんとおほすにこそあ

伊尹會ハズ

伊尹ヲ怨ミテ憤死ストノ説

朝成ノ惡靈藤原行成ニ祟ラントストノ説

りけれ、やくなくもまいりにけるかなとおもふに、すへて惡心おこるとはをろかなり、よるになるほとにさてあるへきならねは、笏をゝさへてたちけれは、はたらとおれけるはいかはかりの心をおこされにけるにか、さていへにかへりて、このそうなかくたゝむ、もし男子も女子もありともはか〳〵しくてはあらせし、あはれといふ人もあらはそれをもうらみんなとちかひてうせ給にけれは、代々の御惡靈とこそはなりたまひたれ、されはましてこの殿（行成○藤原）ちかくおはしませはいとおそろし、殿（道長○藤原）の御ゆめに、南殿の御後かならす人のまいるにとをる所よな、そこに人のたちたるを、たれそとみれと、かほはとのかみにかくれたれはよくもみえすて、あやしくてたそ〳〵とあまたゝひとはれて、朝成に侍りといらふるに、ゆめのうちにもいとおそろしけれと、念して、なとかくてはたちたまひたるそとゝひたまひけれは、頭辨（行成）のまいらるゝをまち侍なりといふとみたまふて、おとろきて、けふは公事ある日なれはとくまいらるらん、不便なるわさかなとて、ゆめにみえたまへることありとて、けふは御やまひ申なともして、ものいみかたくして、なにかまいりたまふ、こまかにはみつからとかきて、いそきたてまつりたまへと、ちかひて、いとゝくまいりたまひにけり、まもりのこはくやおはしけん、

伊尹ノ子孫朝成ノ舊第ニ入ルヲ避ク

伊尹ト參議ヲ競望ストノ說

伊尹ニ大納言ヲ所望シ

れいのやうにはあらて、北陣より藤壺・後涼殿のはさまよりとほりて、殿上にまいり給へるに、こはいかに、御消息たてまつりつるは御覽せさりつるか、かゝるゆめをなむみ侍つるは、てをはたとうちて、いかにそとこまかにもとひまうさせたまはす、又ふたつものものたまはていてたまひにけり、さて御いのりなとして、しはしはうちへもまいりたまはさりけり、このものゝけの家は、三條よりはきた、西洞院よりはにしなり、いまに一條殿（謙德公）の御そうにあからさまにもいらぬところなり、

〔江談抄〕四、五 ○醍醐寺本

又云、行成大納言爲藏人頭之時、依堅固物忌、籠居里亭之間、自禁中、稱大切事有召、令參之時、於殿上俄心神失度、乍恐參清涼殿、主上先識其氣色、揚音タソアレハト被仰、卽應御音、稱朝成、留御簾限、行成入御前、免此難云々、是則行成祖父一條大將（伊尹）〔臣〕與朝成大納言〔中〕、依爲敵人、欲凌云々、

〔古事談〕二 臣節

一條攝政與朝成卿共競望參議之時、天曆、右大臣定方男 多陳伊尹不中用之由、其後朝成參一條攝政第、爲望申大納言闕也、丞相良久不相逢、數刻之後、適以面謁、朝成立申任大納言條々之理、丞相無所答、而云、奉公之道尤可謂有興、昔競望同官時、多雖被訴訟、今度大納言事可在予心云々、朝成懷恥成怒退出、乘車之時先投入笏、其笏自中央破裂、其後攝政受病遂薨逝、是朝成生靈云々、依之今一條攝政子孫不入朝成舊宅三條西洞院也、所謂鬼殿歟、朝成卿爲一條攝政發惡心之時、其足忽大ニ成テ不能著沓、仍足ノサキニ懸テ退出云々、○十訓抄・續古事談、異事ナシ、

テ辱メラルトノ說

生靈

〔寶物集〕

一條攝政伊尹ト朝成中納言トハ、藏人頭アラソヒニ、モノヽケニナリタマヒテ、御スヱヲハミナホロホカシ給タルソカシ、太郎義懷（藤原）中納言モ法師ニ成給ニキ、○寬和二年六月二十四日ノ條參看、擧賢（藤原）・義孝（同）モ同日ウセ給ニキ、○九月十六日ノ條參看、花山院モ位ヲヲリ、御年十九ニテ、出家セサセヲハシマシリ、〔ケ脫カ〕○寬和二年六月二十三日ノ條參看、昔ノ人ノコヽロハ、ツヨク侍ケルヤラム、ミナカヤウニ侍メルハ、コノ御モノヽケノ中納言家ハ、三條西洞院ニテ侍ハ、一條殿ノ御孫ハ、マタニトホリタマワストソ、ウケタマハリ侍ル、

〔建內記〕○菊亭本

應永卅五年三月十一日、天晴、（正長元年）

伊尹義孝等ノ死去ハ朝成ノ怨靈ニ依ルトノ説

朝成强盜百人ノ首ヲ斬ル功ニ依リテ中納言タランコトヲ石清水宮ニ祈ル

○中略　爰執柄(二條持基)云、義孝(藤原)雖字替是伊尹男也、兄弟二人、以義孝號前(後)少將、以今一人稱後(前)少將、依朝成怨靈父子三人三个日中逝去○義孝・擧賢卒スルコト、九月十六日ノ條ニ、伊尹薨ズルコト、天祿三年十一月一日ノ條ニ見ユ、世之所知也、此怨念殊依昇進事歟、是以後世尊寺一流不任羽林、

〔十訓抄〕十

可庶幾才能事

朝成卿檢非違使別當のとき、中納言を所望の間、石清水に詣、我强盜百人か頸を切者也、其功勞によりて、今度闕に拜任すへきよし、祈申へき旨をしめされけれは、神主云、吾神殺生を禁斷し、放生を宗としまします、爭か此由を可申哉と云々、朝成重て云、殺生を御禁斷の上、御詫宣の文明白也、但件の詫宣の末に、爲國家の臣惡者出來のとき、非此限と侍、何事とか知哉、猶可申云々、神主其旨を令申間、はたして中納言に任畢、如此の自業自得の類は、まことに憐愍の及所にあらさるへし、然而大納言所望時本意をとけす惡靈に成にけり、

〔今昔物語〕二十八本朝付世俗

三條中納言食水飯語第廿三

賢才ノ人
剛膽ノ人
笙ノ上手
富裕ノ人
身體肥大
大食ノ人

今昔、三條ノ中納言ト云ケル人有ケリ、名ヲハ朝成トソ云ケル、三條ノ右(定方)大臣ト申ケル人ノ御子也、身ノ才賢(カリケ)レハ、唐ノ事モ、此ノ朝ノ事モ、皆吉ク知テ思量リ有リ、肝太クシテ、押柄ニナ有ケル、亦笙ヲ吹ク事ナム、極タル上手也ケル、亦身ノ德モ有ケレ(ナト)ハ、家ノ內モ豐ナリケリ、長高クシテ、太リニ太リテナ有ケレハ、太リノ責テ苦シキ(マヽ)マテ肥タリケレハ、醫師和氣ノ重秀(清原滋秀カ)ヲ呼テ、此ク太ルヲ何カセム(ムト)爲ル、起居ナト爲ルカ、身ノ重クテ、極ク苦シキ也ト宣ケレハ、重秀ヵ申ケル樣、多ハ湯漬、夏ハ水漬ニテ御飯ヲ可食キ也ト、其ノ時六月許ノ事ナレハ、中納言重秀ヲ然ハ暫ク居タレ、水飯食テ見セム宣ケレハ、重秀宣フニ隨テ候ケルニ、中納言侍ヲ召セハ、侍一人出來タリ、中納言例食フ樣ニシテ、水飯持來ト宣ヘハ侍立ス、暫許有テ、御臺片□ヲ持參テ御前ニ居ヘツ、臺ニハ箸ノ臺二許ヲ居(ヘタリ)、次キテ侍盤ヲ捧テ持來ル、□ノ侍臺ニ居ウル(ヲ)見レハ、中ノ甕ニ白キ干瓜ノ三寸許ナル、不切(スシ)テ十許盛タリ、亦中ノ甕ニ鮨鮎ノ大キニ廣(ラカナ)ルヲ、尾頭許ヲ押テ卅許盛タリ、大キナル鋺ヲ具(シタリ)、皆臺ニ取リ居ヘツ、亦一人大キナル銀ノ提ニ、大キナル銀ノ匙ヲ立テ、重氣ニ持テ前ニ居タリ、然レハ中納言鋺ヲ取テ侍ニ給テ、此レニ盛レト宣ヘハ、侍匙ニ飯ヲ救ツ、高ヤカニ盛上テ、喬ニ水ヲ少シ入レテ奉タレハ、中納言臺ヲ引ヨセテ、鋺ヲ持上給テ、然許大キナル手ニ取納ヘテ、大キナル鋺カナト見ユルニ、氣シク非ヌ程ナルヘシ、先ツ干瓜ヲ三切許ニ食切テ、三ツ許食ツ、次ニ鮨鮎ヲ二切許ニ食切テ、五ツ六ツ許安ラカニ食ツ、

次ニ水飯ヲ引寄セテ、一度許箸廻シ給フト見ル程ニ飯失ヌレハヽ亦盛レトテ鋺ヲ指遣リ給フ、其ノ時ニ重秀、水飯ヲ役ト食トモ、此ノ定ニタ食サハ、更ニ御太リ可止マルヘキニ非スト云テ、逃テ去テ、後ニ人ニ語テナ咲ケル、然レハ此ノ中納言彌ヨ太リテ、相撲人ノ様ニテ有ケルトナム語リ傳ヘタルトヤ、○宇治拾遺物語同ジヽ

朝成ト源英明

〔江談抄〕四、五　○醍醐寺本

又被命云、英〔原〕明昔乘檳榔車、被參法性寺御國忌、公卿多以參會、朝成卿云、公卿車之外有檳榔車、誰人之車哉、英明被答云、下官車也、若被咎仰者、不可乘檳榔車之由、有所見者欲承云々、件法式無所見云々、

朝成ト源順

〔源順集〕

應和元年、勘解由の判官の勞六年、いにしへになすらふるに、かくしつめる人なし、つかれたる馬のかたをつくりて、つかさの長官朝成朝臣に給ふにくはへたるなか歌、

○歌略ス、應和二年正月二十二日ノ條ニ收ム、

〔爲頼朝臣集〕

朝成ト藤原爲頼

三條中納言つのくにゝらうしたまふところに、御ともにまてゝ、はまへちかき所に、せんさいなとおかしきに、かれたるすゝきのうへより見えけれは、

はまかせになひくおはなはあさほらけまかきによするなみかとそ見る

源延光等ト白河院ニ遊ブ

〔本朝文粹〕十　序丙　詩序三　木

後二月遊白河院、同賦花影泛春池應教　（天禄三年）

源順

夫年不必有閏、閏不必在春、今年閏在二月、豈非花鳥得時之春哉、然猶都人士女之論花者、多以白河院爲第一矣、○中略是以大長秋（朝成）・左監門（藤原祐光）・戸部尚書三納言（藤原文範）、右武衛（藤原重光）・執金吾（藤原保光）・左大尚書三相公、及當時賢大夫之心通和漢、乎巧（手カ）絃管者、或自仙闈、或自第宅、冠蓋相望、皆以追尋、其主爲誰、左武衛藤相公（濟時）善彈箏能翫筆、誠花月之主也、○下略、全文ハ天祿三年雜載、諸家ノ條ニ收ム、

朝成ト淨藏

〔拾遺往生傳〕中

大法師淨藏者、○中略仁和寺櫻花會、大法師勤唄事、頭中將藤原朝成頻稱唄誤、爰亭子（宇多天皇）

第八親王（敦實）感唄曲、召大法師、賜被物・盃酒、中將見之有恥色矣、○大法師淨藏傳、異事ナシ、

〔續教訓鈔〕十一中

笙ノ名人

古昔吹笙名人

昭宣公（藤原基經）　三條中納言朝成卿、　六條左大臣（源）重信公、

〔鳳笙師傳相承〕○伏見宮御記錄六所收

小治田行見——

- 有秋 行見子、天曆御宇笙大師也、（村上天皇）
  - 朝成 右大臣定方子、中納言、
    - 龍元

〔鳳笙師傳相承〕

行見——

- 有秋 豐原、天武天皇十代孫、村上天皇御師範、曾祖父公連始賜豐原姓、依大津皇子祖、公連謀叛、粟津王父、公連被配流備前國豐原鄉、仍公連以父配所名賜豐原姓、
  - 龍元 豐原、
    - 公元 村上御師、有秋一男、使宣旨、龍元爲子、

小治田有秋ニ學ブ

- 村上天皇
  - 三條中納言朝成

〔續教訓鈔〕十一上 吹物部

第一簀笙者音生、

名物等物語

又云、朝成卿（號三條中納言、）能笙ヲ吹、小治田有秋ヵ弟子ナリ、

〔續古事談〕二臣節

此朝成ハアサマシク肥テ、ミメ人ニコトナリケルニヤ、始テ殿上シテ參リタリケルヲ、村上ノ聖主御覽シテ驚給テ、カレハタソトコノカミノ朝忠ニ問給ケレハ、朝忠カ弟ニ候ト申サレケレハ、能ヤアルト問給ケレハ、カタノコトク學問シ侍レトモ、コトノサウニヲヨハスヤ侍ラム、又笙ヲソツカマツル、ヨシアシハシリ侍ラスト申ケレハ、帝御笙ヲタヒテフカシムルニ、ソノ聲雲ニトヲリテタヘニ目出タカリケレハ、ソレヨリ恩寵アリテ、御遊ノオリコトニカナラスメサレケリ、

御遊ノ折ゴトニ召シ出ダサル

天延二年四月五日

〔體源抄〕十一之本

樂人等

○中略（大石）朝成卿師、笛、富門弟、

〔古事談〕六 亭宅諸道

村上御時、朝忠卿祇候御前、舍弟朝成始昇殿、候小板敷、主上御覽自小蔀テ、ニクサケナリケリ、聞食吹笛之由、雲火ヲ給タリケレハ、內裏モ破ヌハカリニ吹タリケルニ、

貞モ忽美麗云々、○十訓抄、異事ナシ、

〔內裏歌合〕○書陵部本

康保三年八月十五夜、大盤所にて、前栽合させたまふ、

右衞門督藤原朝成朝臣

さきにほふ花のあたりのつねよりもさやけかりけり秋の夜の月

〔二中歷〕七 官職歷

用行守字

別當參議從三位行右衞門督兼中宮大夫伊勢權守藤原朝臣朝成（續檢非違使類聚、）

笛ヲ大石富貞ニ學ブ

雲火ヲ賜リテ吹ク

清涼殿ノ前栽合ニ候シ歌ヲ詠ム

續檢非違使類聚撰者

〔大鏡〕三 ○東松了泰氏本

一、太政大臣伊尹（謙德公、）

○上略このもの（朝成）ゝけの家は、三條よりはきた、西洞院よりはにしなり、

〔二中歷〕十 名家歷

蚊（ハイマツ）松殿 姉小路北、堀河東、 ○中略

鬼殿 三條南、西洞院東、西洞院面、有佐（藤原）家、

〔拾芥抄〕中末 諸名所部二十

蚊（ハイマツ）松殿 姉小路北、堀川東、橘逸勢家、

鬼（ヲニ）殿 三條南、西洞院東、有佐宅、惡所云云、或朝成跡歟、

〔古事談〕二 臣節

○上略朝成舊宅三條西洞院也、所謂鬼殿歟、

〔延喜式〕四十二 左右京附圖 ○九條家本

左京圖

鬼殿燒亡ス

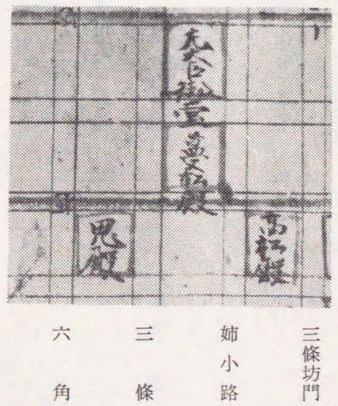

〔平家物語〕一 内裏炎上

同四月廿八日、亥剋計、樋口富小路より火出來て、辰巳の風はけしう吹けれは、京中おほく燒にけり、○中略或は具平親王の千種殿、或は北野の天神の紅梅殿・橘逸成のはひ松殿・鬼殿・高松殿・鴨居殿・東三條、○中略昔今の名所卅餘箇所、公卿の家たにも十六箇所まて燒にけり、

〔本朝文粹〕八 詩序 時節

佛性院ヲ建立ス 比叡山ノ西麓ニアリ

季節ゴトニ法華經ヲ講演ス

參會者ニ惜秋ノ詩ヲ賦セシム

九月盡日於佛性院惜秋　　源順

佛性院者、蓋藤納言(朝成)、擇勝地發弘願、所建立也、寺挿台嶽之西脚、山踞洛城之東頭、自城至山七八許里、巖路遠矣、樹陰稀焉、暑月疲下坂之僧、揮珠汗而求綠蘿之蔭、暗雨失前途之客、枕石稜以待玄夜之明、我納言開此院以來、自東自西、避暑避雨、緇素皆蒙草創之益、貴賤悉結菩提之緣、矧亦每及季節、講演法華、既知一眼之龜値査孔、何疑六牙之象現蓮前、利佗願海於玆爲大矣、至于講筵卷兮僧歸、香匳撩兮人散、主客納言相談曰、今日非九月盡乎、雖誠玉燭寶典・金谷園記、不載其文、不傳其美、然猶清風朗月之興、潘子(潘岳)・宋生(宋玉)之詞、盡於今宵矣、何不相惜哉、武衞・尙書兩源相公(重光・保光)、然諾其言、吟詠其意、卽命滿座、獻惜秋詞、僕(願)竊以、秋者天時也、惜者人事也、縱以肴(殺カ)函爲固、難留蕭瑟於雲衢、縱令孟賁而追、何遮爽籟於風境、豈如惜半日之殘暉、期千秋之後會云爾、

〔山城名勝志〕十二 愛宕郡部二

佛性院 赤山明神南方田字今曰佛性院、

本朝文粹、佛性院者蓋藤納言擇勝地、發弘願所建立也、○以下略ス、

天延二年四月五日

〔保坂潤治氏所藏文書〕

謹牒　山城國衙

欲被下知在地郡、重令立券所領田畠公驗燒亡狀

合捌町壹段佰肆拾貳歩田伍町陸段貳佰捌拾歩、畠貳町肆段貳佰貳拾貳歩、

在郡(マヽ)下紀伊郡、

所領

山城紀伊郡

下佐比里

拾壹条下佐比里廿九坪參段　四至東限畔、南北西限遺地、南北限(マヽ)

井坪壹町田貳段、畠捌段、井一坪陸段佰捌拾參歩田貳段、畠肆段佰捌拾參歩、

已上四至東限多治有友治田、南限(マヽ)北限畔、西限(マヽ)

井二坪參段參佰肆拾歩田二段百廿歩、畠一段二百廿歩、四至東限有友治田、南西北限畔、

井三坪參段田一段百八十歩、畠一段百八十歩、四至東限畔、西限道、南北限畔、

井四坪參段田二段、畠一段、四至東限地畔、西限道、南限地畔、北限地畔、

拾貳条上佐比里廿四坪壹段已畠、四至東南限角、西北限(マヽ)

廿五坪捌段畠、四至在南地、限東畔、西北限(マヽ)

井六坪伍段佰柒拾貳歩田貳段貳佰肆拾歩、畠貳段貳佰玖拾貳歩、

上佐比里

下石原西佐里

朝成家藤原時清ニ賣却ス乾元錢三百二十貫

四至東限公田、南西限(マヽ)北限畔、件地內池一處二段之內、

已上主殿允國有輔沽進故三條中納言(朝成)、

又參町柒段佰捌拾歩

拾条下石原西佐里十九坪壹段

拾壹条下佐比里十三坪捌段一町內、十四坪壹町

十五坪捌段佰捌拾歩　十六坪壹町

又三坪町　四坪町　五坪町

已上大藏史生宗岡兼憲沽進地、

牒、件田畠元者、從故中納言從三位兼行中宮大夫藤原(朝成)卿之家、依有要用、限價直錢三百廿貫文、故親父(藤原時清)刑部大輔朝臣任土佐守之時、以去天元四年十月十日所買領也、

○中略

寛弘二年七月廿九日　　散位藤原朝臣「爲賢」(自署)

○朝成、父藤原定方ノ中陰ニ、調布百端ヲ進ムルコト等、承平二年八月四日ノ條ニ、藤原仲平室同善子四十九日ノ法事ニ、內藏寮使トナルコト、天慶六年正月二

天延二年四月五日

十九日ノ條ニ、五月節會ノ競馬ニ、馬出勅使トナルコト、同七年五月五日ノ條ニ、卽位ノ儀ニ、少納言代ニ擬セラルヽコト等、同九年四月二十八日ノ條ニ、萬機旬ニ、出居ヲ奉仕スルコト、同年六月二十一日ノ條ニ、巳日節會ノ清暑堂御神樂ニ、笙ヲ奉仕スルコト、同年十一月十八日ノ條ニ、朱雀院行幸ニ、笙ヲ吹クコト、天曆元年正月九日ノ條ニ、飛香舍ノ藤花宴ニ燭ヲ秉ルコト、同三年四月十二日ノ條ニ、旬ニ、出居ヲ奉仕スルコト、同年五月一日ノ條ニ、武藏勅旨駒牽ニ奉仕スルコト、同年九月二十八日ノ條ニ、追相撲ニ出居ヲ奉仕スルコト、同四年七月二十七日ノ條ニ、左大臣大饗ニ、請客使トナルコト、同五年正月十四日ノ條ニ、康子內親王ノ准三宮ヲ辭セラルヽ、表ヲ奏スルコト、同八年六月十九日ノ條ニ、荷前ニ參仕スルコト、天德二年十二月十八日ノ條ニ、清涼殿ノ詩合ニ參ズルコト、同三年八月十六日ノ條ニ、殿上ノ踏歌ニ候スルコト、同年十二月十六日ノ條ニ、清涼殿ノ女房歌合ニ候シ、笙ヲ吹クコト、同四年三月三十日ノ條ニ、新造節刀ノ研磨ヲ、監臨スルコト、同年十二月十二日ノ條ニ、延珍ニ所領ヲ讓ラルヽコト、應和元年七月二十一日ノ條ニ、臨時仁王會ヲ奉仕スルコト、同年十月十九日ノ條ニ、

豐明節會ニ、摺衣ヲ著スルコト、同年十一月二十日ノ條ニ、新造內裏遷御召仰ニ候スルコト、同日ノ條ニ、瀧口ノ相撲御覽ニ候スルコト、同二年八月十六日ノ條ニ、東宮御元服ニ候スルコト、同三年二月二十八日ノ條ニ、廣平親王御元服ニ、笙ヲ吹クコト、同年八月二十日ノ條ニ、伊賀廣瀨・薦生兩牧ノ立券ヲ同國名張郡ニ請フコト、康保元年九月十七日ノ條ニ、藤原朝忠・朝成、勸修寺西堂ニ三僧ヲ置キ、八講ヲ修セシムルコト、同年雜載、佛寺ノ條ニ、朝成、花宴ニ、舞人ニ祿ヲ給スルコト、同二年三月五日ノ條ニ、賀茂臨時祭ニ、朝成ニ祿ヲ給フコト、同年十一月十九日ノ條ニ、伊賀名張郡夏見鄕刀禰、朝成ノ所領ヲ勘錄スルコト、同年十二月十九日ノ條ニ、朝成等、殿上ニ沈醉シテ、腋門ヨリ節會ニ參上スルコト、同三年正月一日ノ條ニ、朝成、內宴ノ御遊ニ、笙ヲ吹クコト、同年二月二十一日ノ條ニ、曲水宴ニ候スルコト、同年三月三日ノ條ニ、伊賀名張郡夏見鄕刀禰等、朝成ノ所領薦生牧ト、東大寺領板蠅杣トノ四至ヲ勘申スルコト、同年四月二日ノ條ニ、朝成、城外ニ向フ檢非違使廳官人ノ隨身看督長ノ員數ヲ定ムル別當宣ヲ下スコト、同年八月十九日ノ條ニ、殿上侍臣等ノ樂舞御覽ニ、笙ヲ吹クコト、同年

十月七日ノ條ニ、朝忠・朝成等、勸修寺ニ、法華八講ヲ修セシムルコト、同年十二月二日ノ條ニ、朝成、右衞門府大粮ニツキテ、稅帳ヲ勘ヘシムルコト、同年雜載、公家ノ條ニ、太政官論奏ニ注スルコト、天祿三年九月二十七日ノ條ニ、止雨奉幣ノ日時ヲ定ムルコト、同年十月六日ノ條ニ、長谷寺參詣ニ依リ、藏人所牒ヲ給フコト、天延元年九月十三日ノ條ニ、藤原兼通及ビ源兼明ニ、輦車ヲ聽ス宣旨ヲ奉ルコト、本年二月二十八日ノ條ニ見ユ、

六日、甲申、平野祭、

〔日本紀略〕圓融院

四月

六日、甲申、平野祭、

七日、乙酉、擬階奏、

〔日本紀略〕圓融院

四月

七日、乙酉、擬階奏、

〔親信卿記〕平記三　○陽明文庫本

四月

七日、○中略

〔宋書〕「擬階奏」

今日成選短册奏、若於腋陣、召藏人令案內、上於陣座召藏人、令奏短册目錄候由、仰云、依御物忌不出給、依例行云々、於陣仰了之後、上卿參射場殿令奏、々聞之後返給退去云々、但差文夾、乍文夾奏聞、々々之後、取加文夾返給云々、

八日、丙戌、灌佛、

〔日本紀略〕圓融院

四月

八日、丙戌、灌佛、

〔親信卿記〕平記三　○陽明文庫本

四月

〔宋書〕「灌佛」

八日、御灌佛、其儀、早朝藏人令所雜色等、先撤晝御座、垂母屋御簾、次圖書寮東廂南第四間立灌佛臺、其南立散花机、南北重立之、其北立置鉢杪机二脚、南机置盛五色水鉢、北机置御新幷人給新杪各二柄、

御物忌

射場殿ニ於テ奏ス

文夾ニ差シテ奏ス

灌佛臺ヲ立ツ

導師ノ座
王卿ノ座
出居ノ座
御布施物ノ机
王卿ノ布施
女房ノ布施
御導師參入
導師先ヅ灌佛
次ニ王卿侍臣
布施ヲ導師ニ送ル

掃部寮各鋪小筵、爲佛臺幷机等下鋪、佛臺前敷半疊、爲導師座、孫廂額北間敷小筵、爲弟子僧座、但王卿及出居座、一同季御讀經、孫廂南第一二間鋪綠端疊、爲王卿座、南廊小板敷々黃端疊、爲出居座、上卿御物忌之間、不被候之時、可案內、出居座疊二枚也、去安和三年（天祿元年）御物忌也、而此座鋪之、〇天祿元年四月八日ノ條參看、同廂南第二間立布施机、南少都（マヽ）逼西立之、但机用所之、爰藏人東廂南第二間立御布施物机、中間逼東立之、件御布施錢二貫、內藏寮納柳筥、居高坏進之、次中少將（脫アラン）着座、次王卿依召參上、各取布施物、先置机上着座、侍臣隨次置之、殿上王卿身雖不參、奉布施錢、六位以下取加自新置之、小舍人施物兩三枝、小舍人不自置、數見所例、〻〻〻次傳取女房布施物、置御布施南邊、納柳筥、無蓋、先是召內藏寮錢六貫、分給女房幷內侍所女官、柳筥一合也、此筥當臣下机置長押上、六貫例必當不行云々、但相分給、或時半分、或女房四貫、內侍所二貫云々、次御導師率弟子僧、自北廊戶參入、雨濕之時、安和二年、參入自仙華門、着座、發願、法用一身相兼、導師先三酌灌佛、次王卿・侍臣隨次一酌灌佛、近衞中少將不昇殿者幷小舍人等、雖出布施、不關灌佛、結願之後賜布施、紅染褂一領、若有僧綱用白褂、但藏人頭若五位藏人賜之、俱不候者、出居中少將賜之、或王卿賜之、出居非殿上人之時、當時上﨟取給之、安和三年（天祿元年）黃衾、天祿二年紅染衾、〻〻〻〻導師退出、次王卿及中少將下殿、次下廂御簾、布施物差出納、送導師所、差小舍人一人云々、召出納令計其數、是日會神事之時、則以停止、

親王　太政大臣　左右大臣已上五百文、　大納言四百文、　中納言三百文、　參議二百文、　四位百五十文、　五位百文、　六位七十文、　童五十文、

召仰諸司如例、

天祿三年　錢十三貫許、〇天祿三年四月八日ノ條參看、

請名香有染㛹女、

佛臺下敷小筵二枚、四脚各有下敷筵、

導師座北頭立磬、

座洲濱三尺許、

作物所ノ遲怠
祿ヲ賜フ
女房灌佛ス

今日御灌佛事、作物所修理山形、甚以遲怠、仍及申剋有此事、其儀如例、出居着座、次依召上卿參上、右大將藤原朝臣（兼家）・中納言源朝臣・修理大夫惟正朝臣（源）・中宮大夫藤原朝臣（爲光）、次置布施物、上卿自置之、侍臣次第置之、小舍人不爲之、〔置カ〕次僧參上、三杓之後、上卿・侍臣等、依次灌之、藏人頭朝光（藤原）朝臣取祿施之、次御導師退出、次王卿、次出居退出、次下廂御簾、女房灌之、次又上之、撤御裝束、々々々儀北方黑漆高机二前、

一前、北方、立置杓四柄、二柄金銅御新、加同色盤一枚置之、二柄黑漆、

一前、南方、五色水新鉢五口、白銅一口、加輪一口、銀四口、加輪一口、

中山形二基、一基北立青色龍、一基南立赤色龍、山二本中佛奉向、
山形二本下居金銅鉢一口、請水新、
南方黒漆高机二前、
一前、北方、置花盤二口、盛花、又火舍一口、在蓋、
一前、南方、散花筥五口、盛花、
導師山形前西向居立磬、導師北方半疊一枚敷、掃部寮、導師新、
已上御裝束、清涼殿東面廂、以馬形立西方、
今日失禮、侍臣布施立第二柱北邊、迫長押立之、而上卿置布施物、就西方、南北妻可置之、而就東方、東西妻置之、大相府(藤原兼通)御說、仍爲失禮、女房布施物、當侍臣机置長押上、而依右大將御說、藏人主殿助晴遠(藤原)置第二柱南方、爲失禮、

十日、戊子、小除目、右中辨源伊陟ヲ藏人頭ニ補ス、

〔日本紀略〕圓融院
四月

布施ノ置方等ニ異例アリ

十日、戊子、小除目、

〔公卿補任〕六
參議從四位下藤朝光、廿四、天延二四十三木、中將如元、

〔公卿補任〕六 貞元二年
參議從四位下源伊陟 四月十(天延二年)藏人頭、

〔職事補任〕圓融院
藏人頭
右中辨從四位下源伊陟 天延二四十一補、

〔勘例〕四 ○陽明文庫本
參議任例
○中略
藏人頭年中任參議例
○中略
左近中將藤原朝臣朝光
天延二年四月十日

藏人頭ニ任ズル年參議ニ任ズ

天延二年二月八日補藏人頭、〇二月七日ノ條參看、

同〔四カ〕八月十一日任參ー、(議)

〔親信卿記〕平記三〇陽明文庫本

四月

(朱書)「薨奏以前除目」

十日、有小除目事、其儀垂御簾、例所敷圓座一枚、依召大臣參上、承仰召藏人、々々參入、召紙筆等、

其除目、

以藏人頭右近衞中將朝光朝臣爲參議、右中將正(源)清朝臣爲中宮亮、右少將義孝(藤原)朝臣爲春宮亮、並有兼字、內藏連忠爲伊豆守、宇佐守節爲壹岐守、左近將曹物部行忠爲權將監、大藏棟材(種カ)爲兵庫小允(少)、

清書ヲ奏ス

(源兼明)左大臣便奉仰、以右中辨伊陟朝臣爲藏人頭、退下、還陣清書、參射場、令藏人左衞門佐顯光(藤原)奉聞(奏カ)、令返給、其後左大臣令申伊陟朝臣慶由云々、

奏慶

今日除書薨奏〇藤原朝成薨ズルコト、本月五日ノ條參看、以前也、可尋先例、又或說云、貞律(マヽ)云、被候除書之時、故枇杷(藤原仲平)大臣不能書、仍故清愼(藤原實賴)公爲大將候矣、召之令書之云々、〇天慶五年閏三月一日ノ條參看、

十一日、己丑、大神祭使ヲ發遣ス、

〔親信卿記〕平記三〇陽明文庫本

四月

(朱書)「太神祭使立」

十一日、大神祭使左近將監物部行忠參入、付內侍所令奏罷向之由、

今日度不動倉、下祭使等料染絹、

十二日、庚寅、夜御殿ノ燈爐燒ク、

〔親信卿記〕平記三〇陽明文庫本

四月

(朱書)「夜御殿火事」

十二日、子一剋、夜大殿內坤角燈樓有火燒落、太政(藤原兼通)大臣參上、有勅計事、

勅計アリ

左近義孝(藤原)、右近遠度(藤原)朝臣、左衞門(マヽ)

右衞門說孝(藤原)、左兵衞親信(平)、右兵衞典雅(藤原)、

十九日、丁酉、賀茂祭、

〔日本紀略〕圓融院

四月

齋院御禊

十六日、甲午、齋内親王(尊子内親王)禊、

十九日、丁酉、賀茂祭、

〔親信卿記〕 平記三 ○陽明文庫本

四月

垣下壁書

十四日、差垣下壁書、(朱書、下同ジ)「差垣下」

内藏寮饗ヲ儲ク

「御禊」十六日、午、今日御禊也、仍參内、次參院、令催内藏寮饗、上卿被參、(藤原爲光)中宮大夫・修理大夫、(源惟正)御前等參入、垣下員少、仍行事辨幷院長官等爲勸盃、々々者獻一上卿、々々傳參議、々々給南座第一人、々々起座、傳殿上人、々々々乍居目北座人、々々々起座來受盃、又傳殿上人、次々如此、有時議、御前者一行下之、更雜色勸盃殿上人、是事等故實也云々、但可問先例、又諸御前者左着南右着北、諸國肥牛幷太政大臣家牛等差小舍人被給、藏人觸辨、々候上卿氣色令牽廻、口付本人引之、其後給院、所御前遲參、仍上卿被催仰、而遂不來、剋限已至、仍寄御車、此間御前等參集、鳥居邊見物、還參齋院、頃之還御、内藏寮儲湯漬、一兩之後、院司令舁祿辛櫃、來集殿上人幷所衆取祿被御前人々、事了退出、此日齋院請釵子・櫛等、

肥牛等ヲ給フ

藏人所前驅遲參

内藏寮湯漬ヲ儲ク

馬寮御馬御覽

女騎料御馬點定

「覽女騎馬」十七日、未、可覽御馬、仍仰左右可令候御馬乘舍人由、於清涼殿東庭、御覽左右馬寮御馬、點定女騎料、其儀先下御簾、次召人、藏人參入、退出、催右近少將致忠(平)、令候

左右五疋

御前、次藏人奏御馬奏、退出之後、下給少將、此間牽御馬、寮申云、先例各牽三疋、今日令牽五疋、非先例云々、此事無定例、依太政大臣仰、下知之也、先牽左五疋、次牽右五疋、點定了後、少將於侍書付名、

「依上卿不參無警固召仰」今日上卿不參、仍無警固召仰事、

警固召仰

「請唐鞍」十八日、申、令催請唐鞍等、

雨儀

「警固召仰」左大臣(源兼明)令奏云、昨日上卿不參、不行警固召仰事、今日行矣、仰云、依例行矣、傳仰此由、召仰如例、但依降雨、經宜陽殿西廂(マヽ)柱西立軒廊、五位立中、六位後、退出如例、事了余(平親信)警固之間、着壺胡籙、是故實也、

御物忌

「祭」十九日、酉、祭日也、依御物忌、不召男女使等、

内藏寮使

今日典侍率參陣外、直向列見辻、是依日暮也、已無故實、内藏寮使紀時文參入、給宣命、昨内記紀齊時依内侍不候、令藏人奏之、仍召給之云々、但内藏寮進祿物、仍爲給案内齊時、々々申云、不給云々、可問先例、

近衞府使

近衞府使右近少將致忠、

還立穀倉院饌ヲ儲ク

舞人等ニ祿ヲ賜フ

所御前隨見參四人遣院、其遣追參院、分遣小舍人等令催餝馬・男女使・所御前等、次見物之、

「參齋院儀」廿日、戌、早旦見物、次參院、先着廳、穀倉院儲饌、次儲使(諸カ)依召參御前、着庭中座、使等自中門參、所陪從・六位次第使等、自腋門參入、次使等前居衝重、所衆等役之、一二巡之後、列舞庭中、舞了院司等取祿給舞人等、

御物忌

解陣

齋院垣下

次使々、次所陪從、次近衛陪從等、事了退出、到使少將宅、次參內、雖御物忌、有可然事參也、

源大納言（雅信）行解陣事、

「垣下書樣」

齋院垣下、

禊日、

正清朝臣（藤原）　公季朝臣（藤原）　義孝（藤原）　顯光（藤原）　時光（藤原）　通理（源）　親信

祭後朝、

泰清朝臣（藤原）　遠度朝臣（藤原）　致方（藤原）　光昭（藤原）　正光（藤原）　脩遠　親信

「祭雜抄」

賀茂祭雜事、

午日、御禊事、差垣下、

御覽所陪從幷馬、（日記云、下御簾、）御覽齋王駕牛（召王卿家、召仰家司、）及所々肥牛、（遣院、小舍人、）差引御前時、出納小舍人引之、先於一日、令內侍奏可警固之狀、無內侍、上卿於陣座、令藏人奏、未日行之、（或申日行之、）

天慶五年日記云、諸衛自日華門參入、立軒廊南、（北面西上、）上卿問曰、誰曾、季方（藤原）以下

天慶五年日記

申官職名、（六位姓名共申、但入夜之後、如此事時、五位申名、六位申姓名、未必申官職、○天慶五年四月二十日ノ條參看、）

未日、御覽馬寮御馬、（清涼殿、或仁壽殿、）

酉日事、

御覽所御前幷騎馬、

或不下御簾、近代下之、又至于人者於侍前覽之、

內侍參入、奏男女使參由、（無內侍代官奏之、）

命婦藏人　闈司　中宮命婦　藏人　近衛府使　內藏使　馬寮使　中宮使

近衛府使率舞人等參內侍所、令奏事由給祿、若召御前有儀、

命婦藏人・闈司參入御前、卽給祿各有差、無內侍代官奏之、

內侍白褂　命婦藏人支子染衾　闈司臭子（總）

但典侍於朔平門外令奏、（祿紅色褂、）

覽餝馬・手振・下仕事、（內藏・近衛・馬寮・東宮・內侍・命婦・闈司、）

引馬不覽、

承平七年、覽近衛・中宮使引馬、（○承平七年四月十五日ノ條參看、）

天曆七年、中宮・東宮男使乘馬・陪從等覽之、（○天曆七年四月二十四日ノ條參看、）

宣命事、
先於一日内記付内侍所、當日奏件宣命、内侍奏内藏寮使參之由、即給祿之比、給件宣命、
内侍不候、上卿當日令藏人奏之、
承平七年、返給上卿、々々給内藏寮使、件年有内侍代、非命婦不奏、（○承平七年四月十五日ノ條參看、）
戊日差垣下、
上卿付内侍、令奏解陣由、（還宮之後云々、）無内侍、付藏人令奏、（於陣座令奏之、）

〔かけろふの日記〕（下）
（藤原道綱）すけ、（右馬寮）つかさのつかひにとて、まつりにものすへけれは、そのことをのみおもふに、（遠度）人はいそきのはつるをまちけり、みそきのひ、いぬのしにたるをみつけて、いふかひなくとまりぬ、

二十九日、丁未、贈皇太后藤原安子國忌、

〔親信卿記〕（平記三　○陽明文庫本）
五月
（宋書）「御國忌」御物忌、御國忌也、其儀如去月、（四月二十九日、藤原安子國忌）

右馬寮使藤原道綱觸穢ニヨリテ不參

五月（大盡　戊申朔）

七日、甲寅、近江兵主三上神社ノ怪異ニ依リテ、御トヲ行フ、

〔日本紀略〕（圓融院）
五月
七日、甲寅、○中略今日、近江國解云、兵主三上神社、自去三月打太鼓幷鉦之音、經日不絶、仍有御卜、

山城祇園觀慶寺ヲ以テ、延暦寺別院ト爲ス、

〔日本紀略〕（圓融院）
五月
七日、甲寅、以祇園爲天台別院、

〔二十二社註式〕
祇園社（延喜神祇式曰、山城國愛宕郡祇園神社、式外三座、）
第六十四代圓融院、治五年、天延二年三月、被官符、以愛宕郡觀慶寺感神院、爲延暦寺別院、

去三月ヨリ太鼓鉦ヲ打ツ音絶エズ

三月官符下ルトノ說

天延三年トノ説　興福寺大衆愁訴ス

天元二年宣下ストノ説

〔祇園執行日記〕九　社家條々記錄

祇園社草創以來代々勅願次第

圓融院（或記云、天延二年甲戌三月十七日、祇園社内本堂、被成山門別院、宣云、以寛慶寺可延暦寺別院云々、以此宣近來自山門令管領當社、以外參差沙汰也、）（延暦寺）（觀）

〔東寺王代記〕圓融天皇

（天延）二年三月廿八日、祇園爲天台別院、

〔一代要記〕夏　圓融天皇　○京都御所東山御文庫所藏

（年）三一、（天延）○中略今年以祇園感神院、爲延暦寺別院、興福寺大衆大訴之、

〔天台座主記〕二　○華頂要略　百二十一所收

横川第十八權律師良源

天元二年己卯、三月廿六日、以山城國觀慶寺感神院、可爲天台別院由宣下、

〔慈惠大師傳〕

（天延）二年甲戌、以感神院付師（良源）、師乃爲天台別院、蓋斯神也者、素盞烏尊而、在播則號廣峰、在尾則稱熱田、或謂之武塔天神、或呼之牛頭天王、當陽成御宇、來化京師、且託兒曰、我護祇園精舍之神也、因以爲名矣、凡神之爲物也、在欲色二界之中間、受佛囑護正法、

本ハ興福寺ノ末寺

良算蓮花寺ノ紅葉ヲ折ラシム

蓮花寺ノ僧紅葉ヲ伐倒ス

故天照皇太神亦降治此國、其孫繼統者五代、合而一百七十九萬二千四百七十餘歲、其靈未熄、垂迹洛涯、則與師大有因緣者乎、

〔今昔物語〕三十一　本朝付雜事

祇薗成比叡山末寺語第二十四

今昔、祇薗ハ本山階寺（興福寺）ノ末寺ニテナム有ケル、其ノ只東ニ比叡ノ山ノ末寺ニ蓮花寺ト云所有リ、而ル間、祇薗ノ別當ニテ良筭ト云フ僧有ケリ、勢德有テ、世間叶タリケル僧也、其レニ彼ノ蓮花寺ノ堂ノ前ニ、微妙キ紅葉ノ有ケルカ、十月ノ比、色ノ微妙カリケレハ、祇薗ノ別當良筭折ニ遣タリケルヲ、蓮花寺ノ住僧ノ法師、心奇怪也ケレハ、此ヲ制シテ云ク、祇薗ノ別當德人ニ坐カリトモ、何テカ天台末寺ノ内ナル木ヲハ、心ニ任セテ、案内モ不云スシテ、可被折キソ、極タル非常ノ事也ト、良筭カ使此ク被制テ、否不折テ返テ、此ナム申シテ折セ不侍ヌト良筭ニ云ケレハ、良筭大キニ嗔テ、此云ナラハ、同クハ其ノ木皆伐テ來ト云テ、徒者共ヲ出シ立テ遣ケル程ニ、彼ノ蓮花寺トノ制シツル法師、定メテ良筭徒者共遣セテ、此ノ木ヲハ、伐セムスラムト悟テ、良筭カ徒者共ノ不來ヌ前ニ、法師自ラ其ノ紅葉ノ木ヲ根際ヨリ伐臥セテケリ、然レハ良筭カ使行テ見ルニ、木ヲ伐テケレハ、返テ良筭ニ其ノ由ヲ云ケレハ、良筭彌ヨ嗔リケリ、而ル間、横川ノ慈惠（良源）僧正、天台座主トシテ、殿下ノ御修法シテ法性寺ニ有ケルニ、彼ノ法師、

良源良算ヲ召ス
良算召ニ應ゼズ
良源祇園ノ寄文ニ署判セシム
興福寺ノ僧等上京シテ訴フ

木ヲ伐ルマヽニ法性寺ニ急キ參テ、此ノ由ヲ座主ニ申ケレハ、其ノ時ニ座主肩ヲ並フル人无カリケルニ、大キニ嗔テ、良算ヲ召シニ遣タリケレハ、良算、我ハ山階寺ノ末寺ノ司也、何ノ故ソ、天台座主、我ヲ心ニ任テ可召キソ云テ、放言ニテ不參サリケレハ、座主彌ヨ嗔テ、山ノ所司ヲ呼下シテ、其レヲ以テ祇薗ノ神人等・代人等ノ延暦寺ニ寄スル寄文ヲ書儲テ、其レニ判ヲ加ヘヨト押責ケレハ、神人等被責侘テ判ヲ加ヘテケリ、其ノ後座主、今ニ於テハ、祇薗ハ天台山ノ末寺也、早ク別當良算ヲ可追却キ也ト云テ追セケルニ、良算敢テ事ト不爲シテ、□ノ公正・平ノ致賴ト云フ兵ノ郎等共ヲ雇寄セテ、楯ヲ儲ケ軍ヲ調テ待ケル間ニ、座主此ヲ聞テ彌ヨ嗔テ、西塔ノ平南房ト云フ所ニ住ケル睿荷ト云ケル僧ハ、極タル武藝第一ノ者也、亦彼ノ致賴カ弟ニ入禪ト云フ僧有ケリ、極タル兵也、此ノ僧二人ヲ祇薗ニ遣テ、良算ヲ令追ルニ、此ノ二人彼ノ所ニ行テ、良算カ儲タル軍共ニ向テ云ク、汝等濫ニ箭ヲ放テ惡事ヲ至サハ、後ノ爲ニ惡カリナム誘ケルニ、良算カ雇タル致賴カ郎等共入禪ヲ見テ、早ウ山ノ禪師殿ノ御スルニ有ケレコソト云テ、後ノ山ニ逃去ニケリ、心ニ任セテ良算ヲ追却シテケリ、然テ睿荷ヲ別當ニ成シテ令執行ケルニ、其ノ後、山階寺ノ大衆發テ、公家ニ訴ヘ申ス樣、祇薗ハ往古ノ山階寺ノ末寺也、寺ノ其レヲ何カテ恣ニ延暦寺ニ被押取ム、速ニ本ノ如ク、山階寺ノ末寺ト可爲キ由ヲ可被仰下シト、度々訴ヘ申シケル程ニ、御裁許ノ遲々シケルニヤ、山階寺ノ若干ノ大衆京上シテ、勸學院ニ著ケリ、然レハ公ケ聞シ食シテ驚テ、御沙汰可有カリケルニ、其ノ前ニ彼ノ座主ノ慈惠僧正失ニケリ、然テ其ノ沙汰明日可有ト、既ニ被仰下タリケルニ、山階寺ノ大衆ハ、皆勸學院ニ有ケルニ、其ノ寺ノ中箅ハ、宗ト此ノ事ヲ可沙汰キ者ニテ有ケルニ、勸學院近キ小家ニ宿テ居タリケルニ、其ノ夕サリ方、前ニ弟子共ナト數居タリケルヲ、俄ニ中箅、只今此ニ人來ラムトス、其達暫ク外ニ出テヨ云ケレハ、弟子共皆去テ有ケル程ニ、人外ヨリ入來ルトモ不見エヌニ、中箅人ト物語スル音ノ聞エケレハ、弟子共怪シト思ケル程ニ、暫許有テ、中箅弟子共ヲ呼ケレハ、皆出來タリケルニ、中箅、此ニ山ノ慈惠僧正ノ御ツルト云ケレハ、弟子共此レヲ聞テ、此ハ何カニ宣フ事ソ、慈惠僧正ハ早ウ失ニシ人ヲハ思トモ怖シク物モ不云テ止リケレ、然テ明ル日、此ノ沙汰有ケルニ、中箅風發タリト云テ、沙汰ノ庭ニ不出サリケレハ、山階寺ノ方ニ指ル申シ沙汰スル人无カリケル依テ、其ノ御裁許不切サリケレハ、大衆モ返下ナトシテ、遂ニ祇薗ハ比叡ノ山ノ末寺ニ成畢タル也ケリ、由无キ良箅カ惡事ヨリ發ル事トモ、此ヲ思フニ、慈惠僧正ノ强ク被執タリケル事ニコソ有ヌレ、失タリケレトモ、其ノ靈ノ行テ中箅ニ乞請ケレハ、中箅ハ俄ニ風發タリトテ不出サリケルニコソ、中箅出テ沙汰セマシカハ、何ニカ有マシ、然レハ、其レヲ知テ、慈惠僧正ノ靈モ行テ乞請ニコソ、然レハ中箅只人ニハ非サリケリトナム、弟子共モ、此ヲ聞ク人モ、皆知ニケリトナム語リ傳ヘタトヤ、

○觀慶寺ヲ延暦寺別院ト爲ス日時、諸書異同アリ、今、日本紀略ニ據リテ揭書ス、

祇園社ヲ日吉末社ト爲スコト、天祿三年是歳ノ條ニ見ユ、

檢非違使廳政、

〔親信卿記〕平記三 ○陽明文庫本

五月

七日、着左政、（朱書、下同ジ）「着左政」

九日、○中略

「右政」今日右政、

十日、○中略

「左政」今日左政也、

十六日、○中略

今日着左政、

○九日以後ノ廳政、便宜合敍ス、

八日、乙卯、季御讀經、

〔日本紀略〕圓融院

內裏ノ穢ニ依リテ延引セルヲ追行ス

五月

八日、乙卯、季御讀經、春比依內裏穢于今延引、

〔親信卿記〕平記三 ○陽明文庫本

五月

七日、○中略

闕請定

（朱書、下同ジ）「定春季御讀經闕請」左大臣參入、定春季御讀經闕請等、件日時勘文・僧名等、先日奏聞、而依木工寮穢所延引也、

「季御讀經始」（源兼明）八日、卯、季御讀經初也、其儀如常、行事典雅（藤原）參御前、上卿、左大臣・源大納言（雅信）・源中納言・中宮大夫（藤原爲光）・右衞門督（源重光）・左大辨（源保光）・

引茶

（源惟正）修理大夫、但上卿不召、令打鐘直以參上、夕座引茶如例、

○中略御讀經朝座了、上卿退出、

論義

九日、御物忌也、朝夕座講讀（演）如例、

「番論義」十日、依可有御論義、巳剋僧侶參上、修朝座、藏人頭伊陟（源）朝臣奉仰、召候清涼殿之威從、仰可注進南北二京學生等名簿之由、件御論義事、藏人典雅昨夕承仰以可聞食之狀、仰僧都寬忠、是眞言宗也、縱雖可仰僧綱、理須仰顯宗僧綱、況不仰威從、直仰寬忠哉、依此太政大臣（藤原兼通）有不快之氣色云々、繆之又繆也、不問故實、仍今日依例改仰之云々、未一剋僧徒參上、威從以學生名簿、授頭伊陟朝

南北二京ノ學生名簿ヲ進メシム藏人其作法ヲ誤ル

臣、々々々奏聞、召候御前律師禪藝於弓場殿、仰可番五番之由、本自數筵、仍於南間定奉、奏番文、
律師書以一通、此間侍臣引茶、々々了之後、掃部寮參上敷座、廂第五間迫御簾、南北妻敷黃端疊一枚、爲論者座、孫廂南
五番　掃部寮座ヲ敷クニ故實ヲ誤ル
第三間敷綠端疊二枚、爲從南殿召度僧座、件座朝座了、承可有論義之由、理須夕座初敷之者也、又去年夕座初敷之、而今日引茶之後、官人參上施敷、未知故實、可尋先達、ここに南殿僧移參着座了、
律師召可進候之僧名、謂、其法師答、不稱唯、直着座、一々如此、
一番　答運源、山、問勸綜、
二番　答仁幹、問光休、山、
三番　答斎然、問源信、山、
四番　答禪澄、山、問玄明、
五番　答賀秀、件賀秀、依阿闍梨、初以法忠爲番、而依御定改之、問眞喜、
第四番之間、已及昏黑、仍侍臣供御明幷燈樓等、論義了眞喜於卽座奉仕隨喜御導師、
隨喜御導師眞喜　時人源信ノ論義等ヲ善ト稱ス
今日事、以隨喜御導師幷源信論義、諸人稱善、事了僧侶退出、

〔元亨釋書〕二十五 資治表六

天祿皇帝（圓融）

五年春、夏五月、置讀經論義于宮中、秋冬、
天延二年五月初七、宮中設讀經論義、四時有之、凡五番、一運源・勸綜、二仁幹・光休、三斎然・源信、四禪詮・玄明、五賀秀・眞義（喜）、

〔東寺王代記〕圓融天皇

（天延二年）同五月日、季御讀經論義始、

藏人頭源伊陟ニ禁色ヲ聽ス、

〔親信卿記〕平記三 ○陽明文庫本

五月
八日、卯、○中略
今日外記仕部來告云、外記大原忠亮云、中宮大夫（藤原爲光）可給宣旨、而檢非違使等申障不參、
余（平親信）可候者、御讀經朝座了、○本日ノ第一條參看、上卿退出、其後外記示案內、仍候矣、上卿召外記、
（朱書）「右中辨伊（脫）涉禁色宣旨」
々々目余、々入從敷政門、經小庭東石橋北邊、直進跪膝突候矣、上卿仰云、右中辨伊（藤）陟朝臣聽禁色宣旨宣へ、稱唯退出、次爲見給彈正之儀、出居左衞門陣、而間上卿不經幾程被着座、仍不着座、只乍立見其儀、上卿着座、南面、外記申彈正候由、立樹下、上卿仰云、召外記、稱唯退去、次彈正疏調立外記初立所、上卿召之、進到上卿後立稱唯、上卿仰云、疏稱唯、件疏退進及初度稱唯之處、若可有先例歟、可問他人、

天延二年五月八日

季御讀經論義ノ初メ

檢非違使ニ宣旨ヲ給フノ儀

彈正臺ニ宣旨ヲ給フノ儀

十一日、戊午、僧綱召、

〔日本紀略〕圓融院

五月

十二日、己未、補僧綱、

〔親信卿記〕平記三 ○陽明文庫本

五月

十一日、(宋書、下同ジ)「僧事」令藏人頭(源)伊陟朝臣、仰大納言源朝臣(雅信)可召僧綱之由、仰云、以寛靜爲權大僧都、以安鏡爲少僧都、以禪藝爲權少僧都、以陽生爲律師、以安快・湛照等爲權律師、大納言令左大辨保(源)光朝臣書之、於陣座付伊陟朝臣令奏聞、々々之後返給、其後參射場、令藏人說(藤原)孝奏宣命草、又令奏清書、還着陣座、令參議等向綱所云々、

宣命草ヲ奏ス

十三日、○中略

寛靜等慶ヲ奏ス

「僧慶申」今日權大僧都寛靜・權律師安快・湛照參北陣下、令奏慶由云々、

〔僧綱補任〕二 ○興福寺本

權(少)小僧都寛靜 (五月十一日)同日轉任權大僧都、

安鏡 同日轉正、(宋書、下同ジ)「八十八、」

律　師禪藝 五月十一日轉任權(少)小僧都、「七十三、」

權律師長燭 五月十一日轉正、「七十四、」

陽生 同日轉正、「六十八、」

圓照 「左京人、紀氏、」五月五日任、眞言、元興寺、太元阿闍梨年勞、

安快 五月十一日任、三論宗、元興寺、

湛照 「寛鑒僧都弟子、」同日任、法相宗、東大寺、已講勞、「六十七、」

〔僧綱補任〕乾 ○彰考館本

權大僧都寛靜 五月十一日任、七十四、東寺長者、

少僧都安鏡 五月十一日轉、

權少僧都禪藝 五月十一日任、七十七、

律　師長燭 五月五日轉、

権律師圓照　眞言宗、元興寺、五月五日任、大元阿闍梨二十年勞、年九十、臘六十

一、大元第六阿闍梨、

○僧綱召ノコト、日本紀略、十二日ニ作ル、親信卿記等ニ據リテ、揭書ス、

賀茂保憲點地ノ日ヲ擇ブ

東宮ノ御時ノ御願

十三日、庚申、檢非違使平親信ヲシテ、比叡山ニ御願寺大乘院ヲ建ツベキ地ヲ點定セシム、

〔親信卿記〕平記三　○陽明文庫本

五月

十三日、〔朱書、下同ジ〕「大乘院點地沙汰」右大將〔藤原兼家〕以左衞門佐傳仰云、可點大乘院地事、先日典雅〔藤原〕承之、而申障不勤〔カ〕、汝可罷〔信〕登者、奉仰、案內事由、保憲〔賀茂〕朝臣擇申可點地之日、仍保憲朝臣同可登、內藏寮儲饌事、可罷登、大將於侍被仰云、件大乘院、當今爲儲貳之時、所立申御願也、御願云、山上建立一院、安置十禪師云々、而未立院、唯修御願、但故阿闍梨〔弘延カ〕引中山地、又長壽尾有少地、一名具足坂、其本意以中山爲先、以長壽尾爲後、此二所可見者、日已及晚、仍向保憲朝臣宅、案內明日事、

平親信保憲等登山

「登山」十四日、早旦出洛、從東坂攀登、主計頭〔保憲〕隨身子姪等、同以參上、晴明〔安倍〕有此中、到勘解由〔藤原佐忠カ〕長官所領錦宅、主計頭隨身小破子、爲披用也、次到坂本、有相迎僧一人、次到中山之比、律師長勇・大乘院別當清胤等相迎來云々、仍相共見東中山、次見西中山、次見南中山、次見長壽尾、卽到故阿闍梨房、有饗、例如此之時、着衣冠〔マヽ〕、而今日所見甚多、非可束帶、況點地之心、可經見所々、不便束帶哉云々、此說保憲朝臣說也、但鎭時必可束帶、又尋先例、點地時尙束帶云々、西剋許罷下、到大津政所、入夜歸京、但主計頭請假、留坂本邊、

點地勘文ヲ奏ス

十五日、未進勘文、仍不令奏返事、

「奏點地勘文」十六日、送消息於主計頭許、參會右大將殿、令覽勘文、々々加保憲及余等署、勘文云、東中山不吉、西中山不吉、南中山不吉也、但可改北道、長壽尾不吉、但山僧陳云、有便云々、令覽之後參內、依御物忌、附藏人通理〔大江〕、令奏事由、

御物忌

十六日、癸亥、十六社ニ奉幣ス、

〔日本紀略〕圓融院

五月

十六日、癸亥、奉幣十六社、

検非違使廳政ヲ止ム

二十一日、戊辰、大神宮以下ノ諸社ニ奉幣ス、
〔日本紀略〕圓融院
五月
廿一日、戊辰、臨時奉幣伊勢以下諸社、
〔親信卿記〕平記三　○陽明文庫本
五月
（栄書）「依奉幣左政延引」
廿日、着左政、而相定云、明日被立諸社奉幣使、其中有伊勢太神宮使云々、問先例不詳、仍停止、不行政事、但季御讀經之時、○本月八日ノ條參看、初・了日不行政事、其間行政云々、○本月七日ノ條參看、
二十三日、庚午、小除目、尾張百姓ノ訴ニ依リ、同國守藤原連眞ヲ罷メ、散位藤原永頼ヲ之ニ任ズ、是日、所々ノ別當ヲ定ム、
〔日本紀略〕圓融院
五月
廿三日、庚午、小除目、去正月以後、尾張國百姓訴申守藤原連貞（眞）不了由、仍以散位藤

百姓印鎰ヲ隨身シテ藤原永頼宅ニ向フ

原永頼任彼國守了、百姓爲悦、隨身印鎰、行向永頼朝臣宅、
〔公卿補任〕六
權中納言從三位源重信、五十三、五月廿三兼皇太后宮大夫、
〔親信卿記〕平記三　○陽明文庫本
五月
廿三日、○中略
（栄書、下同ジ）「小除目」
同日、左大臣（顯兼明）依召參上、有小除目事、其儀下御簾敷圓座一枚云々、依召奉所硯幷續帋等、其次被定所々別當、
以權中納言重信爲皇太后宮大夫、前美作介永頼爲尾張守、散位藤原文頼爲主殿允、平成忠爲中宮少進、采女有光爲采女令史、
今日依市政、○本日ノ第二條參看、早罷出、不知今日案內、後日追記耳、又被下申文・辭書等於陣
令定云々、
「奏慶」
廿四日、預文頼給官、仍仰膳部喜景令催行、
今日藏人頭伊陟（惟）朝臣・式部少丞大江通理、以上作物所、及余（平親信）御厨子所、於射場、令藏人顯光（藤原）奏慶由、

作物所別當
御厨子所別當
奏慶

自余人々未參、仍且所令奏也、故實云、禁中別當奏慶、謂校書殿・內竪所・進物所・御厨子所・藥殿・作物所等也、但內御書所下別宣旨、不奏慶由、〻〻〻

八月

「受領罷申」

廿三日、尾張守永賴令〔奏脫カ〕赴任之由、於腋陣給例祿、

永賴赴任ノ由ヲ申ス

著鈦政、

〔親信卿記〕平記三 ○陽明文庫本

五月

廿二日、○中略

同日、左看督長多治延行持來着〔鈦〕勘文一通、仍加署書封、以名字一字、書表卷上結目、件署府生以上尉以下署之、佐不書署所、

尉以下府生以上著鈦勘文ニ署封ヲ加フ

副過狀十五枚、勘申可着〔鈦〕左右獄囚事、

左右獄囚十五人

合十五人　强盜十三人、竊盜二人、

左十三人、

强盜十一人文室氏眞・日下部吉丸・摸作正延・物部春延・菅原眞松・惟道貞遠・佐伯典兼・酒部房則・大中臣則正・茨田利枝、○歷名一人不足ス、

竊盜二人伴友吉・大藏安正、

右二人

强盜風〔早カ〕甲成則・秦春吉、

明日可有着鈦政、仍召志定治、問案內、

廿三日、○中略

「着西市政」

今日依政着西市、雖不可然、依雨濕乘車、又依例着青色、佐着平緒、其儀先着〔樓カ〕歸屋、依雨儀、稱先例、官人先着也、左南面、右北面、皆東上、佐西面、依雨脚不降、有僉議、令打例平張二宇、一宇在南政〔所カ〕新、一宇在北後廳、々々座佐西面、左北、右南、左尉以下着北、右尉以下着南、皆東上相對、〻〻〻〻〻移着幄座、

雨儀

酒饌犯人ヲ左右ニ分ツ

酒饌如常、厨家所儲也、立用二度新云々、飯遲來、仍一兩盃後着政座、看督長進連立文、每人各進、左右各一枚也、但依例相分犯人、左八人、右七人、可同數也、〻〻次起座、連立夾名、取副笏列北幄南庭、左立東、右立西、各相對、以南爲上、相分夾屛築垣、左右見合、到南幄南砌見合、揖着胡床、以中央爲佐座、左東、右西、座定、看督長紀高景版、置栲柱北、次高景取犯人過狀、盛柳筥、覽左佐以下、次覽右尉以下、今日右佐不着、覽了看督長等左右列立、各出東西、更折進北、就版位東西、左在東、右在西、皆北面、次々立後、左看督長紀高景申く、可給鈦キ犯人左八や、右七なゝ、合十とを五人いとり令候と申、左尉致〔源〕明朝臣仰云、鈦給へ、高景稱唯、右看督長諸師春明云、共呼事、共稱唯退出、着鈦、初出時、看督長・人守官人・隨身等列立、着鈦者引率可着鈦者、火長・隨身等不隨、看督長北進、列留在庭中、左以西爲上、右以東爲上、着鈦了、看督長等如初進北、就版左右邊、此間令囚近栲柱、栲留之後、爲見其形令近進也、列如本、左看督長紀

犯人ノ過狀

高景等申ク、犯人ノ鈦給了ヌト申、尉仰云、ヨシ、高景稱唯、春明云、共呼事、共稱唯退出、次取版、次起座、出自初入間、各見合着座、（時人云、列立北幄南庭中、揖後各着座云々、無揖失也、又出時於南幄南砌可有揖云々、至于此揖無由、但可問故實、）居飯幷汁物等、次召名、（不讀、唯下奏、是故實也、）事了各々分散、

二十四日、辛未、能治ノ功ニ依リ、傳燈大法師位法緣ヲ、重ネテ、東大寺別當ニ補ス、

〔東南院文書〕第一櫃第二卷

太政官牒東大寺

應依能治功課重任別當傳燈大法師位法緣事

右、得彼寺五師大衆去三月二日奏狀偁、件法緣功課甄錄如右、抑寺家者、是朝中第一之伽藍、天下珍重之仁祠、在在堂舍併是高大之極、區區房院莫不廣博之室、爰時代累積之間、甍瓦多以顚覆、年月推遷之處、堂舍盡以破損、而當任別當法緣、以去天祿二年五月十七日、適任別當（其條アリ、）之後、所歷歲月僅二年餘、所濟功課遙超前輩、件修立堂舍、或是顚倒頹落之舍、或又朽損破壞之處、併以造立、盡以修理、就中至于大僧房六宇・東塔院・戒壇院・藥師院・講堂・軒廊・食堂入隅・上下政所坊者、尤是功過前輩ニ超ユ　大僧房六宇東塔院戒壇院藥師院講堂等ヲ修理ス　東大寺五師大衆奏狀　勉物

大破之至極、敢非少力之可堪、而抽不日之功、忽濟多年之弊、何況誘遠近之人、勤掃治之事、恆例御願、節會僧供、一如舊式、專無闕怠、自餘功績不可勝計、謹檢故實、成功蒙賞之者、自古于今、或超拜僧綱之位、或又預重任之賞、後進勵志、職而此由、況乎至于寺家成功之人、敢非可例餘寺之司、檢其修理一所破壞之功、猶愈新造數宇之力、若不褒賞如此勞効、何使後輩勵其忠節、望請天裁、因准先例、依件大法師法緣能治功課、將被重任、彌令興隆佛法、修治伽藍者、右大臣（藤原賴忠）宣、奉勅、依請者、寺宜承知、依宣行之、牒到准狀、故牒、

天延二年五月廿四日

右大辨從四位上藤原「朝臣」（自署）（爲輔）○本書、太政官印十二顆ヲ踏ス、

二十五日、壬申、村上天皇御忌、

〔親信卿記〕平記三　○陽明文庫本

五月

（宋書、下同ジ）「御國忌」

廿二日、始御國忌事、預儲垸飯、

（平親信）余送垸飯、

廿三日、

天延二年五月二十五日

垸飯　恆例ノ御願節會ノ僧供闕怠ナシ

御物忌呪願
雲林院ノ見參

天延二年五月二十七日

「御國忌」廿五日、御物忌、御國忌也、其儀如去月、(四月二十九日、藤原安子國忌)但權少僧都增垣(恒カ)爲呪願、(源)伊陟朝臣爲陪膳、中宮(昌子内)供奉臨時膳、(親王)高坏廿五本、供之撤之、不違先儀、藏人所雜色右兵衞少尉元正持來雲林院見參等授余、又侍從事、先日仰省丞源致遠、而被仰可有定之由、仍停止矣、唯所進見參、上卿一枚・侍臣一枚・自餘諸大夫一枚・所衆等一枚也、

二十七日、甲戌、太政大臣藤原兼通、木幡墓ニ詣デ、法性寺ニ於テ、誦經ヲ修ス、

〔親信卿記〕平記三 ○陽明文庫本

五月

(宋書)「太政大臣木幡詣」廿七日、不參內、(藤原兼通)太政大臣參給木幡、供奉御共、先差家司、令修御誦經於法性寺、還給之次、於同寺有酒饌事、

左京大夫從四位下藤原遠基卒ス、

〔親信卿記〕平記三 ○陽明文庫本

五月

廿八日、○中略

親族ノ公卿等假文ヲ上ル

世系

(宋書)「左京大夫死去」昨日夜、左京大夫遠基(藤原)朝臣死去、是當今舅氏也、如此之時例、可尋聞者也、

〔侍中群要〕九 假文

公卿假文

天延二年六月七日、甲申、依故遠基喪、上卿及侍臣多奉假文、或者云、上古說奏治病假文者、猶避御衰日、況於喪乎、仍案內彼此專無忌、但奏者避之云々、左兵衞督濟時(藤原)・左大辨保光(源)等被示云、(上脫カ)皇御時專無忌之、右大辨爲輔(藤原)朝臣被示云、朱雀院御時、萬事因准醍醐御時有定、不可被忌云々、仍其時不忌云々、但時(源)中示云、大納言(源雅信)說云、可忌歟云々、又至于召者可避也、

〔かけろふの日記〕下

かくて○中略(五月)つきたちぬ、○中略そのほとに左京の官うせ給ひぬとものすへかめる、うちにもつゝしみふかうて、山寺になとしけうて、とき〳〵おとろかして、みなつきもはてぬ、

〔尊卑分脈〕藤原氏 北家

天延二年五月二十七日

師輔

頭 伊尹 攝政、太政大臣、左大將、右大臣、牛車、兵仗、隨身、號一條、氏長者、入木一流、
藏 五藏 母從四上武藏守經邦女、天祿三十一一薨、卌九、贈正一位、謚曰謙德公、子孫相續略之、
頭 兼通 關白、太政大臣、內大臣、從一位、准三宮、氏長者、牛車、輦車、兵仗、隨身、內藏頭、宮內卿、
母同伊尹公、貞元二十一八薨、五十三、贈正一位、謚曰忠義公、號堀河殿、不經大將、又不經大納言、
五藏 兼家 攝政、關白、太政大臣、從一位、右大臣、右大將、准三宮、內舍人・近衞等爲隨身、氏長者、中納言・非參
議等之時、兼藏人頭、公卿以後、中納言藏人頭例、頭少納言、按察使、治部卿、母武藏守從五位上藤原經邦
女、贈正一位盛子、伊尹公同母云々、又號東三條殿、號法興院入道殿、永祚二年五月八日返上關白、依病出家、法名如實、同十二
日賜度者一百人、大赦天下、廿三日准三宮、給年官・年爵・封戶、固辭不受、同七月二日薨、六十二、
五藏 遠量 大藏卿、從四上、右馬頭、(藤原)
母右大臣顯忠女、或常陸介公葛女、
五藏 忠君 右兵衞督、正四下、爲貞信公子、(藤原忠平)
母同兼家公、安和元ゝ卒、(年)
五藏 遠度 左兵衞督、春宮亮、播磨守、右馬頭、從三位、
母常陸介公葛女、永祚元三廿四薨、號小野三位、〔北〕
遠基 左京大夫、從四下、
母同遠量、
高光 右少將、從四下、
母雅子內親王、法名如覺、號多武峯少將入道、
辨 爲光 太政大臣、右大臣、從一位、左中辨、輦車、任相國同日、
頭 五藏 母雅子內親王、正曆三六十六薨、五十一、贈正一位、謚曰恆德公、號法住寺、號京極、子孫相續略之、
公季 太政大臣、內大臣、左大臣、從一位、東宮傅、按察使、春宮大夫、牛・輦車、兵仗、
母康子內親王、延喜皇女、仁義公、子孫相續多流略之、
山 尋禪 權僧正、第十九天台座主、于時少僧都、
母同爲光公、慈惠大僧正資、號飯室和尚、妙香院、正曆元二十七入滅、卌八、號慈忍、
仁 深覺 法務大僧正、東寺一長者、東大寺別當、號禪林寺、牛車、輦車、高德驗者、
寬忠僧都入室、濟信僧正灌頂資、母同公季公、哥人、長久四九十六入滅、八十九、

女子 安子、中宮、從三位、村上后、冷泉・圓融母后、天慶三四廿七爲女御、天德二十廿七爲中宮、
母同兼家公、應和四四廿九崩、卅八、贈皇太后、又重太皇太后宮、號中宮、
女子 登子、尙侍、從二位、先、重明親王上、後、村上貞觀殿尙侍、
母同上、
女子 左大臣高明室、(源)三君、惟賢・俊賢等母、(源)(源)
母同上、
女子 怤子、女御、冷泉院坊時御息所、後、圓融院女御、
母、
女子 左大臣高明室、愛、三君之後嫁之、
母同爲光、
女子 繁子、從三位、典侍、道兼公室、(藤原)女御尊子母、(藤原)
母、
女子 重信公室、(源)通方母、(道)
母、(源)
朝範 或典、少納言、從四下、
母備中守仲棟女、
寺 妙眞〔貞イ〕 阿闍梨、
母、
仁 尋淸 權大僧都、
母、
山 尋緣 阿闍梨、
母、

〔大鏡〕三 ○東松了奏氏本

一、右大臣師輔

師輔

そのとのゝ御君達十一人・女五六人そおはしましゝ、

藤原師輔ノ君達十一人ノ外

(裏書)師輔公――謙徳公一條攝政、母武藏守經邦女、
　忠義公堀河關白、母同、
　兼家公東三條攝政、母同、
　遠量大藏卿、母右大臣顯忠公女、
　忠君右兵衞督、母同謙徳公、
　遠基(左カ)右京大夫、母同遠量、此人十一人之外也、不審、
　遠度從三位、母常陸介公葛女、
　高光右少將、法名如覺、母延喜皇女雅子內親王、
　恆徳公法住寺太政大臣、(醍醐天皇)母同、
　仁義公閑院太政大臣、母延喜皇女康子內親王、
　尋禪飯室僧正、諡號慈忍、母同高光、
　深覺禪林寺僧正、母同仁義公、
　安子(村上天皇)天曆中宮、母同謙徳公、冷泉・圓融二帝母、
　登子貞觀殿尚侍、母同、

藤原高光ト贈答ス

　女子左大臣(顯)高明公室、母同、
　女子母同、
　女子左大臣高明公室、母同高光、
　怤子冷泉院女御、母同謙徳公、

〔多武峯少將物語〕

とみのこうちのきみたちわりこしつゝまて給へり、○中略

七郎(遠基)きみせ(高光)しのきみにきこえ給、

君かすむ山ちに露やしけるらんわけつる人の袖のぬれぬる

御返し

こけのきぬ身さへそわれはそほちぬる君は袖こそ露にぬるなれ

二十八日、乙亥、賑給使定、

〔親信卿記〕平記三　○陽明文庫本

五月

廿八日、○中略

天延二年五月二十八日

河尻ニ向ハシム
供給宣旨ヲ下ス

天延二年五月二十八日

同日、（朱書）「奏賑給差文」左大臣（源兼明）令藏人說孝（藤原）、奏賑給差文、余爲（平親信）西七八九條使、

○賑給ノコト、八月是月ノ條ニ見ユ、

左衞門尉源致明等ヲシテ、强盜ヲ追捕セシム、

〔親信卿記〕平記三 ○陽明文庫本

五月

廿五日、○中略

今日、別當（源延光）依穢不參入、

廿七日、○中略

（朱書、下同ジ）「依別當命奏供給事」此夕、別當被給御書云、有所勞不令參奏、官人等補後、奏眞（マヽ）卽隨身眞（マヽ）罷下河尻、可奏下供給宣旨云々、

「被仰供給事」廿八日、參大殿申此由、又參內奏聞、左大臣（源兼明）被參、仍宣々旨云、左衞門尉致明（源）・志□□陣平（陳カ）・府生能登公蔭、依强盜追捕事下遣河尻邊、供給宣旨宣ヘ、參別當殿申此由、

上卿不參
內侍所ニ付ス

大祓ヲ建禮門ニ修ス

六月小盡 戊寅朔

十日、丁亥、御體御卜奏、

〔日本紀略〕圓融院

六月

十日、丁亥、御躰御卜、上卿不參、付內侍所、

〔北山抄〕二年中要抄下 六月

十日奏御卜事

天延二年六月十日、上卿不參、外記觸藏人、後申太政大臣（藤原兼通）第、件奏付內侍所、○江次第同ジ、

十一日、戊子、內裏ノ穢ニ依リテ、月次祭・神今食ヲ延引ス、尋デ、七月九日、之ヲ追行ス、

〔日本紀略〕圓融院

六月

十一日、戊子、月次祭・神今食依內裏穢延引、仍於建禮門大祓、

七月

天延二年六月十日　十一日

九日、乙卯、於神祇官、月次・神今食、

〔親信卿記〕平記三 ○陽明文庫本

七月

(朱書)「月次幷神今食」

九日、月次幷神今食等、今日於諸司行之、依去月穢改行也、内膳司令奏□□札、

十二日、己丑、河臨御禊、

〔親信卿記〕平記三 ○陽明文庫本

六月

(朱書)「河臨御禊」

十二日、河臨御禊、(安倍)晴明宿禰、後式部、

十四日、辛卯、始メテ、祇園御靈會ヲ行フ、

〔社家條々記錄〕○八坂神社所藏

祇園社草創以來代々勅願次第

圓融院

天延二年六月十四日、被始行御靈會、即被寄附高辻東洞院方四町於旅所之敷地、號大政所、當社一圓進止神領也、

旅所ヲ寄セラル

大政所ト號ス

天延年中、五卷神事被始行之、

〔祇園社記〕二十三 大政所之記

祇園社御離宮

社記別記云、圓融院御宇、天延二年六月十四日、被始行御靈會、即被寄附高辻東洞院方四町於旅所之敷地、號大政所、當社一圓進止神領也、

○中略

當社古文書云、圓融院天延二年五月下旬、以先祖助正之居宅、(高辻東洞院)爲御旅所、可有神幸之由、有神託之上、後園有狐堺、(塚)蛛糸引延及當社神殿、所司等怪之、尋行引通助正宅畢、仍所司等經奏聞之劇、(剰)以助正爲神主、以居宅可爲御旅所之由被宣下之、祭禮之濫觴是也、

神託神異ニ依リ旅所ヲ置キ神主ヲ補スト云ノ説

〔御前落居記錄〕

一、祇園社大政所神主松壽丸與左方差符主計丞源緣親相論神主職・同敷地社恩等事

如松壽丸申狀者、圓融院御宇、天延二年五月下旬天王御影向之時、先祖助正御供申、被補神主職以來、不移他所職、○中略

天延二年六月十四日

永享三年九月十四日

〔二十二社註式〕

祇園社

祭禮

○署所略ス、

仝圓融院天祿元年六月十四日、始御靈會、自今年行之、

〔祇園社略記〕

祇園社

天祿元年六月十四日始御靈會、○中略圓融天祿元年六月十四日始御靈會、乃祇園祭會也、

一說、圓融天延二年始、

天祿元年始ムトノ說

二十七日、甲辰、除目、是日、醍醐天皇更衣藤原淑姬ニ贈位ス、

〔日本紀略〕圓融院

六月

廿七日、甲辰、藤原淑姬贈〔正カ〕從四位下、

〔公卿補任〕六 天元四年

參議正四位下大江齊光、四十八、天延二六廿七大學頭、

〔清少納言枕草子〕中 ○書陵部本

くちおしき物 ○上略みのの守にてうせにけるときから、〔藤原時柄〕

〔勘物〕天延二年六月廿七日攝津守、從四下、

〔朝野群載〕十五 天文道

從五位上行主計權助・〔・兼イ〕權天文博士安藝介安倍朝臣親宗誠惶誠恐謹言

請殊蒙天恩、因准先例、以天文得業生正六位上惟宗朝臣忠盛拜任博士闕狀

自得業生依擧狀、被拜任博士例

○中略 賀茂光國〔天延〕同二年六月任、○中略

嘉保二年正月廿二日 從五位上ーーー

○淑姬卒スルコト、天曆三年九月二十二日ノ條ニ見ユ、

七月小盡丁未朔

四日、庚戌、廣瀨・龍田祭、

〔日本紀略〕圓融院

七月

四日、庚戌、廣瀨・龍田祭、

六日、壬子、雷、典藥寮ニ震ス、仍リテ、雷鳴陣ヲ立ツ、

〔日本紀略〕圓融院

七月

六日、壬子、雷震典藥寮、

〔親信卿記〕平記四 ○陽明文庫本

七月

(朱書)「雷鳴陣」

六日、御物忌、雷發大聲、仍左右近衞陣階下、例夾東南階立、而以第四間爲中央、若是失歟如何、可尋知、左右兵衞陣南殿、大將・上卿不參、仍典侍大江皎子仰右近衞中將明中〔時カ〕□□□(源)(藤原兼通)

當御物忌、下格子、可召上卿云々、是當時太政大臣仰也、

御物忌大將公卿不參

亦舍人相分立鈴御辛櫃下、是延喜、年大將宣云々、見右近陣宣旨云々、

今日早旦罷出、仍不□

七日、癸丑、乞巧奠、

〔親信卿記〕平記四 ○陽明文庫本

七月

(朱書)「乞巧奠」

七日、乞巧事如常、後藤藏人行之、

十日、丙辰、大殿祭、

〔親信卿記〕平記四 ○陽明文庫本

七月

(朱書)「大殿祭」

十日、御物忌、丑剋、神祇官奉仕大殿祭事、御物忌之時例、未詳其由、雖然奉仕已了、可問先例、私案可警御物忌、又去年、□□□供奉由、早旦供嘗御粥・御手水等事、可案內、

十一日、丁巳、免物アリ、

〔親信卿記〕平記四 ○陽明文庫本

七月

御物忌

七日、○中略

□□□□平光法師之事、參(藤原衆通)大殿、而難澁也、還參、令奏其由、

(朱書)「免物」十一日、重有可免平光幷朝增□之仰、伺申大殿、〻〻被仰云、以仰旨可仰別當(源延光)者、仰別當、〻〻被奏云、依仰不論是非免了、但□事云〻、其後有煩、未申返事、

二十六日、壬申、相撰召合、

〔日本紀略〕圓融院

七月

廿四日、庚午、相撰內取、

廿六日、壬申、同召合、

廿七日、癸酉、同御覽、

〔本朝世紀〕

正暦四年七月

十七日、癸卯、○中略入夜、中納言藤原顯光卿參入、著左仗座、藏人召仰云、雖有今年疱瘡之事、准天延□(二年カ)之例、可有相撲召合幷音樂之由等、召仰左右近衞府、○正暦四年七月二十七日ノ條參看、

〔樗嚢抄〕年中行事

相撲

縮式日召合

天延二七廿六

疾病・疱瘡・旱水等年例

天延二疱、○八月二十八日及ビ九月八日ノ條等參看、

疱瘡ノ年ノ例

式日ヲ縮ム

內取

御覽

八月大盡 丙子朔

一日、丙子、賑給、

〔親信卿記〕平記四 ○陽明文庫本

八月

〔一〕□日、□□□□件使佐・尉・志爲一手、而佐九條、・尉八條、・志七條、各相分賑給、

□府辨備、八條手始、丑□角、後日合造奏文加署、

○賑給使定ノコト、五月二十八日ノ條ニ見ユ、

二日、丁丑、釋奠、

〔日本紀略〕圓融院

八月

二日、丁丑、釋奠、

〔親信卿記〕平記四 ○陽明文庫本

八月

十一日、○中略

平親信內論義ノ作法ヲ注記ス

行幸ノ日時ヲ勘申セシム

御禊アリ

〔朱書〕「釋奠內論義」

釋奠內論義事不知年月、

外記取博士名簿覽上卿、々々見了返給、一通藏人所、〻〻御出、內侍召人、王卿參上、不依大將、次出居、次侍從等參上、々卿召內竪、上卿召博士、々々等着座、上召第一博士、無大博士之時、先召座頭座主博士十二人、〔士一〕遂爲說者、〻〻〻〻次上召座主云々、問者還座、次□者置如意、次上亦召座主、無拜、次第召問者、上卿召直講以上、得業生以下令博士召之、座主還本座之後、自第一博士一々起座退下、次還御、次王卿・出居・博士、於日華門之外、脫靴、欲退出之間、外記告召由、博士等列立敷政門東庭、給祿云々、祿法云、衾、五位、襖子、六位博士、綿、得業生以上、聰明祿、頭衾一條、助襖子、

七日、壬午、再ビ、石清水行幸延引ニ依リテ、同宮ニ奉幣使ヲ發遣ス、

〔親信卿記〕平記四 ○陽明文庫本

八月

〔朱書、下同ジ〕「八幡行幸延引奉幣定」

三日、左衞門督奉仰、令勘申依石清水行幸延引、可□□□□可有行幸之日等、便付僕□奏聞、

〔源延光〕〔平親信〕

「同奉幣」

七日、依石清水行幸延引、被奉幣帛、有御禊事、其儀下廂御簾、南第四間鋪小筵二枚・半疊一枚、爲御座、々々間庭中鋪圓座二枚、爲使・宮主等座、使東、宮主西、當第三間敷

〔有奉幣カ〕

出御
御贖物ヲ供ズ
御拜アリ
宣命草ヲ奏ス
使復命
上卿不參ニ依リ參議之ヲ奉仕ス

案薦一枚、□(内カ)藏官人舁案一脚立其上、置□(御カ)幣□褁、時剋出御、木工頭泰清(藤原)・左近少將高遠(藤原)供御贖物、宮主卜部兼延捧御麻、跪候長橋下、藏人頭右中辨伊陟(藤原)朝臣傳取供之、兼延着座、次使左馬頭清遠(藤原)朝臣着座、御禊了宮主退去、次清遠朝臣進案下捧御幣、□御拜了入御、次撤御幣、次御贖物、次御裝束、

上卿各有障不參、仍准延喜七年例、參議右衞門督源朝臣重光、參射場、令藏人頭右中辨伊陟朝臣奏宣命草、返給、退出返給、便於射場殿召使賜宣命、所牒賜於山□(城國カ)□、

八日、○中略
同日夕、入夜清遠朝臣復命、

〔北山抄〕六備忘略記
奉幣諸社事

天延二年、石清水奉幣使立、參議重光卿著納言座、行宣命事、依上卿不參也、延喜例云々、

○石清水行幸延引ニ依リテ、奉幣使ヲ發遣スルコト等、二月十日ノ條ニ見ユ、

九日、甲申、甘瓜ヲ侍從所ニ賜フ、

〔親信卿記〕平記四○陽明文庫本

侍從等拜舞ス
御遊年子ニ在リ

八月

九日、依召參右大將(藤原兼家)殿、

〔朱書〕「給瓜於侍從所」
今日賜甘瓜於侍從所、差齋院長官元平爲使、□(入カ)夜歸參、奏見參、々々彼所書之授使、々々取之口奏例也、不奏文云々、

ヒ元平云、着座之後、持(侍カ)從等拜舞、後拜時使降殿立揖、後各着座、兼日給所下文於御薗令進瓜、明樴二合召內藏寮、有臺帶等、小舍□(人カ)・仕人等副之、或給一樴云々、所請五籠許歟、小舍□(人カ)申也、可請歟、

十日、乙酉、主計頭賀茂保憲、太政官廳御忌方ニ當ルニ依リ、犯土・造作アルベカラザル由ヲ勘申ス、

〔小右記〕○伏見宮本

治安三年

九月

二日、癸亥、○中略
天延二年八月十日、保憲(賀茂)勘申、宮(官)廳今年當御忌方、不可被行犯土・造作事者、右謹案八卦注云、遊年方不可興功云々、而今年御遊年在子、自內裏指宮(官)廳當子方、仍不可被

行犯土・造作之狀、勘申如件、

出羽國、年料鵜ヲ貢ス、

〔親信卿記〕 平記四 ○陽明文庫本

八月

(朱書)〔□於鵜飼〕

十日、出羽貢年新鵜□二喉、奏聞之後、分給三所鵜飼、其儀、仰所令進鵜飼等進御贄

度數勘文、今年度數・同員數矣、出右兵衛陣外、任進御贄次第分給、預出納小舎人等相共給之、能

登・〔佐カ〕□渡等貢、先日分給已了、

勸學會所、日向守橘倚平等ニ牒シテ、佛堂建立ノ資ヲ募ル、

〔本朝文粹〕 十三 知識文

勸學會所、欲被故人・〔當カ〕黨結同心合力、建立堂舍狀

慶保胤

堂一宇一間四面、可有禮堂、

廊二宇各七間、僧俗房、

屋一宇七間、炊爨所、

三所ノ鵜飼ニ分ツ

能登佐渡既ニ貢ス

勸學會所知識文

堂

僧俗房

炊爨所

勸學會草創以來十一年

前甲斐掾刑部良秀地一處ヲ施入ス其地ニ一堂ヲ建立セントス

勸學會所牒

右起會以降、○康保元年三月十五日ノ條參看、十一箇年、緇素歸心、內外勸學、善哉此會、未曾有之、但有會名、無會處、每至期日、借求諸寺、若有誘法之倫是惜、若有觸穢之事可避者、其奈有期之會何、豈可不歎乎、假使一度延之闕之、人心自怠、我會空廢焉、不能無寺、去年前甲州司馬刑部郎中〔良秀〕施入地一處、彼何人乎、與善如是、我等何不造一堂於其中乎、嗚呼不聞蚊聲成雷、不見狐腋作裘、莫辭官無俸祿、莫謂家太貧窶、唯是力之所任、志之所欲、雖一錢一粒、雖寸鐵尺木、所不亦嫌也、古今有造高堂大舘者、寧非旅宿乎、有堆黃金美玉者、又是浮雲也、我等適起此堂、永修此會、世々生々、見阿彌陀佛、在々處々、聽法華經、是大因緣也、是大善根也、若有故人・〔當カ〕黨結之外、同心合力之徒、可以隨喜、可以頌歎、今記事由、所唱如件、請各勤之、勿以忽諸、

勸誘、源、高階○以上二字、大字ニ作ル可キナラン、

慶保胤

〔本朝文粹〕 十二 牒

勸學會所牒贈日州刺史〔橘倚平〕下館

欲被分月俸建立佛堂一宇狀

牒、赴任之後、西望不休、筆硯壺觴之遊、思車公而少樂、山花江月之謌、聽杜母而多

天延二年八月十日

親林月林兩寺障アル時ハ他所ニ行ヒテ定處ナシ

歡、抑此會草創以降十一年矣、期有常期、三月・九月十五日、處無定處、親林・月林一兩寺、件寺有觸穢故障者、及會日以營求佗處、是佛事之耻、緇素之所歎也、去年前甲州司馬刑部良秀、夢中有所示、施入地一處、爰白黑之衆相議、欲結構堂舍、其志有餘、其力不足、方今會之故舊、人數不幾、或是散員、或亦無官、何況當結之徒、貧而樂道之人而已、彼專一城者、是使君也、而可起小堂者、亦誰人乎、仍牒送如件、乞也察之、分以俸祿之餘、充此土木之資、遙報知、願莫輕忽、以牒、

俸祿ヲ分ツテ建立ノ資ニ充テントス欲ス

天延二年八月十日

橘倚平請文

牒勸學會所來牒一紙

牒、去年衙被載欲分月俸建立佛堂一宇狀、牒今日到來、會所堂宇建立之事、宿昔之蓄懷也、方今忝出一結之中、適居分憂之列、官雖卑小、境雖凋殘、微俸薄祿、隨分有之、而政務非一、土地且遙、左右纏牽、歲月遷次、今遇善誘以慙以愧、就中甲州者員外之客也、猶覺露地於曉夢、下官者舊故之人也、未割月俸於秋毫、愚拙之甚也、懈怠之至也、今須聊分涓塵之資、誠期海岳之勢、仍牒送如件、乞也察狀、且勒廻李以牒、

日向守橘朝臣倚平

天延三年五月十一日

○橘倚平ノ事蹟、便宜左ニ合敍ス、

〔桂林遺芳抄〕

一、寮省之試事

登省記曰、康保二年十月廿三日、行幸朱雀院、御題、於藏人所被行之、○中略及第一人、橘倚平、字橘宣、式部丞、飛驒守是輔〔子〕等、

〔西宮記〕十三裏書　臨時一

康保二年十月廿六日御記云、○中略廿九日、依博士判、下橘倚平詩於式部省、爲文章生云々、

〔本朝文粹〕十二牒

牒勸學會所○中略

天延三年五月十一日

日向守橘朝臣倚平

〔尊卑分脈〕橘氏

是輔

倚平日向守、從五下、

天延二年八月十日

橘倚平ノ事蹟

官歷　式部丞

文章生

日向守

世系

〔二中歷〕十三 名人歷

學生字橘宣

〔江談抄〕四

清水寺ニ祈リテ省試ニ及第ス

瑤池偸感仙遊趣　還賞林宗伴李膺（橘倚平）

倚平ト藤原有國

此詩省試詩也、題飛葉共舟輕、勒澄陵氷膺、倚平爲祈登省事、每日夜々參詣清水寺之間、於寶前有夢想、示云、今度登省ハ李膺可煩云々、其事更以不得心之間、勒韻之中有膺字、其時得夢想之心、作叶官韻（音イ）、不作李膺、作李膺之輩不登省、仍倚平及第云々、是則觀音之靈驗也、

〔本朝麗藻〕下 懷舊部

初冬感李部橘侍郎（直幹）見過懷舊命飲并序　勘解相公（藤原有國）

予天元五載、石州秩罷、秋初歸洛、（○天元五年是歲參看、中略）于嗟、康保年中文友廿有餘輩、（○始メテ、勸學會ヲ修スルコト、康保元年三月十五日ノ條ニ見ユ、中略）或昇青雲之上、交談遠隔、或歸黃壤之中、存沒共離、（○中略）如彼前日州橘大守（倚平）・柱下菅太夫（輔昭）・工部橘郎中（正通）・三著作（三善道統カ）、命先朝露、恨深夜臺矣、（○下略）

〔和漢朗詠集〕下 雜

屈原伯夷ヲ贊セズ

詩人

扶桑集作者

述懷

楚三閭（昭平）醒終何益　周伯夷飢未必賢倚平

〔十訓抄〕二 可離憍慢事

むかし人の心のまかれるをうらみて、つゐに滄浪の水に沈み、世の政のたゝしからぬをいとひて、なかく首陽の雲に入し人あり、是諫むへきを見ていさめ、退くへきをみて退ける類也、其性寒氷よりも潔し、懷寵尸位の喩をはなれたり、（孝經諫諍章云、三諫不納、則奉身以退、有匡正之忠、無阿順之從、此良臣節也、若乃見可諫、卽（衍カ）而不諫、謂之尸位、見可退而不退、謂之懷寵、）誰かこれを諂る臣といひし、しかるに、橘倚平か詩に、

楚三閭醒終何益　周伯夷飢未必賢

といひて、なを時にしたかはぬ振舞をそしれり、

〔二中歷〕十二 詩人歷

文章生　諸大夫　橘倚平（日向守、）

詩作者　扶桑集七十六人　橘倚平

〔和漢兼作集〕三 春部下

詩　山家晩春
斜對露峯花處々、近望雲樹鳥開々、
春水桃花浪
橘倚平

文　蜀文織錦廻流上、巴字點船曲岸程、○曲水宴ノコト、康保三年三月三日ノ條ニ見ユ、
橘倚平

歌什　〔本朝文集目錄〕上卷第三十七
橘倚平
答慶保胤牒○本文、本朝文粹ニ據リテ上ニ掲グ、
〔勅撰作者部類〕自帝王至庶人之部
倚平五位、日向守、飛驒守橘是輔男、至天元三年、拾遺集別、一、
〔拾遺和歌集〕六別○前田家淨辨本
つくしへまかりける人のもとにいひつかはしける、
橘倚平
昔見しいきの松はらことゝはゝわすれぬ人もありとこたへよ
○倚平、三善道統宅ノ詩合ニ講師ト爲リ、詩ヲ賦スルコト、應和三年雜載、文藝

ノ條ニ見ユ、
十一日、丙戌、定考、
〔日本紀略〕圓融院
八月
十一日、丙戌、定考、
〔石清水文書〕五田中家文書附錄宮寺緣事抄
□〔改〕生會京官參事
一、樂人・舞人十列參向事
天延二年八月十一日、丙戌、定考、
雅樂寮等諸司ヲシテ、諸節會ニ准ジテ、石清水放生會ニ供奉セシメ、以テ、永例ト爲ス、
〔日本紀略〕圓融院
八月
十一日、丙戌、○中略中納言源(朝)延光仰云、石清水八幡宮來十五日放生會、宜仰雅樂寮、

唐高麗樂人等ヲ率キテ供奉セシム

十列御幣音樂ヲ進メシム

今年ハ使ニ付ス

左右馬寮近衞府ヲシテ隔年供奉セシム

舊御願ニ依ル

准諸節會音樂、官人率唐・高麗樂人・舞人等、從今年永供奉彼會者、又仰云、宜仰左右馬寮、十列御馬各十疋、從今年隔年令供奉彼會者、又仰云、放生會、宜仰左右近衞府、御馬乘近衞各十人、從今年隔年令供奉者、

〔親信卿記〕平記四 ○陽明文庫本

八月

〔宋書〕「八幡放生會可奉幣帛事」

十一日、被仰左衞門督〔延光〕云、每年八月十五日、石清水放生會、可獻十烈〔列カ〕幷御幣・音樂、但今年以使可奉、後年諸司可供奉云々、今年左馬寮御馬十疋、左近衞爲乘尻、明年右馬寮御馬、右近衞可爲乘尻、其裝束可用五月節十烈〔列カ〕裝束云々、

〔年中行事祕抄〕○尊經閣本

八月

「〔眞書〕石清水放生會初被獻舞樂幷走馬等事此事依舊御願、被行之由、見延光記、」

天延二年八月十一日、丙戌、藏人頭右中辨源朝臣伊陟傳宣、中納言源朝臣延光宣、奉勅、石清水〔宮脫カ〕八月十五日會、宜仰雅樂寮、准諸節會音樂、官人率大唐・高麗樂人・舞人等、從今年永供奉彼會日者、又同宣、奉勅、石清水宮八月十五日會、宜仰左右

馬寮、十列御馬各十疋、自今年永隔年、令供奉彼會日、但乘尻者、左右近衞府御馬乘近衞等供奉、」○宮事緣事抄、異事ナシ、

十三日、戊子、右政、

〔親信卿記〕平記四 ○陽明文庫本

八月

〔宋書、下同ジ〕「着右政」

十三日、略○中今日、依議政着右陣、其儀着後廳座、非使官人者起座云々、佐北面、左東、右西、左尉以下南上西面、右尉以下東面南上、右官人經府生座末着之、酒饌如例、自末申上「下名」可申事、右馬ミヽ師氏奏安茂事也、有下名事、□見上下勸盃、右尉獻左佐、下瓜相共飡之、依藏人也、

酒饌ヲ儲ク

下名

十四日、己丑、復任除目、

〔親信卿記〕平記四 ○陽明文庫本

八月

〔宋書〕「復任」

十四日、中宮大夫藤原朝臣〔爲光〕、令奏復任除目宣旨等、

前大宰權帥源高明ニ封戶ヲ賜フ、

〔日本紀略〕圓融院

天延二年八月十三日　十四日

八月

十四日、己丑、勅給前大宰帥(權脫カ)源高明朝臣封三百戶、

〔公卿補任〕五 安和二年

左大臣正二位源高明五十六、(天祿)三年四月廿歸京、○其條アリ、殊有賜封戶、

十五日、庚寅、石清水放生會、

〔日本紀略〕圓融院

八月

十五日、庚寅、奉幣石清水八幡宮、使左近中將源正輔(清)朝臣、

〔親信卿記〕平記四 ○陽明文庫本

八月

十三日、(宋書、下同ジ)「奏八幡宣命草」(延光)、左衞門督源朝臣、令頭辨□(源伊陟)(奏カ)石清水宣命草、

「奏宣命」

十五日、巳一剋、左衞門督源朝臣參射場、令藏人典雅(藤原)奏今日宣命清書、返給、於陣座

「八幡使發遣」

下使左近衞中將正清朝臣、給宣命、今日早旦有御浴事、

〔年中行事祕抄〕○尊經閣本

八月

「石清水放生會初被獻舞樂幷走馬等事○注(裏書)略ス、

天延二年八月、○中略同十五日、庚寅、臨時御幣使被立、石清水使左近衞中將源朝臣正清云々、」

臨時奉幣

〔二十二社註式〕

石清水

放生會

節會ニ准ズ

第六十四代圓融院治五年天延二年八月十五日、放生、仰雅樂、准諸節會、○諸神記同ジ、本月十一日ノ條參看、

十六日、辛卯、信濃勅旨駒牽、

〔日本紀略〕圓融院

八月

十六日、辛卯、駒牽也、

〔殿曆〕○陽明文庫本

天延二年八月十六日

辨候セズ

天永二年

八月

十六日、丙午、○中略今夜駒牽也、○中略宿所外記來云、今夜辨不候、仍尋外記之處、天延二年・康平四年辨不候云々、○下略

○殿暦、月日闕クト雖モ、姑ク、玆ニ收ム、

小除目、

〔日本紀略〕圓融院

八月

十六日、辛卯、○中略今日、小除目、

〔三十六人歌仙傳〕

從五位上行肥後守清原眞人元輔

○中略(天延二年)八月、兼鑄錢長官、

〔地下家傳〕七官方

主殿寮　佐伯氏

佐伯宗教

天延二年八月九日　任主殿大允、

○佐伯宗教等ノ任官、便宜合敍ス、

十八日、癸巳、季御讀經、

〔親信卿記〕平記四○陽明文庫本

八月

八日、(宋書、下同ジ)「季御讀經定」大納言源朝臣(雅信)定季御讀經日時勘文及僧名等、令藏人蔭子藤原典雅奏聞、

日時定
僧名定

十五日、○中略「季御讀經雜事」季御讀經事

可召仰諸司、

諸司召仰

內匠南殿障子、　縫殿御帳帷、　內藏御、差油・指燭布・土器・折櫃・瓶子・生薑・布施、〔脂〕

圖書　主殿□浴女官・□　掃部同女官・御帳、

左右近駕輿丁香春、　左右衞士藥殿事、

藏人所香・甘葛煎・廻文舍人、・犬防、

天延二年八月十八日

藥殿申請云、茶七十枚　生薑九升　生絹二尺
中折櫃四合　水桶二口　杪二柄
讃岐盆四口　炭四石五斗
已上三个日新云々、

御精進

一、御精進事
四衛府（十九日左衛門督（源延光）、廿日右衛門督當番也、（源重光））
日次所、左右衛門、河御贄等可□（仰カ）、
内膳（可加仰佛供事、）
大膳
造酒

堂童子定

十七日、定堂童子事、
「定堂童子」
御讀經堂童子、
十八日、
文利（紀）　義孝（藤原）

顯光（藤原）　時光（藤原）
廿一日、
道隆（藤原）　致方（源）
實資（藤原）　正光（藤原）
依仰召上卿、（仰奏時、）
仰小舍人、召侍臣等、（又遣内竪等、）
御物忌之由、昨日申左中辨（藤原佐理）閇已了、依爲行事也、
「同御讀經」
十八日、御讀經、儀式如例、但上卿依仰籠候、（參議源朝臣忠清・修理大夫惟（源）正朝臣・右近衛中將朝光（藤原）朝臣、）

御物忌

公卿籠候ス

籠、仍上卿奏事由、以外宿僧令候御前、又近衛司一人候、召南殿、不令候御前、但問
先例云、令上御前僧之後、着南殿令昇云々、
十九日、其儀如常、
廿日、其儀如例、但至于夕座、御前僧三人不參、欲仰此由、行事上卿・辨・史等共不
候、仍威從觀茂召度南殿三人、此中能覺免遲參責、信慶・觀修、只以召度、其後史參
入、仍仰此由、

夕座ニ御前僧三人不參

結願度者ヲ賜フ能覚ノ見参ヲ除ク

平親信勘事ヲ蒙ル

「結願」廿一日、御結願也、其儀如常、但給度者、亦能覚者、上卿除見参、依此事、上有被咎之事、而至于(平親信)弊身者、待頭閤(藤伊勢)處分、專可無責、

(藤原兼通)大相府亦被仰此由、令申如此、

「有恐申事」廿六日、退出之後、有召參內、有恐事罷出、依不申僧召度事於大相府之也、

二十二日、丁酉、東西宣旨飼使ヲ發遣ス、

〔親信卿記〕平記四　○陽明文庫本

八月

(朱書)「遣宣旨飼使」廿二日、遣東西宣旨飼使、可然之日多過了、雖然依常事所遣也、西式部少丞道理、東主殿助脩遠(藤原)等也、

二十八日、癸卯、疱瘡流行ニ依リテ、大祓ヲ行フ、

〔日本紀略〕圓融院

八月

廿八日、癸卯、於紫宸殿前庭・建禮門・朱雀門大祓、依天暦元年八月十五日例○其條アリ、行之、是爲除疱瘡災也、

藤原道綱罹病ス

死者多シ

〔親信卿記〕平記四　○陽明文庫本

八月

(朱書)「疱瘡大祓」廿八日、疱瘡大祓云々、

〔かけろふの日記〕下

八月になりぬ、この世の中はもかさおこりてのゝしる、廿日のほとにこのわたりにもきにたり、すけいふ(藤原道綱)かたなくおもくわつらふ、いかゝはせんとて、ことたえたる人にもつくはかりあるに、わかこゝちはまいてせんかたしらす、さいひてやはとて、ふみしてつけたれは、かへりことのとあらゝかにてあり、さてはことはにてそ、いかにといはせたる、さるましき人たにそ、きとふらふめるとみる心ちそ、そへてたゝならさりける、むまのかみ(藤原遠度)もおもなくしはゝ〳〵とひ給ふ、九月ついたちにおこたりぬ、

〔榮花物語〕二　花山たつぬる中納言　○梅澤義一氏所藏三條西本

疱瘡事

ことしはよのなかにもかさといふものいてきて、よもやまのひと上下やみのゝしるに、おほやけ・わたくしいとみしき事とおもへり、やむことなきおとこ・女うせ給たくひおほかりときこゆる、

〔類聚符宣抄〕三疾疫事

皰瘡事

發年々

○中略

天曆元年○注略ス、天曆元年六月是月ノ條參看、

天延二年自天曆二年至此年廿七年、

〔醫書〕○前田家本

一、皰瘡發年

○中略

圓融天皇御宇天延二年甲戌、閏十月、但十一月朔旦冬至、○十一月一日ノ條參看、

〔頭書〕「自天曆二年至今年廿七个年、」

〔扶桑略記〕二十七圓融天皇

〔天延二年〕八・九月間、有疱瘡疫、天下貴賤夭亡者多矣、

○十六社ニ奉幣シテ、疱瘡ヲ祈禳セシムルコト、九月八日ノ條ニ、疱瘡ヲ惱ミ給

フコト、同月二十七日ノ條ニ見ユ、

二十九日、甲辰、臨時仁王會、

〔日本紀略〕圓融院

八月

廿六日、辛丑、大祓、依可有仁王會也、

廿九日、甲辰、臨時仁王會、

〔親信卿記〕平記四○陽明文庫本

八月

〔朱書〕「仁王會」

廿九日、仁王會云々、

九月小盡丙午朔

三日、戊申、御燈、

〔日本紀略〕圓融院

九月

三日、戊申、御燈、

六日、辛亥、武藏秩父駒牽、

〔親信卿記〕平記四 ○陽明文庫本

九月

〔朱書〕「奏御馬解文」

十三日、中宮大夫藤原朝臣（爲光）令余奏（平親信）武藏秩父御馬解文、詞云、去六日牽御馬、其後無右近中少將、不令分取、檢先例、去天曆八年無近衞次將、直馬司取之、若准彼例可取歟、仰云、依例者、外記申云、院一（冷泉上皇）麻駮、東宮（師貞親王）二赤毛駮、太政大臣（藤原兼通）三黑毛、共奏事由、差文院・大相府先少將（藤原擧賢）、東宮々司預給、

十月

二日、民部卿（藤原文範）參入、令取有牽別（脫アルカ）、院・東宮・大殿（兼通）、東宮々司不候、相承遣之、

解文ヲ奏ス
天曆八年ノ例ニ依リ分取ス

○十月二日、牽別ノコト、便宜合敍ス、

七日、壬子、主計頭賀茂保憲、隣里犯土ノ禁忌步數ヲ勘申ス、

〔朝野群載〕十五 陰陽道犯土禁忌

勘申隣里犯土禁忌步數事

陰陽書云、居郭邑內者、土氣去宅卅五步、各爲一區、過之外、土氣不害人、堀地起土、深過三尺爲害、不滿三尺無害、本命法云、禍害・絕命・鬼吏・五墓之鄕、去舍三百步內、雖身不往（住カ）、害人作病云々、

今案、隣里犯土、大將軍・王相等方忌卅五步內、御忌方三百步內、三百步者、四町餘也、但自身犯土造作者、不論遠近、猶可忌之、仍以勘申、

天延二年九月七日　主計頭賀茂朝臣保憲○陰陽略書、異事ナシ、

八日、癸丑、大神宮以下十六社ニ奉幣シテ、疱瘡ノ災ヲ祈禳シ、年穀ヲ祈ル、

〔日本紀略〕圓融院

九月

宣命草ヲ奏ス

丹生川上社ニ赤毛馬ヲ奉ル

八月下旬ヨリ雨降リ續ク

八日、癸丑、奉幣伊勢以下十六社、依拂疱瘡灾也、

〔親信卿記〕平記四 ○陽明文庫本

九月

(朱書、下同ジ)「臨時奉幣宣命草奏」

七日、中宮大夫藤原朝臣(爲光)參射場殿、令藏人主殿助藤原脩遠、奏十六社臨時奉幣宣命草、依疱瘡也、又有祈年穀之詞、返給退出云々、

「奏宣命消書」

八日、同卿參入、令藏人(大江)通理奏宣命、但丹生河上有奉赤毛御馬云々、

〔かけろふの日記〕下

八月廿よ日よりふりそめにしあめ、この月もやますふりくらかりて、此中かはも大川もひとつにゆきあひぬへくみゆれは、いまやなかるゝとさへおほゆ、世中いとあはれなり、かとのわさたもいまたかりあつめす、たまさかなるあまゝには、やいこめ許そわつかにしたる、

○丹生川上社ニ、止雨ノ爲メ、赤毛馬ヲ奉ル宣命ヲ奏スルコト、便宜合敍ス、疱瘡流行ニ依リテ、大祓ヲ行フコト、八月二十八日ノ條ニ見ユ、

九日、甲寅、重陽平座、

〔日本紀略〕圓融院

九月

九日、甲寅、止節會、有平座見參、

〔親信卿記〕平記四 ○陽明文庫本

九月

(朱書)「無節會」

九日、無節會事、公卿不參、不取見參、

十一日、丙辰、伊勢例幣、

〔日本紀略〕圓融院

九月

十一日、丙辰、伊勢奉幣、天皇行幸八省院、

〔親信卿記〕平記四 ○陽明文庫本

九月

(朱書)「八省行幸」

十一日、有八省院行幸事、

十六日、辛酉、御讀經アリ、

天延二年九月十一日　十六日

〔日本紀略〕圓融院

九月

十六日、辛酉、御讀經始、

十九日、甲子、竟、

結願

左近衞少將正五位下藤原擧賢及ビ其ノ弟右近衞少將正五位下藤原義孝卒ス、

〔親信卿記〕平記四 ○陽明文庫本

九月

〔朱書、下同ジ〕〔先カ〕十五日、寅剋先少將受重病退出達智門朝俊朝臣宅、自去八日所煩云々、（藤原擧賢）

擧賢病ム

「入滅」十六日、先少將入滅、

「定態事」廿六日、未、參一條殿、運雜物納文書、大辨殿同被參、被始定御態事、（源保光）

廿九日、○中略

「故少將二七日」今日當故少將二七日、仍行御誦經於桃薗御堂、調布十段、（藤原義孝カ）

義孝ノ二七日誦經ヲ桃園御堂ニ修ス

十月

五日、參一條殿幷桃園殿、

八日、○中略參一條、

十三日、參一條、

閏十月

「故少將七々日法事」三日、於桃園殿御堂、修故少將七々日御法事、以文時朝臣令作願文、而晚景持來、仍不令淸書、（菅原）

義孝ノ七々日法事願文作者菅原文時

七僧　律師餘慶　正筭　乘慧　松叡　能慧　湛延　性孝等也、

上卿　左衞門督（源延光）　民部卿（藤原文範）　中宮大夫（藤原爲光）　源宰相（重光）　左大辨（保光）　治部卿（藤原元輔）等也、修理大夫（源惟正）被參、

而依有急事退出、

出誦經所々、本家　太政大臣（藤原兼通）　殿北御方（藤原伊尹室惠子女王）　女御（藤原懷子）　左衞門督　中宮大夫　左大辨　同北方　右兵衞佐（藤原親賢）　侍從（藤原義懷）　故少將少郎（藤原行成カ）

「□□正日」五日、故少將卌九日正日也、仍參桃園、不參內、

義孝七々正日

〔權記〕

長保四年

九月

十六日、戊申、忌日、爲(原)文朝臣・高輔奉仕僧前等、

寛弘元年

九月

十六日、丁酉、忌日、諷誦世尊寺、○本書、義孝忌日ノコト、他ニモ所見アリ、略ス、

藤原行成父義孝忌日ニ世尊寺ニ諷誦ヲ行フ

〔かけろふの日記〕下

もかさせかいにもさかりにて、○八月二十八日及ビ九月八日等ノ條參看、この一條の大上の大とのの少將ふた(伊尹)(舉賢・義孝)りなから、その月(九月)の十六日になくなりぬといひさはく、思ひやるもいみしきことかきりなし、

疱瘡ニテ卒ス

前少將

後少將

〔榮花物語〕二 ○梅澤義一氏所藏三條西本

疱瘡事

ことしはよのなかにもかさといふものいてきて、○中略、八月二十八日ノ條ニ收ム、中にも、前攝政殿の前(伊尹)一條攝政御子舉賢・同義孝同日卒去事 天延二年九月十六日、

(天延二年)舉賢 義孝

少將・後少將おなし日うちつゝきうせ給て、はゝきたの方(代明親王女也)あはれにいみしうおほしなけく事を、よの中のあはれなる事のためしにはいひのゝしりたり、まねひつくすへくもあらす、

母惠子女王ノ哀悼ノ歌

朝少將

夕少將

〔大鏡〕三 ○東松子泰氏本

一、太政大臣伊尹公、謙德公

男君達は、代明親王の御女のはらに、先少將舉賢(タカカタ)・後少將義孝とて、はなをおりたまひし君たちの、とのうせ給て○天祿三年十一月一日ノ條參看、三年はかりありて、天延二年甲戌の年疱瘡おこりたるに○八月二十八日及ビ九月八日等ノ條參看、わつらひたまひて、前少將(舉賢)はあしたにうせ、後少將(義孝)はゆふへにかくれたまひにしそかし、一日(九月十六日)かうちに二人の子をうしなひたまへりし母北方の御心地いかなりけん、いとこそかなしくうけたまはりしか、

〔拾遺和歌集〕二十 哀傷 ○前田家淨辨本

舉賢(從五位上、右近少將、兼ヘ甘ノ脫)義孝(奉宮權亮、兼ヘ甘ノ脫)

謙德公の北方、ふたりこともなくなりてのち、天延二年九月十六日、同日卒、

あまといへといかなるあまの身なれはか世にゝぬしほをたれわたるらん

〔歷代編年集成〕十七 圓融院

(天延)同二年甲戌、○中略、八・九月、有疱瘡患、○八月二十八日及ビ九月八日等ノ條參看、九月十六日、謙德公一(マヽ)男左近少將舉賢號前少將、歲廿五、朝卒、一(マヽ)男右少將號後少將、歲二十、夕卒、時人曰、朝少將・夕少將云々、

〔中古歌仙三十六人傳〕

藤原義孝

○中略天延二年九月十六日卒、

〔扶桑略記〕二十七 圓融天皇

（天延二年）八・九月間、有疱瘡疫、天下貴賤夭亡者多矣、秋月、伊尹朝臣之四男右近少將藤原義孝疱瘡而卒矣、

〔寶物集〕

一條攝政伊尹ト朝成（藤原）中納言トハ、藏人頭アラソヒニ、モノヽケニナリタマヒテ、御スエヲハミナホロホカシ給タルソカシ、太郎義懷（藤原）中納言モ法師ニ成給ニキ、○寛和二年六月二十四日ノ條參看、擧賢・義孝モ同日ウセ給ニキ、

〔建内記〕○菊亭本

（正長元年）應永卅五年三月十一日、○中略

（二條紗基）執柄云、義貴文字無子細歟、予同之、（萬里小路時房）但諸家之系圖不覺悟之、爰執柄云、義孝雖字替、讓德公是伊尹男也、兄弟二人、以義孝號前（マヽ）少將、以今一人稱後（マヽ）少將、依朝成怨靈、父子三人三个日中逝去、○伊尹薨ズルコト、天祿三年十一月一日ノ條ニ見ユ、世之所知也、此怨念殊依昇進事歟、是以後世尊寺

藤原朝成ノ物怪ニ依ルトノ說

以後世尊寺一流ハ羽林ニ任ゼズトノ說

一流不任羽林、

〔尊卑分脈〕藤原氏 伊尹孫

伊尹
- 親賢 右兵衞佐、正五下、母三品代明親王女、（從四位上惠子女王、）
- 惟賢 藏 右兵衞佐、正五下、母同親賢、
- 擧賢 五藏頭 左少將、正五下、母同上、天延二九十六卒、廿二、
- 義孝 本克ー、右少將、春宮亮、從五下、母同上、天延二九十六卒、廿一、號後少將、往生人、
- 義懷 頭 權中納言、從二、二位中將、母同上、寬和二六廿三出家、（花山院御出家日奉隨之、）號飯室入道、
- 周擧 少將、母、
- 光昭 五藏 右少將、從四下、母、
- 行源 寺 阿闍梨、母、

義孝本名克孝

- 女子 中納言（藤原）隆家卿室、母、
- 女子 懷子、國母、冷泉院女御、花山院御母儀、贈皇太后、（マヽ）三寶繪此宮之時始也、母惠子女王、代明親王女、
- 女子 太相國（藤原）爲光公室、母、

天延二年九月十六日

義孝ノ室ハ源保光ノ女

女子 同公妾、母、
女子 爲尊親王室、母、
女子 忠君（藤原）朝臣室、母、源致方室、後又密通重信公（源）、
行成 權大納言、按察使、兵部卿、正二位、參議、大辨、侍從、頭（辨）、祖、能筆、本朝祖三跡內、號權跡是也、母中納言源保光女、

〔大鏡〕三 ○東松了悉氏本

一、太政大臣伊尹 謙德公、

謙德公（眞書）——惟賢 藏人、兵衞佐、
　　舉賢 藏人頭、少將、母代明親王女、
　　義孝 少將、母同、——行成 大納言、母中納言保光女、
　　光昭 四位、
　　義懷 中納言、母同舉賢、
　　懷子 贈皇后宮、母准三后惠子女王、
　　女子 花山院母儀、（爲光）恆德公室、
　　女子 恆德公室、

女子 右兵衞督忠君妻、後嫁右大辨致方朝臣、
女子 彈正尹爲尊親王室、

〔公卿補任〕六 長保三年

參議正四位下藤行成、三十、故太政大臣伊尹公、孫、（但爲子、）右少將義孝一男、

○以下、舉賢ノ事蹟ニカ、ル、

〔天祚禮祀職掌錄〕

登壇卽位事

圓融院　安和二年九月廿三日卽位、

左侍從○中略

少納言代左馬助從五位下源（藤原）舉賢

〔職事補任〕圓融院

五位藏人

右兵衞權佐從五下藤舉賢　天祿元十一廿一補、同三正從五上、

〔職事補任〕圓融院

天延二年九月十六日

義孝子行成ヲ父藤原伊尹ノ子ト爲ス

舉賢ノ事蹟官歷

左馬助從五位下

右兵衞權佐藏人從五位上

左近衞少將藏人頭

名ノ訓ミ

性質

すこし勇幹にあしき人

死後三日母ノ夢ニ見ハルトノ說

天延二年九月十六日

藏人頭

五位頭
右近少將從五位上藤擧賢 廿歲 天祿三〇三、原、五ニ作ル、一代要記・歷代皇紀ニ據リテ改ム、年正廿六補、元五位藏人、從五位下、

〔榮花物語〕二 花山たつぬる中納言 〇梅澤義一氏所藏三條西本

(勘物)
擧賢タカヽタ

〔大鏡〕三 〇東松了叅氏本

一、太政大臣伊尹謙德公、

御あにの少將(擧賢)もいとよくおはしましき、このおとゝ(義孝)とのはかくあまりにうるはしくおはせしをもときて、すこし勇幹にあしき人にてそおはせし、

〔今昔物語〕十五 本朝付佛法

義孝少將往生語第卅二

今昔、一條ノ攝政殿(伊尹)ト申ス人御ケリ、其ノ御子ニ、兄ハ右近(左)少將擧賢ト云フ、〇中略 小將(義孝)疱瘡ニ煩テ、內ニモ不參スナト云ケル程ニ、兄ノ擧賢ノ小將モ同シク煩テ、寢殿ノ西東ニ臥テナム共ニ煩ヒケル、母上ハ中ニ立テリ、行テ見給ヒケル、兄ノ少將ハ只三日重ク成テ失ニケレハ、枕ナト替ヘテ例ノ失タル人ノ如ク葬シテケリ、〇中略 其ノ後、三日ヲ經テ、母ノ御夢ニ兄ノ小將中門ノ方ニ立テ極ク(イミシ)泣ク、母、臺ノ

義孝ノ事蹟官歷

侍從
左兵衞權佐
右近衞少將
正五位下

角ニシテ此レヲ見テ、何ト(ナ)不入給スシテ此クハ泣キ給フソト問ヒ給ヒケレハ、少將、參ラムトハ思ヘトモ不參得ヌ也、我レ閻魔王ノ御前ニシテ罪ニ被勘ツルニ、此レハ未タ命遠カリケリ、速ニ可免シトテ被免ツレハ返來タルニ、忿テ、枕ヲ被替ニケレハ、魂ノ入ル方ノ違テ活ヨミカヘル事ヲ不得スシテ迷ヒ行ク也、心疎キ態セサセ給ヘルトテ、恨タル氣色ニテ、泣クト見ル程ニ夢覺ヌ、母夢覺テ後、思シケム事何許也ケム、〇大鏡、コノコトヲ義孝ニ係ク、下略

〇擧賢、淸涼殿不動法御修法ニ、度者ヲ給フコトヲ仰スルコト、天祿三年八月二十四日ノ條ニ、伊尹ノ病ニヨリテ度者ヲ賜フコトヲ仰スルコト、同年十月四日ノ條ニ、除目ノ慶賀ヲ奏スルコト等、本年二月七日ノ條ニ、武藏秩父駒牽ニ參ズルコト、同年九月六日ノ條ニ見ユ、以下、義孝ノ事蹟ニカヽル、

〔中古歌仙三十六人傳〕

藤原義孝

(藤原師輔)
九條殿孫、謙德公三男、母代明親王女、天祿元年十二月十六日任左兵衞權佐、元侍從、同二年七月五日任左(右)近少將、同三年正月七日敍正五位下、中宮御給、天延二年九月十六日卒、

〔親信卿記〕平記三 〇陽明文庫本

天延二年九月十六日

春宮亮

伊尹ノ死後桃園第ヲ傳領ス

落月ヲ拜シテ極樂ヲ慕フ

義孝ノ死後行成保光ニ養ハル

四月

（朱書）「薨奏以前除目」

十日、有小除目事、○中略

其除目、

以○中略右少將義孝朝臣爲春宮亮、並有兼字、

〔世尊寺緣起〕○宮內廳書陵部所藏

夫世尊寺者有華城之北郊、稱桃苑之甲第、本是貞觀天皇第六皇子貞純親王別業也、○中略

親王薨後、天祿太政大臣謙德公相傳爲主、○中略相國逝去之後、右近少將義孝、相傳爲主、

次將出累葉博陸之家、爲清花雲宵之客、才學文章被時之輩、長於和歌、深於道心、每

直禁中、曉更必出、人疑艶情、踵武伺之、次將歸桃園、向落月、禮拜千遍、以慕極樂、

每夜如此、天延二年九月十六日薨去、与母堂大夫人云、昔契蓬萊宮裏月、今遊極樂界

中風、次將室家、正曆中納言保光之女也、○中略次將之子、萬壽權大納言行成、少後次將、

爲外祖被養長、

〔榮花物語〕二　花山たつぬる中納言　○梅澤義一氏所藏三條西本

天祿三年

かくて一條攝政殿（伊尹）の御心地れいならすのみおはしまして、○以上六字、富岡本、おほしてニ作ル、中略月ころに

父ノ病ニ歌ヲ詠ズ

幼時ヨリ道心アリテ常ニ法華經ヲ誦ス

出家セント欲ス

行成ヘノ情愛ニ依リ果サズ

伊尹ノ忌ノ明クルニ當リ源惟正ト歌ヲ贈答ス

ならせ給ぬ、○中略九月はかりの程なり、殿（伊尹）の御とふらひに、御このよしたかの少將の

義孝少將詠和歌事

御もとに、人○人、同上、殿ニ作ル、の御心地いかゝとゝふらひきこえたれは、少將いひやりたまふ、

ゆふまくれ○以上五字、同上、夕されはニ、藤原義孝集、ゆふくれのニ作ル、木しけきにはをなかめつゝこの葉とゝもにおつ

るなみたか○詞花和歌集同ジ、

伊尹薨四十九、

かやうに、○コノ下ニ、富岡本、人〳〵アリ、いかにいかにとひといゑ○以上五字、同上ナシ、おほしなけく程に、天祿

三年十一月一日かくれ給ぬ、○其條アリ、さま〳〵女御（懷子）よりはしめたてまつり、をんなきむた

ち・前少將（擧賢）・後少將（義孝）なときこゆる、あはれにおほしまとふ○まとふ、同上、なけくニ作ル、ともよのつね

なり、そのなかにも、後少將は、おさなくよりいみしう道心おおはして（衍）、法花經をあ

けくれよみたてまつり給て、法師にやなりなましとのみおほさるゝに、もゝそのゝ中

納言保光ときこゆるは、故中務卿宮代明親王のみこにおはす、その御むすめ君にとし

ころかよひきこえたまふに、うつくしきをのこゝ（行成卿是也、）をそうませ給へりける、それかみす

てかたきに、よろつをおほしゝのふるなりけり、かくて御いみの程、なに事もあはれ

にてすくさせ給つ、御法事なとあへいかきりにてすきぬ、いまはとて人〳〵まかつる

に、○以上五字、同上、ちよしたかの少將のよみ給、○藤原義孝集、詞書ヲ、うせさせ給にし御いみはてゝ人々におはしわかるゝ日ニ作ル、

容貌秀麗
道心者

いまはとてとひわかれぬる○以上五字、富岡本及ビ藤原義孝集、わかるめるニ作ル、むらとりのふるすにひとりなかむ
へきかな
右大辨従四位下内藏頭相(藤)繼三男、母従五位上源當平女、
すりのかみ惟正かへし、
參議従三位修理大夫源惟正
はねならふとりとなりてはちきるとも人○人、富岡本及ビ藤原義孝集、君ニ作ル、わすれすはうれしとそおも
ふ○以上八字、富岡本、我もわすれしニ作ル、

〔大鏡〕三　○東松子奏氏本

一、太政大臣伊尹謙德公、

かの後少將はよしたかとそきこえし、御かたちいとめてたくおはし、としころきはめたる道心者にそおはしける、やまひをもくなるまゝに、いくへくもおほえたまはさりけれは、はゝうへに申たまひけるやう、をのれしにはへりぬとも、とかくれいのやうにせさせたまふな、しはし法華經誦したてまつらんの本意侍れは、かならすかへりまうてくへしとの給て、方便品をよみたてまつりたまふてそうせたまひける、その遺言を母北方わすれたまふへきにはあらねとも、物もおほえておはしけれは、おもふに人のしたてまつりてけるにや、まくらかへしなにやと、れいのやうなるありさまともに

母ノ夢ニ現ハル

してけれは、えかへりたまはすなりにけり、のちに、はゝきたのかたの御ゆめにみえたまへる、

在後拾遺抄第十
しかはかりちきりしものをわたりかはかへるほとにはわするへしやは

賀縁ノ夢ニ現ハル

とそよみたまひける、○今昔物語、コノコトヲ擧賢ニ係ク、いかにくやしくおほしけんな、さてのちほとへて、賀縁阿闍梨とまうす僧のゆめに、この君たち(擧賢・義孝)二人おはしけるか、あに前少將(擧賢)いたうものおもへるさまにて、この後少將(義孝)はいと心地よけなるさまにておはしけれは、阿闍梨(賀縁)、君そこは、なと心地よけにてはおはする、母上は、君をこそ、あにきみよりはいみしうこひきこえ給めれときこえけれは、

在後拾遺抄第十
しくれとははちすのはなそちりまかふなにふるさとにたもとぬるらん(そてぬらす)

義孝ト藤原實資

なと、うちよみたまひける、さてのちに、小野宮の(藤原)實資のおとゝの御ゆめに、おもしろきはなのかけにおはしけるを、うつゝにもかたらひたまふけれは、その御いらへに、

くは、いつくにかと、めつらしかり申たまふけれは、

昔契蓬萊宮裏月、今遊極樂界中風とそのたまひけるは、極樂にむまれたまへるにそあなる、かやうにもゆめなとしめいたまはすとも、この人(義孝)の御往生、うたかひ申へき

世尊寺ニ退出ノ途次法華經ヲ誦ス

西方ヲ拜ス

義孝ノ容姿

ならす、よのつねのきんたちなとのやうに、内わたりなとにて、をのつから女房とかたらひ、はかなきことをたにのたまはせさりけるに、いかなるおりにかありけん、細殿にたちより給へれは、れいならすめつらしう、ものかたりきこえさせけるか、やう〳〵夜中なとにもなりやしぬらんとおもふほとにたちのきたまふを、いつかたへかとゆかしうて、人をつけたてまつりてみせけれは、北陣よりいてたまふほとより、法華經をいみしうたうとく誦したまふ、大宮のほりにおはして、世尊寺へおはしましつきぬ、なをみけれは、ひんかしのたいのつまなる紅梅のいみしくさかりにさきたるしたにたゝせ給て、滅罪生善、往生極樂といふぬかを、にしにむきて、あまたゝひつかせたまひけり、かへりて御ありさまかたりけれは、いと〳〵あはれにきゝたてまつらぬ人なし、（大宅世次）このおきなも、そのころ、大宮なるところにやとりて侍しかは、御こゑにこそおとろきて、いといみしうゝけたまはりしか、おきいてゝみたてまつりしかは、そらはかすみわたりたるに、月はいみしうあかくて、御直衣のいとしろきに、こきさしぬきに、よいほとに御くゝりあけて、なにいろにかいろある御そともの、ゆたちよりおほくこほれいてゝ侍し御やうたいなとよ、御かほのいろ月かけにはへていとしろく

殿上ノ逍遙ニモ紫檀ノ珠數ヲ持ツ

源雅信ノ第ニ赴ク

みえさせ給しに、ひんくきのけちえんにめてたくこそまことにおはしましゝか、やかてみつき〳〵に御ともにまいりて、御ぬかつかせたまひしも、みたてまつり侍りき、いとかなしうあはれにこそ侍しか、御ともには、わらは一人そさふらふめりし、又、殿上の逍遙侍しとき、さらなり、こと人はみなこゝろ〳〵にかりしやうそくめてたう（義孝）せられたりけるに、このとのは、いたうまたれたまひて、しろき御そともに、香染の御かりきぬ・うすいろの御さしぬき、いとはなやかならぬあはひにてさしいてたまへりけるこそ、なか〳〵に心をつくしたる人よりはいみしうおはしましけれ、つねの御ことなれは、法華經御くちにつふやきて、紫檀のすゝの、水精の斐束したるひきかくしてもちたまひける御よういなとの、いうにこそおはしましけれ、おほかた一生精進をはしめたまへる、まつありかたき事そかし、なを〳〵おなしことのやうにおほえ侍れと、いみしうみ給きゝをきつることは、まうさまほしう、このとのは（義孝）、おほんかたちのありかたく、すゑのよにもさる人やいておはしましかたからんとまてこそみたまへしか、ゆきのいみしうふりたりし日、一條左大臣（雅信）とのにまいらせたまひて、御まへのむめの木にゆきのいたうつもりたるをおりて、うちふらせたまへりしかは、御うへ

にはら〳〵とかゝりたりしか、御なほしのうらのはなゝりけれは、かへりていとまらになりて侍しに、もてはやされさせたまへりし御かたちこそ、いとめてたくおはしましゝか、○中略そのよしたかの少将、桃園の源中納言保光卿女の御はらにむませたまへりしきみそかし、いまの侍従大納言行成卿、世のてかきとのゝしりたまふは、

〔義孝朝臣集〕○書陵部本

かさ○細川文庫本・群書類従本、もかさニ作ル、やみたまひて、○たまひ、書陵部乙本ナシ、しぬへき心ちするを、○以上五字、書陵部乙本、おりニ、細川文庫本・松平本・群書類従本、心ちのするかなニ作ル、さりとも○さりとも、細川文庫本・松平本・群書類従本、しぬるかさなりともニ作ル、しはし、とかく○とかく、書陵部甲本、しかくニ作ル、なせさせたまひそと、経よまむの心侍と、○以上八字、書陵部乙本、□すこしすんしはてんの心侍りニ、細川文庫本・松平本・群書類従本、誦経しはてんの心はへりニ作ル、女御との（懐子）○女御との、書陵部乙本、女御とのゝおまへニ、細川文庫本・松平本・群書類従本、女御のおまへニ作ル、にきこえ○コノ下ニ、書陵部乙本、おきアリ、たまひけるを、おほし○おほし、同上・細川文庫本・松平本・群書類従本ナシ、わすれたまひて、とく○とく、書陵部乙本、おさめたてまつりたまひけれは、うへ○うへ、書陵部乙本・細川文庫本・松平本・群書類従本、はゝうへニ作ル、わするニ作ル、への御ゆめに、

後

しかはかりちきりしものをわたり河かへるほとにはかへる○かへる、書陵部甲本・同乙本・細川文庫本・松平本・群書類従本、す

〔今昔物語〕十五　本朝付佛法

義孝小將往生語第卅二

今昔、一條ノ攝政殿ト申ス人御ケリ、其ノ御子ニ、兄ハ右（左）近少將擧賢ト云フ、弟ヲハ左（右）近ノ小將義孝ト云ケリ、義孝ノ少將ハ、幼カリケル時ヨリ道心有テ、深ク佛法ヲ信シテ惡業ヲ不造ス、魚鳥ヲ不食ス、其ノ時ニ殿上人數有テ、此ノ少將ヲ呼ケレハ行タリケルニ、鮒ノ子鮨ヲ備タリケレハ、義孝ノ少將此レヲ見テ不食スシテ云ク、母カ肉村ニ子ヲ敢タラ食ハムヤソト云テ、目ニ涙ヲ浮ヘテ立テ去ニケルヲ、人々此レヲ見テ膳ノ味モ失テソ有ケル、此様ニシテ魚鳥ヲ食フ事无カリケリ、況ヤ自ラ敍生スル事ハ永ク无カリケリ、只、公事ノ隙ニハ常ニ法花經ヲ誦シ、彌陀ノ念佛ヲ唱ヘケリ、而ル間、天延二年ト云フ年ノ秋比、世ノ中ニ疱瘡ト云フ病發テ極テ騒カシカリケルニ、有明ノ月ノ極テ明カリケル夜、弘徽殿ノ細殿ニ女房二三人許居テ物語ナトスル間、義孝ノ少將、襴装束□（キヨカニ）ニテ殿上ノ方ヨリ來ニヤ有ラム、細殿ニ來テ女房ト物語スル様現ニ故有ラム見エテ、墓无キ事ヲ云フニ付テモ道心有ルカナト思エケル、夜漸ク深更タレ少將北様ヘ行ヌ、共ニハ小舍人童只一人ソ有ケル、北ノ陣ニ漸ク行ク程ニ、方便品ノ比丘偈ヲソ極テ貴ク誦シテ行ケル、細殿ニ有ル女房共此レヲ聞テ、此ノ君ハ道心深キ人ナメリト、何ニ行クラムト思テ、侍ヲ呼テ、此ノ少將ノ行カム方見テ返來レトテ遣レハ、侍、少將

道心深ク魚鳥ヲ食ハズ

殺生ヲ爲サズ彌陀ノ念佛ヲ唱フ

天延二年九月十六日

天延二年九月十六日

ノ後ニ立テ行クニ、小將、土御門ヨリ出テ、大宮登リ行テ、世尊寺ノ東ノ門ヨリ入テ、東ノ臺ノ前ニ紅梅ノ木ノ有ル下ニ立テ、西ニ向テ、南无西方極樂阿彌陀佛、命終決定往生極樂ト禮拜シテ板敷ニ上ケル、侍、此レヲ見テ小舍人童ニ寄テ、例モ此クヤ禮拜シ給フト問ケレハ、童、人ノ不見ヌ時ハ例モ必ス此クナム禮拜シ給フトソ答ヘケル、侍返テ此ノ由ヲ語ケレハ、女房共此レヲ聞テ極テ哀レカリケリ、而ル間、其ノ次ノ日ヨリ小將疱瘡ニ煩テ、內ニモ不參スナム云ケル程ニ、兄ノ擧賢ノ小將モ同シク煩テ、寢殿ノ西東ニ臥テナム共ニ煩ヒケル、母上ハ中ニ立テリ、行テ見給ヒケル、兄ノ少將ハ只三日重ク成テ失ニケレハ、枕ナト替ヘテ例ノ失タル人ノ如ク葬シテケリ、然レハ、弟ノ小將ノ煩フ方ニ母ハ淚テソ歎キ悲ヒケル、其ノ病亦極テ重シト見給ケル程ニ、少將音ヲ擧テ方便品ヲ誦シケル半許誦シケル程ニ失ニケリ、其ノ間艷ス馥キ香其ノ所ニ滿タリケリ、然レハ、一度ニ二人ノ子ヲ失ヒテ見給ヒケム母ノ御心何許有ケム、父ノ攝政殿御マサマシカハ、何許思シ歎カマシ人云ケル、亦、其ノ時ニ右近ノ中將藤原ノ高遠ト○中略云フ人有ケリ、義孝ノ小將ト得意ニテ有ケルニ、夢ニ故義孝ノ小將ニ値ヌ、高遠ノ中將、此レヲ見テ、極テ喜ク思テ、君ハ何ニコニ御スルソト問ケレハ、義孝ノ小將、答テ云ク、昔ハ契キ蓬萊ノ宮ノ裏ノ月ニ、今ハ遊フ極樂界ノ中ノ風ニト云テ、搔消ツ樣ニ失ヌト見テ夢覺ヌ、其ノ後チ、高遠ノ中將此ノ文ヲ書付テ置テケリ、此レヲ聞ク人、道心有ル人ハ後ノ世ノ事ハ憑シカルヘシトナム云テ、讚メ貴ヒケル、少將、生

方便品ヲ誦シナガラ卒ス

タリシ時モ、身ノ才有テ文ヲ吉ク作ケレハ、夢ノ內ニ作タル文モ微妙キ物ニテ有ル、夢ニ極樂ニ遊フト告タルニ、亦終ニ往生ノ相ヲ現ス、疑ヒ无キ往生ノ人也トナム語リ傳ヘタトヤ、

文才アリ
往生ノ人

〔續古事談〕二 臣節

一條攝政（伊尹）ハ、ミメイミシクヨクオハシケリ、○中略コノ御子義孝ノ少將モミメヨカリケリ、往生シケル人也、

〔撰集抄〕八

躬恒（凡河內）・花山院・義孝御歌事

昔、一條院（ママ）攝政の御本にて、人々連歌し侍るに、

秋はたゝ夕ま暮こそたゝならね（○秋はたゝ、義孝朝臣集、あきは猶ニ作ル、）

と云句の出來たりけるを、人々聲々に詠して、度々になり侍けれとも、付る人も侍らさりけるに、攝政殿の御子に義孝少將とて、十三に成賜けるか、

荻のうは風萩のした露（○義孝朝臣集同ジ、）

と付給へりけれは、殿大に御感有て、是をはうちこめては有へきかとて、○以下、疑ハシト雖モ、姑ク玆ニ掲グ、又の日、此小冠（著脫カ）しかしか仕侍りとて、御堂殿（攝政道長）へかくと聞え奉給に、こは能いとを

十三歲ニシテ歌ヲ詠ムトノ說

天延二年九月十六日

天延二年九月十六日

しき者にて侍けりと計被仰て、こと成御詞もなく、猶さりかてらに、返返面白侍と計そ申させ給へりける、一條殿おほしけるは、年の程よりもゆゝしく給へりなんと、懇ならんすらんとおほしけるに、なをさりかてらの御返事にて侍けれは、上に本意なす思食て、又上東門院(藤原彰子)へかくと申させ給に、中務と聞えし歌讀の女房の奉けれは、御返事に、いとこまかに殊に有難て、人丸(柿本)・赤人(山邊)か昔の目出度かりし人々の二度生たるなんとまて御返事有けるに、中務の私にかく申そへたり、

荻のはに風音つるゝ夕には萩の下露置そましける

と侍けるも、おかしきさまして侍り、實やらん、其比は此事をは天下の有情わさに申侍けり、

〔日本往生極樂記〕 ○脩經閣本

右近衛少將藤義孝、(太)大政大臣贈正一位謙德公第四子也、深歸佛法、終斷葷腥、勤王之間、誦法花經、天延(二イ)・年秋、病疱瘡而卒矣、命終之時、誦方便品、氣絕之後、異香滿室、同府亞將藤高遠、同在禁省、相友善矣、義孝卒後、不幾夢裏相伴、宛如平生、便詠一句詩云、昔契蓬萊宮裏月、今遊極樂界中風、(マヽ)シカハカリチキリシモノヲワタリカハカヘルホトニハカヘスヘシヤハ ○本朝法華驗記・扶桑略記同ジ、

〔歷代編年集成〕 十七 圓融院

(天延)同二年甲戌、○中略九月十六日、謙德公○中略二男右少將義孝○中略夕卒、○中略義孝告高遠大貳(藤原實賴)小野宮殿孫、(藤原)齊敏卿男、墮地道人也(餓イ)、夢云、

昔契蓬萊宮裏月、今遊極樂界間風、

〔元亨釋書〕 十七 願雜十之二 王臣二

羽林次將藤義孝者、太師謙德公第四子也、朝事隙誦法華、永絕腥葷、天延二年秋染病、誦方便品而逝、異香滿室、亞相(將カ)藤高遠平居友善、義孝卒、不幾夢、在宮中、與義孝娛遊、義孝哦一聯曰、昔約蓬萊宮裏月、今居極樂界中花、高遠覺後哀嘆、

〔江談抄〕 四

昔契蓬萊宮裏月　今遊極樂界中風

此詩、義孝少將卒去之後、賀緣阿闍梨夢見、少將有歡樂之氣色、阿闍梨云、君ハ何心地喜ケニテハ被坐、母君ノ被戀慕ニハトイヘハ、少將詠曰、

時雨てはちゝの木の葉そ散まかふなにふる里の袂ぬるらむ

詠之後、又詠此詩云、

〔今昔物語〕 二十四 本朝付世俗

藤原義孝朝臣死後讀和歌語第卅九

今昔、右近少將藤原義孝ト云フ人有ケリ、此レハ一條ノ攝政殿ノ御子也、形チ有樣ヨリ始テ、心ハヘ身ノ才、皆人ニ勝レテ有ケル、亦道心ナム深カリケルニ、糸若クシテ失ニケレハ、親キ人々歎キ悲ケレト モ、甲斐无クテ止リニケレ而ルニ失テ後十月許ヲ經テ、賀緣ト云僧ノ夢ニ、少將極ク心地吉氣ニテ笛ヲ吹ト見ル程ニ、只口ヲ鳴スナム有ケル、賀緣此レヲ見テ云ク、母ノ此許リ戀給フヲ、何ニ此ク心地吉氣ニテ御座スルソト云ケレハ、少將答フル事ハ无クシテ、此ナム讀ケル、

シクレニハチクサノ花ソチリマカフナニフルサトノ袖ヌラスラム

ト、賀緣覺驚テ後チ泣ケル、亦、明ル年ノ秋、少將ノ御妹ノ夢ニ、少將妹ニ會テ此ナム讀ケル、

キテナレシコロモノソテモカハカヌニワカレシアキニナリニケルカナ

ト、妹覺驚テ後ナム極ク泣給ヒケル、亦、少將未タ煩ケル時、妹ノ女御（嬪子）、少將未タ失タリトモ不知テ、經讀畢ムト云ケル程ニ、程无ク失ニケレハ、其後忘レテ其身ヲ葬テケレハ、其ノ夜母ノ御夢ニ此ナム、

シカハカリチキリシモノヲワタリ川カヘルホトニハワスルヘシヤハ

ト、母驚キ覺テ後、泣キ迷ヒ給ヒケリ、然レハ、和歌讀ム人ハ、失テ後ニ讀タル歌モ、此ク微妙キ也

妹ノ夢ニ現ハル

トナ語リ傳ヘタトヤ、ムト

〔寶物集〕

一條攝政伊尹御子、アニオハ先少將擧賢、ヲトトヨハ後少將義孝ト申、二人君達、モカサヲワツラヒテ、一日之内ニ□（二人カ）ナカラウセ給ヒニケリ、ヲヤノ御心ハ、サコソハカナシクヲホ□ニモ、此義孝キミハ、ワカクヨリ道心ヲハシテ、世尊寺梅□（木カ）ノ下ニテ、カナラス滅罪生善、往生極樂トイウヲ□（證）タマヒケル、コノトノ、マメヤカニ道心ヲハストテヒトノ申ケレハ、殿上ノ清遙ノ侍ケルニ、ワレモ〳〵ト錦ノ織物ヲツクリ給ヒケルニ、香之狩衣ニ白衣ヲソキ給タリケル、ハナメキ給ツルヒトヨリ、マサリテミエ給ケルハ、イカハカリノ御形ニテ、侍リケルヤラム、ウセ給テ後、賀緣阿闍梨トテタノミ給タリケル僧ノ夢ニ、往生シタルヨシヲソミエ給ケル、

昔契蓬萊宮裏月　今遊極樂界中風

シクレトソチクサノ花ハチリマカウナニフルサトニソテヌラスラム

〔袋草紙〕 上

亡者歌

死後清因義孝ヲ夢ム

義孝少將

しかはかり契りしものを渡り川歸る程には忘るへしやは

是は、死去すとも、しはらくとかくなせそと云ひけるを、忘にけれは、妹女ノ夢ニみける歌、

しくれとはちくさの花に散まかふ何古里に袖ぬらすらむ

昔契蓬萊宮裏月　今遊極樂界中風

是賀縁阿闍梨之夢ニ見也、

きてなれし衣の袖もかわかぬにわかれし秋になりにけるかな

又之年妹之夢ニ見之、

〔義孝朝臣集〕

○書陵部本

なくなりたまひて後七月○以上、細川文庫本・松平本・群書類従本、うせ給ての十月ニ作ル、許に、清因○清因、書陵部甲本、清因歟、後拾遺ニ作リ、書陵部乙本・同丙本、いみしうニ作ル、こひ○コノ下ニ、松平本・群書類従本、きこへアリ、たまふに、たてゝ、○コノ下ニ、書陵部乙本・細川文庫本・松平本・群書類従本、あにきみとおはするにアリ、あにの少將はものおもへるさま○以上八字、(挙賢)細川文庫本・群書類従本、ものをもはしけニ、書陵部丙本、物めつるさまニ作ル、にておはし、此君は心ちよけにて、○おはし以下、書陵部乙本・同丙本・細川文庫本ナシ、さうのふえをふきたまふとみれは、たゝ御くちのなるなりけり、

縁法師とありト傍書シ、同乙本・丙本、せいニ作ル、そうつのゆめに、ちゝおととのおはするところに、ものをへ

なとかはゝうへのあにきみよりも○以上七字、書陵部乙本・同丙本、いみしうニ作ル、こひ○コノ下ニ、松平本、きこへアリ、たまふに、

御心ちよけなりときこゆるを、○なり以下、細川文庫本・松平本・群書類従本、にておはするときこゆれはニ作ル、あはすと○あはすと、細川文庫本・松平本・群書類従本、いとあはすニ、書陵部乙本、あはれいふとニ作ル、おほしたる御けしきにて、○おほしたる以下、書陵部乙本・同丙本、おほしてニ作ル、

かくのたまふ、○以上六字、細川文庫本・松平本・群書類従本、たつそてをひきとゝめてかくの給ふニ、書陵部乙本・同丙本、たつそてをひきとゝめてかくニ作ル、

しくれとは花そちくさに○以上六字、書陵部乙本・同丙本、ちくさのはなそニ作ル、ちりまかふなにふるさとに袖ぬらすらん

後

花つみあつめて、○以上七字、細川文庫本・松平本・群書類従本、むかしは契りき蓬萊宮の中の月、いまはあそふ極樂界のうちの風にニ作ル、

心にもあらてあひみぬとし月をけふまて花とつみてけるかな

かへし

うつろはぬ心なりせはとし月を花とつみてもみすそあらまし

殿うせたまひてのち、はかうしたましに、○以上五字、細川文庫本・松平本・群書類従本、したまひしつゐてにニ作ル、

なみたにそ○以上五字、同上、きみたにもニ作ル、おなしみとりの雨ふれはこゝろをものへ○みとり以下、同上、ぬれとてのりのあめのふる

父伊尹ノ法華八講ニ歌ヲ母恵子女王ト贈答ス

天延二年九月十六日

こゝろを もニ作ル、たつねつるかな

追悼歌

みやの御かへし○みや以下、同上、さ れはかへしニ作ル、

のりの雨もなみたもわかす神無月きえて○きえて、同上、はてやニ作ル、しくれやひまなかるらん○ひま以下、同上、いとゝなか らんニ作ル、

母ト贈答ス

殿のうせたまひてのはる、○のはる、書陵部乙本・同丙本、庫本・松平本・群書類従本、またのとしの春ニ作ル、雨のいたう ○いたう、細川文庫本・松平本・群書類従本ナシ、ふれは、その日、○ふれは以下、書陵部乙本・同丙本、ふるにニ、細川文庫本・松平本・群書類従本、ふるひニ作ル、はるさめの時に○の時に、書陵部乙本・同丙本・細川文庫本・松平本・群書類従本、もとしにニ作ル、したかふよのなかにいまはふるそと おもふかなしさ

はゝ上、東宮にさふらひたまひしに、いとまにてひさしくまいり侍らさりしかは、○まいり以下、書陵部乙本・同丙本、まいらせ給はさりしかはニ作ル、なてしこにつけてたまはせたりし、○以上七字、書陵部乙本、丙本、給へりしニ、細川文庫本・松平本・群書類従本、たてまつりし、はゝうへニ作ル、

よそへつゝみれとつゆたになくさますいかゝはすへきなてしこの花

御返、そのはなのすこしなゑたるに、○そのはな以下、書陵部乙本・同丙本、細川文庫本・松平本・群書類従本ナシ、

資子内親王ト贈答ス

しはしたに○たに、群書類従本、たかニ作ル、かけにかくれぬほとはなをうなたれぬへしなてしこの花

（資子内親王）一品宮のたいはん所にて、かうしねかいしかは、やまふきのはなに、かうしを ゝりて○以上七字、書陵部乙本・同丙本・いとおかしくかうしを 細川文庫本・松平本・群書類従本、いとをかしうニ作ル、ならして○コノ下ニ、書陵部乙本・同丙本、さしアリ、いたしたりしかは、とりて、○以上十一字、同上、いてたりしかはニ、細川文庫本・松平本、えふくろにさしいたしたりけれはこしにひきつけてニ、群書類従本、いたしたりけれは、こしに ひきつけてニ作ル、梅○梅、書陵部甲本・同乙本ナシ、つほのかたにまいりて、○まいりて、細川文庫本・群書類従本、きむたちひきつれていきて ニ作ル、花をこきいれて、○花をノ下ニ、細川文庫本・群書類従本、いろ〳〵にアリ、かくかきていれたり、○いれたり、書陵部乙本・同丙本、内にいるニ、細川文庫本・松平本・群書類従本、なかにいれたりけるニ作ル、

うれしやはこれをみつれは○は、細川文庫本・松平本・群書類従本、とニ作ル、あちきなくはなになりたる心ちこそ すれ○以上六字、書陵部乙本・同丙本・細川文庫本・松平本・群書類従本、こゝろのみしてニ作ル、

返

いつとなくのとけきはるの空なれは花におとらぬ身ともなりなん○コノ一首、群書類従本、詞書ヲ、またかへしニ、歌ヲ、またなさはまことの花におとらめとあやしき春のときならぬみよニ作ル、

又かへし

時ならぬ身にもいかてかなりぬらんはるにをくるゝはなはありやは○コノ一首、書陵部乙本・同丙本、はかなさ

天延二年九月十六日

はまことの花におとらねとあやしくはなにときならぬみよニ作ル、

又、かへし

義孝ト致平親王

はるのはな○の、細川文庫本・松平本、ちゝやはさへに、○以上七字、書陵部乙本・同丙本、細川文庫本・松平本、ちゝやちくさにニ、群書類従本、ちるやちくさにニ作ル、おもへともことのはしけしかくてやみなん

義孝ト源延光

〔拾遺和歌集〕十八雑賀　○前田家浄辨本

おなし少將(義孝)かよひ侍ける所に、兵部卿致平のみこまかりて、少將のきみおはしたりといはせ侍けるを、のちにきゝ侍て、かのみこのもとにつかはしける、

あやしくもわかぬれきぬをきたるかなみかさの山を人にかられて○本書、コノ前ノ歌ノ作者ヲ藤原義孝右近少將、トス、

〔義孝朝臣集〕○書陵部本

權中納言(藤原延光)の御ともに、○以上九字、細川文庫本・松平本・群書類従本、權大納言殿にニ作ル、はるの○はるの、細川文庫本・松平本・群書類従本ナシ、花みにいきたりしに、○に、細川文庫本・松平本・群書類従本、かはニ作ル、さくらの○コノ下ニ、細川文庫本・松平本・群書類従本、はなアリ、ちりしかは、○しかは、細川文庫本・松平本・群書類従本、たりけるをみて、大納言ニ、詞書ヲ、書陵部乙本、權大納言との御もとに、さくはなみにまうてたりしに、櫻のちりたりしかは、大納言ニ作ル、

さくらはなまたみぬほとに散にけりのちの春たに心あらなん

御かへし

此春の○春の、書陵部乙本・同丙本・松平本・群書類従本、春もニ作ル、君をはまちつ○まちつ、書陵部乙本・同丙本、まちしニ作ル、さくらはな風のこゝろのなきにや有らん

おなし殿、かく花みたまて、いまた心やすく、のこりの花○かく以下、書陵部乙本・同丙本、へたうはなれ給て、いまたに、こゝろやすくて、にはの花をニ作ル、みんとさためたまへる日、風のいたくふきてとまる○とまる、同上、とゝまるニ作ル、よしのたまへるに、○以上六字、書陵部乙本、おなしへたう、書類従本、の給つるにニ、詞書ヲ、細川文庫本・松平本・群寺のはなみんとさため給へる日、風のいたくふきて、とまるよしの給へるにニ作ル、ひゐの別當はなれ、いまたにこゝろやすく、仁和

あまつかせふきもみたらぬ物ならは○以上九字、書陵部乙本、もみえぬ物ならはニ、細川文庫本・松平本、みたれぬるはなゝれはニ、群書類従本、みたれぬる春なれとをおもへは○はるの以下、書陵部乙本・同丙本、花のいとおもへはニ作ル、こゝろのとかに花も○も、書陵部乙本・同丙本、はニ作ル、みてまし○細川文庫本・群書類従本、みるましニ作ル、

御返、へたうはなれたまへる○たまへる、細川文庫本・松平本・群書類従本、たまひぬるよしニ作ル、を、いと○いと、松平本ナシ、いたうあはれかりてきこえたまて、○へたう以下、書陵部乙本・同丙本ナシ、

ふきとむる○むる、書陵部乙本、めるニ、同丙本・細川文庫本・松平本・群書類従本、めぬニ作ル、風そかなしきはるのよの色のつねなきことをしるとをおもへは○はるの以下、書陵部乙本・同丙本、花のいつねなきことをしれると思へはニ作ル、

中宮(藤原爲光カ)の大夫のうふやの七夜、むかしをこひたまひて、

ちゝにつけ○以上五字、細川文庫本・松平本、ちるにつけニ作ル、おもひそいつるむかしをはのとけかれとそ○以上七字、同上・群書類従本、のとかなるともニ作ル、君はいはまし○以上五字、細川文庫本・松平本・群書類従本、御かへし、君かかくいふにつけても人しれぬ心のうちてこゝろあるかなノ一首アリ、

惟正ト贈答ス

〔藤原義孝集〕

修理のかみこれたゝ、わかうりをおこせたり、らい月○以上十八字、書陵部本・同甲本ナシ、さねすけの少将むこにとるへしときゝてのころ、○のころ、同上ナシ、みそのもりこたへたにせよつきたゝはかのことともみななりぬへしとか○コノ一首、書陵部本・同乙本・同丙本、こよひしもきかてやゝまむほとゝきすのちになくともさためなきよにニ作ル、

義孝トまさもとの少将

四日のよかへしあり、

なにこともなるともなしにうりつらの名にのみたゝんことのあやしき

また、かへし

あやもあれあやももなくまれかのうりのかすならぬみようやは世中○以上二首、書陵部本・同甲本・同乙本・同丙本ナシ、

〔義孝朝臣集〕○書陵部本

まさもと○まさもと、書陵部乙本・同丙本、まさともニ作ル、の少将、よさりこむとありしに、さもあらさりしかは、○コノ下ニ、同上、おかしきあふきにてアリ、

義孝ト六君

山おろしのかせはふけともことのはも今はちり○ちり、同上、よりニ作ル、こぬ谷の埋木

かへし

本ノマヽ、おりいかに○以上五字、書陵部甲本、おほくみねの松とはいはすしておもはせたりな谷の埋木

またの年の秋、六君○六君、書陵部甲本、ちゝきみニ、同乙本・同丙本、七の君ニ作リ、松平本、六條宮のきみイノ傍書アリ、の御夢に、この君の御ふみありけるに、○この君以下、書陵部甲本ナシ、

きてなれしころもの袖もかはかぬにわかれし秋になりにける哉

義孝ト大輔君

ふくなるころ、大輔のきみに人○以上七字、細川文庫本・群書類従本、大夫君人のめて人ニ作ル、のくによりのほりたりとて、○とて、書陵部乙本・同丙本、ときゝてニ作ル、ものへゆくみちなるに、いひいるゝ、○以上七字、書陵部乙本・同丙本、れはいひたるニ、松平本・群書類従本・松平本・群書類従本、おとこもふくなりけるアリ、細川文庫本、いひいるゝニ作リ、コノ下ニ、

こひしとはおもはぬ物か○以上六字、書陵部丙本、思ふものからニ、細川文庫本・松平本・群書類従本、おもひしものをニ作ル、ふちころもきたりときけとあはぬ○あはぬ、細川文庫本・松平本・群書類従本、とはぬニ作ル、心よ

おとこあるほとにて、かへし○かへし、松平本・群書類従本、返事ニ作ル、なし、

義孝ト衛門内侍

衛門内侍○衛門内侍、細川文庫本・松平本、右衛門督の命婦とも命婦ニ、群書類従本、左衛門督の命婦ニ作ル、のもとに、この少将と○以上五字、書陵部乙本・同丙本、よしたかとニ、細川文庫本・松平本・群書類従本、権中将とニ作ル、なのりて、みやの○みやの、書陵部乙本・同丙本、三の宮ニ作ル、おはしたりとき

ゝて、いひやる、

○歌略ス、前掲拾遺和歌集、あやしくもノ歌ニ同ジ、

衛門内侍○衛門内侍、細川文庫本、衛門蔵人ニ、松平本・群書類従本、左衛門蔵人のニ作ル、なをうとかり○うとかり、書陵部乙本・同丙本、うかりニ作ル、けれは、こうりにかけて、○以上七字、細川文庫本・松平本・群書類従本、衛門蔵人ニ作ル、て、それにかきつくニ、詞書ヲ、後拾遺和歌集、るに、うとくのみ侍りけれは、ちいさきうりにかきてつかはしけるニ作ル、

ならされぬみ○み、細川文庫本・群書類従本、かニ作ル、はそのうりとしりなから○以上八字、細川文庫本・松平本・群書類従本、くれときゝなからニ作ル、

よひあか月とたつそ露けき○露けき、同上、くるしきニ作ル、

衛門○衛門、松平本・群書類従本、左衛門ニ作ル、のないしときめきしころ、山にのほりていひおこせたり、

空たかく時めく月○月、書陵部乙本・同丙本、君ニ作ル、ときゝしかは我もくも井にきてそなかむる

藤侍従ト贈答ス

ふらのしし○以上、書陵部乙本・同丙本ナシ、う藤侍従歟群書類従本、やるとてニ作ル、五月五日に、まろなるさうふにつけて、○につけて、細川文庫本・松平本・

これたにも○これたにも、松平本・群書類従本、こまたにもニ作ル、すさめすときく○きく、細川文庫本・松平本・群書類従本、いふニ作ル、あやめ草かゝるはきみかふさひとか○以上五字、同上、すさひとそニ作ル、きくかへし

あやめ草○草、書陵部乙本・同丙本・細川文庫本・松平本・群書類従本、たにニ作ル、かゝるは人にひかれけりみきはにそふる○そふる、細川文庫本・松平本、かへるニ、群書類従本、うつるニ作ル、君やなになり

ふちのしゝう、たちよりたるに、○以上七字、細川文庫本・松平本・群書類従本、すけにものいひたるに、月もなきころなれは、いとくらしやなといひたるニ作ル、やみのうつゝは○コノ下ニ、同上、ささやかなるアリ、といへは、

おもひつゝまとろむほとにみつるよは○以上五字、書陵部乙本、みつるよりニ、細川文庫本・群書類従本、みるよりもニ、松平本、みるよりはニ作ル、かゝるうつゝ○うつゝ、書陵部乙本、心ニ作ル、はかなかりけり

〔藤原義孝集〕

堀川の中宮にて、雪の○コノ下ニ、書陵部本・同甲本、いみしうたかく、同乙本・同丙本、いたくアリ、ふりたる、つとめて、れいけい殿のほそとのゝ○とのゝ、書陵部乙本・同丙本、とのにてニ作ル、かれたるすゝき○以上八字、書陵部本ナシ、に、雪ふり

辨少將ト贈答ス

かゝりたるを○コノ下ニ、同上、かれたるすゝきにさしてすたれより、同乙本、すたれのかたより、同丙本、すたれのしたよりアリ、とのもつかさして、○以上八字、書陵部乙本・同丙本ナシ、さしいれて辨の少將のきみ、○さしいれて以下、書陵部本、入て少將ニ作ル、たてまつれ給ふとて、それにむすひつく、○給ふとて以下、書陵部本、たるとそあるニ、同乙本・同丙本、給たりニ作ル、

まねくかたにそゆきとまりける

とかきてをこせたりけれは、○とかきて以下、書陵部本・同乙本・同丙本ナシ、

ときすきてかゝるすゝきのみなれとも○同上、以上ノ上下句ヲ連續シテ一首ト爲シ、義孝ノ詠ミシモノニ作ル、

かきてをこせたり、○かきて以下、書陵部本、とてとらせたれはニ、乙本・同丙本、とてとらせたれは、かへしニ作ル、

さためなく風もこそふけ花すゝきいかにせんとかむすひをきけん○以上十一字、書陵部本、せよとかゆきとまるらんニ、同乙本、せんとかゆきもとまらぬニ、コノ一首、同丙本、さためなく風もふくよはしのすゝきよらんかたなきものをこそおもへニ作ル、

またかはらけにかきて、○以下、書陵部乙本・同丙本ナシ、かみにつゝみて、○以上七字、書陵部本ナシ、うちわりてとらせたれは、

さためなく風のふくよは花○花、書陵部本・同乙本、しのニ作ル、同丙本、

また、○また、上ナシ、同かへし

あはれにも思ふなる哉花○以上八字、同上、とそおもひなりぬるしのニ作ル、すゝき秋こそうけれはるもしらしな○以上五

字、同上、はつらしやニ作ル、

〔義孝朝臣集〕○書陵部本

ほりかはの中宮のないしに、○に、群書類従本、のすたれのまへにニ作ル、ものいふころ○ころ、書陵部乙本・同丙群書類従本、ほとにニ作ル、あめのふりけれは、○けれは、書陵部丙本、かゝれはニ、細川文庫本・松平本・群書類従本、降かゝれは、女のつけゝれはニ作ル、

わひぬれはつれなしかほはつくれともたもとにかゝる雨そわひしき○以上六字、書陵部丙本・松平本、あめのわひしさニ作ル、

おはしところに或ないしところにたちよりて、人のありしかは、うりにかきて、○詞書ヲ、書陵部乙本・同丙本、おなし所にたちよりたるに、人の有しかはニ、細川文庫本・松平本・群書類従本、またおなし所にたちよりたるに、まらうとのありしかは、たちなからかへりて、またあしたに、うりにかきつくニ作ル、

こそはこれ○以上五字、細川文庫本・松平本・群書類従本、これをみよニ作ル、ひとよはひとよ○以上三字、細川文庫本・松平本・群書類従本、ひとめニ作ル、つらなからたちやすらひし○以上十二字、同上、つらかりきたちわつらひしうりにやあるらんニ作ル、うりにやはあらぬ○コノ一首、書陵部乙本・同丙本、これはこれ一夜〳〵はかられきたちわつらひしうりにやあるらんニ作ル、

人のもとよりかへりて、○コノ下ニ、書陵部乙本・同丙本・細川文庫本・松平本・群書類従本、つとめてアリ、後拾遺和歌集、詞書ヲ、女のもとより歸てつかはしけるニ作ル、

後

君かためおしからさりしいのちさへなかくもかなとおもひけるかな

天延二年九月十六日

天延二年九月十六日

義孝ト物いひし女

物いひしめに、こと人ものいふときゝて、おほかたにはありとみけれと○以上九字、細川文庫本・松平本・群書類従本、つねにはみれと、ものいはねはニ作ル、なにそはかひはへる○以上九字、同上、なとかへるニ作ル、やまといひたりけれは、○詞書、書陵部乙本・同丙本、ものいひし人、女の人にものいふときゝて、おほかた物もいはねは、なにとか人歸る山よといひたりけれはニ作ル、

かへる山さか〳〵しくもみえなくになにかは人のたちとまるへき

返

こよひ○こよひ、細川文庫本・松平本・群書類従本、こひにニ作ル、のみまとへる人の心にはさか〳〵しくもみえぬなるらん○コノ一首、書陵部乙本ナシ、

うちわたりて○て、書陵部甲本・同乙本・同丙本・細川文庫本・松平本・群書類従本、にてニ作ル、かたらひし○かたらひし、細川文庫本・松平本・群書類従本、ものいひしニ作ル、女、たえてのちらみけれは、

あふさかやたひ行人のしのはらに一夜はやとにとらぬものかは

ものいひし人に、うりのありしを○以上五字、書陵部乙本、同丙本ナシ、やると、○やるとて、細川文庫本・松平本・群書類従本、とりてニ作ル、

たつことのものうかりつるうりなれはのちやならすとたのみ○たのみ、書陵部乙本・同丙本・細川文庫本・松平本・群書類従本、おもひニ作ル、つるかな

義孝トしのひたる人

かへし

あたなりとなにたつきみはうりふ野のかゝるつらに○に、細川文庫本・松平本・群書類従本、さニ作ル、もならはさりけり○以上七字、書陵部乙本・同丙本・細川文庫本・松平本・群書類従本、ならさゝりけりニ作ル、

八月はかりに、しのひたる人にあひて、○しのひたる以下、細川文庫本・松平本・群書類従本ナシ、人めをいたくしのひしかは、よふかくかへるあしたに、すゝきにつけて、

花すゝきむすひをきたるたもとゆへ露も心もとけすみえける

かへし

ほのむすふのくさかくれ○以上六字、書陵部乙本、のゝくさかくれニ作ル、の花すゝきとけてやあきのすきん○のすきん、同上、もはてんニ作ル、とすらん

義孝ト女

女のはかりしに、○はかりしに、細川文庫本・松平本・群書類従本、もとにニ作ル、

命たにはかな〳〵もあらは世に○以上五字、書陵部乙本・同丙本、よにあれはニ作ル、おもひつきにしことはわすれし

○以上十四字、同上、おもひつきせめよにやはあらぬニ、細川文庫本・松平本・群書類従本、あらはとおもふきみやはあらぬニ作ル、

又、女に、

天延二年九月十六日

源惟正ノ宅ニ方違ス

いつまての命もしらぬ世中につらきなけきのたゝならぬかな

かへし

身をつみてなかゝらぬよをしる人はひとへに人をうらみさらなん

女たつねしに、○詞書ヲ、細川文庫本・松平本・群書類従本、また、女をたつねしにニ作ル、

つみ○つみ、細川文庫本・松平本、つゆニ作ル、ふかきものにさりける女郎花たつぬる人をたゝにあらせす

源すり(惟正)のかみの家にて、かたたかへにいきたるに、枕をいたしたる、かへすとて、

○以上五字、同上ナシ、つゝみたるかみに、○詞書ヲ、書陵部乙本・同丙本、これたゝのすりのかみの家にかたゝかへにいきたるに、まくらいたしたる返かみにニ作ル、

拾つらからは人にかたらむしきたへのまくらかはしてひとよねにきと○拾遺和歌集同ジ、

返

あちきなやたひのやとりをくさ枕かりならすして○して、細川文庫本・松平本・群書類従本、とてニ作ル、さためなり

なん○なりなん、書陵部乙本・同丙本・細川文庫本、たりとかニ、群書類従本、たりとはニ作ル、

あかすおほゆれと、かくなんありしと、これかへしせよといひしかは、かしらは

いかにとて、○おほゆれと以下、書陵部乙本、おほえしかは、人にかうなんありし、返しせよといひしかはニ、松平本・群書類従本、おもほえしかは、人にかくなんありし、これか返事せよといひしかは、かくニ作ル、

かたるともたかなはたゝしなかゝらぬこゝろのほとや人にしられん

橘正通ト圍碁ス

〔源順集〕

右近少将義孝朝臣と加賀掾橘正通と圍碁うちて、大和歌十首をつくる、正通まけて、次日こふに四首をあたふ、春の暮、

心して風はふかなん花の散かたにや春もゆくと尋ねん○以下、歌三首略ス、

〔元輔集〕○群書類従本

天祿二年正月、○以上六字、書陵部甲本、天徳二年正月一日ニ作ル、ひえに○ひえに、書陵部乙本ナシ、よしたかの少

比叡山ニ登リテ清原元輔ニ歌ヲ詠マシム

將のほりて、○以上十一字、書陵部甲本、よしたかまうてきてはへりしにニ、同丙本、少将よしちかまうてきてはへりしにニ作ル、鶯の聲心もとなきよし

よめと侍りしに、○鶯以下、書陵部甲本、鶯のこゝろもとなきよめといひ侍しにニ、同丙本、うくひすの心もとなくよしよめとはへりしかはニ作ル、

鶯の音は○音は、書陵部丙本、はねニ作ル、うちとけて足引の山の雪こそした消に○以上四字、同上、けれしたにきえニ作ル、

〔義孝朝臣集〕○書陵部本

よかはにて、さくなむさ○さ、細川文庫本・群書類従本、さうニ作ル、をみて、○みて、書陵部乙本・同丙本、よみしニ作ル、

むらさきのいろにはさくなむさしのゝくさのゆかりと人もこそみれ○コノ歌ニ、書陵部甲本、高光少将歌也ノ傍

書ア
リ、

いし山のみねのもみちを、○詞書、書陵部乙本・同丙本ナシ、
有明の月はそらにて○以上五字、群書類従本、のはらにてニ作ル、山のはにふかくも人のいりにけるかな○人の以下、松平本・群書類従本、空にしりにけるかなニ作ル、細川文庫本・

石山にまうでたるに、○まうて以下、同上、うてゝかへるニ作ル、まかはつらにとりのおほうたては、
さよふかくたつかはきりも有物をなく〳〵かへる○かへる、細川文庫本・松平本、きぬるニ、群書類従本、きゐるニ作ル、ちとり
かなしな

〔二中歴〕十二 詩人歴
非成業○中略
藤義孝〔右〕左近少将、

〔和歌色葉〕上
六、名譽歌仙者
集・打聞に入たる歌よみはおほかれと、むねとおほえたかきは四百五十人也、○中略
俗百六十人

石山寺ニ詣ス

詩人

名譽ノ歌仙

拾遺詞花 後拾

〔拾芥抄〕上 和歌家部二十九
又歌人三十六人
○中略
藤原義孝謙徳公三男、〔右〕左近中將、正五位下、〔少〕

〔百人一首抄〕下
百人一首作者部類
五位二人 藤原義孝

〔作者部類〕地 歌部 作者 五位
右少將
藤義孝謙徳公、天延二年九十六卒、拾、三、後、六、詞、一、新、一、續、一、今、一、續後、一、風、一、
新千、一、

〔勅撰作者部類〕自帝王至庶人之部
義孝五位、右少將、藤原謙徳公男、天延二年九十六卒、拾遺集雑秋、一、雑賀、二、

後拾遺集哀、一、

續後拾遺集哀、一、

天延二年九月十六日

右近衛少將藤原義孝 一條攝政謙徳公御息、母中務卿代明親王女、

後拾遺集哀、四、三はゆめの内に戀しめしける歌、一、雑二、一、雑六、一、誹諧、

詞花集雑下、一、

〔拾遺鈔目錄〕○陽明文庫本

讀人百卅三人

○中略

少將義孝一首、雜、

〔後拾遺和歌集〕二十誹諧歌

七月はかり、月のあかゝりける夜、女のもとにつかはしける、

少將藤原義孝

わすれてもあるへきものをこのころの月夜よいたく人なすかせそ

〔本朝書籍目錄〕

假名

義孝日記　一卷

○義孝、賀茂齋院御禊ニ、垣下ヲ奉仕スルコト、天祿三年四月二十日ノ條及ビ本年四月十九日ノ條ニ、駒牽ニ、父藤原伊尹ノ御馬使トナルコト、天祿三年八月十五日ノ條ニ、伊尹ノ攝政ノ辭表ヲ上ル使トナルコト、同年十月二十一日ノ條ニ、

誹諧歌

日記

重服ナレドモ、敍位ニ候スルコト、天延元年二月八日ノ條ニ、夜御殿ノ火災ニ參ズルコト、本年四月十二日ノ條ニ、季御讀經ノ堂童子ニ定メラルヽコト、同年八月十八日ノ條ニ、母惠子女王ノ算賀ノ法事ヲ企ツルコト、同年十二月二十七日ノ條ニ見ユ、

二十二日、丁卯、山陵使ヲ發遣ス、

〔日本紀略〕圓融院

九月

廿二日、丁卯、奉遣山陵使、

二十七日、壬申、疱瘡ヲ惱ミ給フ、

〔親信卿記〕平記四○陽明文庫本

九月

(朱書)「主上御疱瘡」

廿七日、自此夕、主上惱給疱瘡云々、

○大神宮以下十六社ニ奉幣シテ、疱瘡ノ災ヲ祈禳スルコト、本月八日ノ條ニ見ユ、

十月大　乙亥朔

一日、乙亥、旬平座、

〔日本紀略〕圓融院

十月一日、乙亥、平座、見參、

〔親信卿記〕不記四　○陽明文庫本

十月

二日、○中略

外記來申殿上見參、而不候、仍不給、

〔宋書〕「奏次侍從以上見參事」

民部卿藤原朝臣（藤原兼通）文範、參射場令奏太政大臣以下次侍從以上見參幷祿目錄文等、返給退出、差文夾、依御物忌、不御南殿、公卿着宜陽殿座、

三日、丁丑、仁壽殿ニ於テ、臨時御讀經ヲ修セラル、

〔日本紀略〕圓融院

十月

三日、丁丑、臨時御讀經、僧廿口、

見參祿目錄等ヲ奏ス

御物忌

〔親信卿記〕不記四　○陽明文庫本

十月

〔宋書〕「仁壽殿御讀經」

三日、自今日內御讀經、於仁壽殿被行云々、

備中國ヲシテ、中宮職戶座ヲ貢セシム、

〔類聚符宣抄〕一　卜貢戶座事

太政官符備中國司內印　天延二年十月三日符、不注上宣、但無驛鈴、

應卜貢中宮職戶座事○文略ス、天曆三年九月十一日ノ條ニ收ム、

五日、己卯、右衞門佐藤原顯光ヲ藏人頭ニ補ス、

〔職事補任〕圓融院

藏人頭

五位職事直補五位頭例

右衞門佐從五位上藤顯光　天延二十五補、元五位藏人、○一代要記・皇代歷、異事ナシ、

〔公卿補任〕六　天延三年

參議從四位下藤顯光、三十二、天延二十五藏人頭、卅一歲、舉賢（藤原）卒去○九月十六日ノ條參看、替、

六日、庚辰、御物忌、

天延二年十月五日　六日

五位職事五位頭ニ直補ノ例

藤原擧賢卒去ノ替

〔親信卿記〕平記四　○陽明文庫本

十月

六日、今明御物忌也、雜文書持來、

十日、甲申、興福寺維摩會、

〔維摩會講師研學竪義次第〕

（天延）二年、甲戌、講師法蓮（宋書）「去年十月十七日宣、廿一日請、」年六十五、薦卅七、平氏、神念律師弟子、已講率、三論宗、東大寺、勅使左中辨佐理、（宋書）「俗別當」（藤原）研學守朝年四十二、薦廿六、所立中邊論疏、（宋書）「擬講眞喜（八カ）三月八日任權別當、」

〔三會定一記〕一

勅使右中辨佐理　去年十二月十七日宣、講師法蓮東大（寺）、同二年（天延）六十五、三論（宗）、竪義守朝四十二、次（眞）幸喜、

〔僧綱補任〕二　○興福寺本

講師法蓮　三論宗、東大寺、去（年）十月十七日宣旨、（宋書）「六十五、」

竪者守朝　（宋書）「卅三、」

次　常（眞）喜

十一日、乙酉、除目、

〔日本紀略〕圓融院

十月

十一日、乙酉、除目、

〔公卿補任〕六　貞元元年

參議從四位下同（藤）時光、二十（天延二年）九、十月十一日春宮亮、

〔公卿補任〕六　永觀二年

非參議從三位同道（藤）隆、三十（天延二年）二、十月十一左少將、

藤義懷、二十八、天延二年十一侍從、

〔公卿補任〕六　寬和二年

非參議從三位藤懷遠　天延二年十一少納言、（藤原）懷忠四位三年間　○天祿二月二十九日ノ條參看、替、

〔公卿補任〕六　寬弘元年

參議正四位下同（藤）正光、四十八、天延二年十一左少將、十七日昇殿、

〔親信卿記〕平記四　○陽明文庫本

十月

十一日、除書、御書・弊狀等、付兵部大夫、

〔局中寶〕○尊經閣所藏

內覽後令奉行公事給例

○中略

上卿藤原兼通

（藤原兼通）忠義公

○中略

召名

（天延）同二年十月十一日、（兼通）太政大臣參着仗座、被行除目事、中納言（藤原）爲光以下召名、

〔公卿補任〕六 天延三年

參議從四位上同（藤）爲輔、五十六、天延二十廿八大和權守、

〔公卿補任〕六 永祚元年

參議正四位下藤懷忠、五十五、〔三年イ〕十月（天延二年）十七權左中辨、

○藤原懷忠ノ任官等、便宜合敍ス、

十七日、辛卯、月食、

〔日本紀略〕圓融院

十月

十七日、辛卯、朝間月蝕、

〔參考〕

〔東京天文臺回答書〕昭和四十一年五月七日

ユリウス暦九七四年一一月三日（天延二年一〇月一七日）　月食

オツポルツエル表によれば、一〇月一七日及びこの日の附近に月食はない、

閏十月大乙巳朔

二日、丙午、五節行事ヲ定ム、

〔親信卿記〕平記四 ○陽明文庫本

閏十月

（宋書ニ「奉五節行事」）

二日、頭辨仰（源伊陟）可奉仕五節行事由、

○五節舞姫御前試ノコト等、十一月十六日ノ條ニ見ユ、

五日、己酉、射場始、

〔日本紀略〕圓融院

閏十月

五日、己酉、弓場始、

〔親信卿記〕平記四 ○陽明文庫本

閏十月

五日、○中略

（宋書ニ「射場始」）

今日射場始也、後日聞此儀、

〔樗嚢抄〕年中行事

弓場始

延引

天延元閏十十五、（衍カ）

六日、庚戌、御物忌、

〔親信卿記〕平記四 ○陽明文庫本

閏十月

六日、○中略御物忌、

十七日、辛酉、齋宮隆子女王卒ス、

〔日本紀略〕圓融院

閏十月

十七日、辛酉、伊勢齋王隆子女王卒于齋宮、依疱瘡之病○疱瘡ノコト、九月八日ノ條等ニ見ユ、也、

廿七日、辛未、卿相參仗座、被下可葬送齋王宣旨、付本寮、

〔親信卿記〕平記四 ○陽明文庫本

天延二年閏十月六日　十七日

閏十月

(朱書、下同ジ)「伊勢齋王卒去風聞」

廿三日、伊勢齋王卒去之由云々、件齋王是彈正尹章明親王女也、去十六日(マヽ)率去云々、

「定齋王卒去後事」

廿七日、參內、(儀原文範)民部卿入夜參入、承定齋王卒去後事、先例於彼宮卒去之例、未勘得云々、

〔日本紀略〕圓融院

安和二年

十一月

十六日、己未、隆子女王卜定伊勢齋王、彈正尹三品章明親王之一女也、

天祿元年

九月

八日丙午、○中略伊勢齋王禊東河、入主水司、

卅日、戊辰、伊勢齋王自主水司入野宮、仍禊東河、

二年

九月

廿三日、乙卯、齋宮群行也、齋王自野宮、臨葛野河行禊、參大極殿、天皇同行幸、發遣之、

章明親王第一女

後事定

事歷

松本宮ト號ス

〔本朝皇胤紹運錄〕

章明親王——

- 源尊光 從四下、
- 源近光 從四下、
- 僧尊仁
- 濟子女王齋宮、
- 隆子女王齋宮、

〔一代要記〕春 醍醐天皇 ○京都御所東山御文庫所藏

皇子

章明親王——

- 隆子女王齋宮、天祿元(年)—薨、(マヽ)

〔本朝女后名字抄〕

齋宮

隆子內親王 (マヽ)天祿元(ニ)年卜定、章明親王女、延喜(醍醐天皇)御孫、號松本宮、

〔二中歷〕一　女院歷

齋宮

隆子　章明親王女、延喜孫、天祿（マヽ）元年薨去、（ン）號松本宮、

○齋宮隆子女王御禊次第司御前定ノコト、天祿元年九月二日ノ條ニ、群行ニ依リテ、御燈ヲ停ムルコト、同二年九月三日ノ條ニ、隆子女王卒去ニヨリテ、軒廊御トヲ行ヒ、大神宮ニ奉幣使ヲ發遣スルコト、本年十一月二十一日ノ條ニ見ユ、

二十三日、丁卯、右政、

〔親信卿記〕平記四　○陽明文庫本

閏十月

廿三日、○中略

（宋書）「着右政」今日、着右政、

二十五日、己巳、檢非違使、津廻ヲ行フ、

〔親信卿記〕平記四　○陽明文庫本

閏十月

廿五日、有津廻事、仍退內向西市、而官人等早去、追北（比）至嶋坂、纔以追及、左佐俊・（藁）尉興輔・惟時進過狀、便宿此所、明朝令進申文、加教喩從放免、

（宋書、下同ジ）「津廻」

（泰）志清理・元平・府生公蔭（能登）、右佐共政・尉親信・府生茂兼、自餘官人、各申障之由、先廻山埼津、刀禰前行、次看督長、次府生・志・尉・佐列廻、次着政所、勘刀禰令

「勘淀津刀禰」廿六日、着淀津政所、勘刀禰令進過狀、便加教喩、同以宣之、不令進申文、次着今山埼津、其儀如淀、入夜入洛、

三十日、甲戌、高麗交易使歸京ス、

〔日本紀略〕圓融院

閏十月

卅日、甲戌、高麗國交易使藏人所出納國雅（渡アルカ）相具貨物參入、其中彼國馬一疋、葦毛、似本朝駄馬、不可爲貢賜、

〔親信卿記〕平記四　○陽明文庫本

閏十月

（宋書）「□貨物使還參」卅日、高麗貨物使雅章還參事、在解文、

○大宰府、高麗國南原府使等ノ對馬來著ノ由ヲ奏スルコト、天祿三年九月二十三日ノ條ニ見ユ、

山崎津政所ニ著ス

淀津政所ニ著ス

財物ヲ具シテ參入ス

紫宸殿出御

賀表ヲ奏ス

十一月 小盡 乙亥朔

一日、乙亥、朔旦冬至、

〔日本紀略〕圓融院

十一月一日、乙亥、朔旦冬至、上卿上表、天皇出御南殿、

〔親信卿記〕平記四 ○陽明文庫本

十一月

（朱書、下同ジ）「旬當朔旦冬至」

一日、旬事、當朔旦、

可催仰事

內藏寮御插鞋 指油 指燭布 ヽヽ給直、 脇御膳○脇御膳、小字ニ作ルベキナラン、先日仰、 內匠寮 內膳司 大炊索餅料事、 御厨子所 大膳度索餅、 造酒司 縫殿寮壁代幷御帳・帷可進事、 內作管、貫木、 掃部女官 主殿女官火爐幷燈燭等事、御張拂拭事等、 內侍二人 圍〔闈〕司三人 御門守 髮上 采女 □〔七イ〕事廿枚可仰作物所、 御裝束事 御冠事 御靴 內裏式 理髮人可警召事

置物机幷燈臺等事可仰所、

○中略

「朔旦冬至」

同日朔旦冬至也、天晴、諸卿着陣座、左大臣〔源兼明〕令奏補出居侍從之文、列立小庭奏賀表、

未ダ解由ヲ得ザル者等ヲ召ス

臺盤ヲ供ズルト侍從參入ト次第ヲ失ス

索餅ヲ供ズ

御贄ヲ奏ス

御酒ヲ供ズ

御曆ヲ奏ス

內侍臨檻、取之奏矣、次令奏可召未得解由者等之由、申二剋出御、內侍召人、右大臣〔藤原〕賴忠、依兼左大將、先着座、參上着座、次王卿、次出居左近衞中將懷忠〔藤原〕朝臣卒〔率〕出居侍從爲〔藤原〕輔朝臣參上、着座、次內膳入月華門供御臺盤、出居召內竪令立臺盤、此間侍從着宜陽殿床子座、檢先例、不供御臺盤之前、參入着座、而・度〔・今イ〕依出居催示、先供御臺盤、侍從參入之程、頗違例歟、內竪給箸・匕、供御臺盤之後、立酒臺、其西立下物机、次供御四種、次給王卿、以下器受索餅、還度時、過版位坤角之間、供索餅、次給王卿、次下御箸、臣下從之、次供蚫御羹、便撤索餅垸、次供御飯、次給臣下、此間厨家奏御贄四捧、件御贄不見延喜・天曆記、依准旬日所奏歟、又其次可有供蚫前、而厨家少納言不候、又預等不候、別當右少辨成忠〔高階〕欲奏御贄、召內竪、六位別當幷頭等受、蹔不叶召間、所遲々云、ヽヽヽ次供內膳御菜幷御厨子所例供御菜等、次給臣下、次下御箸、次臣下給之、供御酒、一獻、酒番侍從勸盃王卿、訖下器度西、受下物給王卿等、次御厨子所供菓子・干物、菓子四種、干物四種、次給臣下、次供二獻、臣下同給、次開門、次圍〔闈〕司一人立版奏、有勅答、次中務奏御曆、無勅答、退出、次闈司二人入自左掖門、舁御曆案昇從南階、立南庇西第三間、入長押一尺許、闈司退下、立南階西邊、內侍執御曆筥奏之、更還出置筥、御曆留御前、闈司參上、舁案立本所退去、少納言率內竪、參入自日華門撤案、此間藏人頭伊〔源〕陟朝臣、仰侍臣令取諸陣・

所々見參、相加殿上見參、召外記給之、陣々・所々使不書名所、追可尋先例也、

左近陣使、美濃守恆平（橘）、右近陣使、春宮亮時元、左兵衛使、右衛門佐致方（源）、右兵衛使、伊賀守景舒（藤原）、左衛門使、齋院長官元尹（藤原）、右衛門使、大藏權大輔棟利（藤原）、內豎所使、兵庫頭知章（藤原）、校書殿（源）、藏人典雅（藤原）、進物所使、藏人說孝（藤原）、御厨子所見參・所書見參（マヽ）、度進物所、々々々入同見參進之、殿上、仰出納令書、但入六位、檢年々例、無所見、藏人所使、惟成（藤原）、

次闈司一人、奏番奏之由、有勅答、令申旨（号カ）、退出、次番奏、有勅答、置个、左近少將道隆（藤原）・右近少將實貞（藤原）・左衛門佐俊（源）・右衛門佐共政・左兵衛佐崇信・右兵衛佐惟章（藤原）、次闈司二人、入自同門列立、各傳取授闈司、々々取之、昇西階付內侍、次供三獻、次有仰、召諸大夫、々々々着宜陽・春興殿西廂床子座、次上卿奏見參、傳內侍、次上卿退下、召少納言給見參、少納言立版位召計、王卿次第退下、列立庭中、拜舞、次還御、于時亥四剋也、

今日供御四種之間臨黃昏、仍供燈燭、主殿供炬火、

朔旦冬至、今年甲戌、十一月一日、延曆廿二年癸未、弘仁十三年壬寅、承和八年辛酉、貞觀二年庚辰、元慶三年己亥、昌泰元年戊午、〇昌泰元年十一月一日ノ條參看、延喜十七年丁丑、〇延喜十七年十一月一日ノ條參看、延曆九年〔卽〕乙亥、〇天曆九年十一月一日ノ條參看、賀表事、昌泰元年十一月一日、

〔政事要略〕二十五　年中行事二十五　十一月一　朔旦冬至會事

表函折立ニ東京錦ヲ用キ案面ニ綺ヲ張ル

菅原文時作

圓融院天皇天延二年十一月、朔旦冬至、公卿抗表曰、臣兼通（藤原）等言、臣聞、叡德上達、則耀緯是璧珠也、皇化旁通、則風雲亦律呂也、卽知玉燭之調和、諒隨金鏡之光彩、臣ム等、誠歡誠喜、頓首々々、死罪々々、臣等謹案、曆曰、今月乙亥朔旦冬至、惟天之瑞聖日、符爰顯焉、乃聖之奉天時、感其徵矣、伏惟皇帝陛下、德配乾坤、仁覃動殖、受朔者自遠、四裔幾塵、愼朝者有儀、諸侯萬王、寧非化之廣被乎、寧非令之能行乎、宜哉千載一遇之聖躬、擅此希値罕得之嘉節、猗歟穆々焉、皇々焉、盛德之事、賀其拾諸、臣等幸爲比封之身、重以敬授之賜、窺圭陰於南極、自赤羽而競歌、聞磬聲於北宮、先百獸而率舞、萬壽之獻、一心無躍、不勝抃躍、拜表以聞、臣ム等、誠歡誠恐頓首々々、死罪々々、謹言、

〔江次第〕十一月

朔旦旬

〇中略厨家進函幷花足高机一脚、〇中略天延二年用東京錦、案面用綺、〇中略若日及晚者、御曆可令付內侍所、天延〇中略有奏、〇中略大臣令藏人奏事由、召仰外記、〇中略天延〇中略有御曆奏、

〔小右記〕〇伏見宮本

天延二年十一月一日

正暦四年
十一月
一日、甲寅、朔旦冬至、○中略此度表縅幷案、仰官厨家令作也云々、○中略天延外記云、（記脱）行事所造進ス
（事カ）幸所造進者、
〔平戸記〕○京都御所東山御文庫記録甲七所収
仁治元年
閏十月
廿二日、辛巳、○中略
代代朔旦旬昇御暦案輩交名事
○中略
天延元年（ニ）十一月一日、乙亥、朔旦冬至也、陰陽頭・助・暦博士・允・屬、昇御暦机幷御暦案ヲ昇ク輩ノ交名
人給暦辛櫃云々、
○中略
于時、陰陽頭大春日益満、助秦茂忠、暦博士大春日益満、權暦博士賀茂光榮、

右注進如件、
閏十月十三日
大外記中原師朝
〔猪隈關白記〕○陽明文庫所藏
建仁二年十一月一日、天晴、是日朔旦冬至也、
任先例有賀表幷旬事、
○中略
朔旦冬至年々
桓武 延暦三年甲子○中略 村上 天暦九年乙卯
圓融 天延二年甲戌 一條院 正暦四年癸巳
○中略
巳上皇居大内、
○朔旦冬至ニ依リテ、敍位・赦ヲ行フコト、本月十八日ノ條ニ見ユ、
七日、（辛巳）、官奏、
〔親信卿記〕平記四 ○陽明文庫本
天延二年十一月七日

十一月

七日、源大言（朱書「官奏」〔納脱〕〔雅信〕）参上、有官奏事、及秉燭、

東京錦一丈三尺・縮綵綾一丈六尺・小文錦一丈、

三斤（〔絲脱カ〕）、爲約（〔絢カ〕）十二約（〔絢カ〕）、仰令史正生、

石清水行幸新穀倉院返抄三枚〇石清水行幸日時・行事ヲ定ムルコト、二月十日ノ條ニ見ユ、請文奉右大辨（藤原爲輔）、

石清水行幸新穀倉院返抄

後日解文ヲ奏セシム

八日、壬午、信濃望月駒牽、

〔親信卿記〕平記四 〇陽明文庫本

十一月

八日、（朱書「不奏望月駒解文事」）牽信濃國望月御馬八疋、外記賀茂保章令奏去（ニシ）、上卿退出之後、馬司進解文、而降雨、若上卿難參歟、可隨仰者、令預飼左右寮、後日令奏解文者、

勅ニ依ル

九日、癸未、初雪見參、

〔親信卿記〕平記四 〇陽明文庫本

十一月

九日、夜大雪降矣、深二寸許、有勅令取見參云々、女房・男房、（下内藏寮）、六衛府下上卿云々、主殿助通理（大江）奉行、

十日、甲申、平野祭、

〔日本紀略〕圓融院

十一月

十日、甲申、平野祭、

十一日、乙酉、清涼殿ニ於テ、選子内親王御著裳ノ儀アリ、仍リテ、同内親王ヲ三品ニ敍ス、

〔日本紀略〕圓融院

十一月

十一日、乙酉、選子内親王（村上天皇第十皇女）、於清涼殿初笄、

十三日、丁亥、除目（マヽ）、選子内親王敍三品、昭子女王正二位、元正三位、〇元年十月十四日ノ條參看、大江皎子從四位上、元從四位下、

〔親信卿記〕平記四 〇陽明文庫本

十一月

十一月十日　十一日

村上天皇第十皇女